

令和7年（2025年）11月11日（火曜日）

第 4 号

令和7年  
北海道議会 決算特別委員会第1分科会会議録

## 第4号

令和7年（2025年）11月11日（火曜日）

## 出席委員

## 委員長

安住太伸君

## 副委員長

稲村久男君

小林千代美君

今津寛史君

高田真次君

藤井辰吉君

丸山はるみ君

中村守君

檜垣尚子君

赤根広介君

高橋亨君

三好雅君

藤沢澄雄君

野生動物対策  
担当局長 三ツ木 寛史君

地域安全担当局長 西 清人君

総務課長兼  
政策調整担当課長 栗原 肇君

環境政策課長 高橋和紀君

自然環境課長 小島 宏君

野生動物対策課長 小島 圭介君

エゾシカ担当課長 嶋本 祐幸君

ヒグマ対策室長 市川 善浩君

道民生活課長 家山 正吾君

女性支援室長 千葉 拓子君

地域安全課長 森田 和寿君

交通安全担当課長 二瓶 友和君

文化振興課長兼  
歴史文化担当課長 高橋 憲正君

スポーツ振興課長 清水 直子君

アイヌ政策課長 高石 浩子君

象徴空間担当課長 藤井 智佳士君

## 出席説明員

環境生活部長 谷内 浩史君

環境生活部  
アイヌ政策監 高見 里佳君

環境生活部次長 竹本 広幸君

環境保全局長 阿部 和之君

自然環境局長 新井田 順也君

くらし安全局長 高木 順一君

文化局長 越田 習司君

スポーツ局長 近藤 史郎君

アイヌ政策推進局長 高橋 奉己君

総合政策部長  
兼地域振興監 中村 昌彦君

総合政策部  
グローバル戦略推進監 山田 哲史君

総合政策部  
交通企画監 斎藤 由彦君

総合政策部次長 蓮見 光志君

総合政策部次長  
兼交通政策局長 清水 大貴君

官民連携推進局長 藤原 和道君

国際局長  
兼ロシア担当局長 小林 靖幸君

地域行政局長 笹森 穰君

【第1分科会 11月11日 第4号】

航空港湾局長 藤嶋泰道君  
国際企画担当局長 堀内一宏君  
地域づくり担当局長 津久井直子君  
鉄道担当局長 佐藤寿志君  
物流担当局長 菅野圭二君  
施設管理担当局長 堤俊輔君  
総務課長 水井啓介君  
官民連携推進局参事 尾野宏介君  
同 吉田三奈子君  
国際課長兼ロシア担当課長 木下博史君  
国際企画担当課長 齊藤祐紀君  
国際経済担当課長 高橋誠君  
外国人材担当課長 山本英司君  
地域政策課長兼胆振東部地震災害復興支援担当課長 漆崎卓哉君  
地域デジタル担当課長 萩野貴也君  
広域連携担当課長 小本幸治君

交通企画課長 齋藤冬樹君  
地域交通担当課長 高松正裕君  
鉄道企画担当課長 佐藤康大君  
並行在来線担当課長 小林達也君  
物流企画担当課長 松田雅宏君  
航空課長 丹野正樹君  
空港戦略担当課長 竹内敏博君  
空港港湾担当課長 中谷伸二君

---

議会事務局職員出席者

議事課主幹 阿部厚次君  
議事課主査 加藤邦彦君  
同 東優樹君  
同 梅尾哲矢君  
同 福士元啓君  
同 相田恵君  
同 水口まち子君  
同 屋木文映君

---

午前 10 時 開議

○安住太伸委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

---

〔加藤主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

高橋 亨 委員

中村 守 委員

であります。

---

○安住太伸委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 環境生活部所管審査（続）

○安住太伸委員長 11月10日に引き続き、環境生活部所管に関わる質疑の続行であります。  
藤沢澄雄君。

○藤沢澄雄委員 イランカラブテ。

皆さん、アイヌ施策に関する質問でございますので、お許しください。

私は、本年の3月に議員による海外研修でフィンランドのラップランドに行きました。そこでサーミ族についての調査を実施しまして、フィンランドにおけるサーミ族の歴史や、先住民族に関する施策に対して日本との比較をいろいろ試みてまいりました。本道におけるアイヌ政策について、それを合わせて検証したいと思っています。

アイヌ施策推進法の趣旨を踏まえまして、道として、現在は次期北海道アイヌ政策推進方策の検討が行われていると承知をしております。アイヌの人たちに対する道民の理解促進については、具体的にどのように取り組んできたのか、また、道民以外の理解促進も必要だと考えるわけであり、そのためには、例えば、ツーリスト向けの取組も必要ではないかと思うわけであり、その視点も含めて、道のこれまでの取組について伺いたいと思います。

○安住太伸委員長 アイヌ政策課長高石浩子君。

○高石アイヌ政策課長 アイヌの方々に対する理解促進についてでございますが、アイヌを題材とした漫画や映画が人気を博すなど、人々のアイヌ文化への興味や関心は高まりつつあるものの、SNS等における誹謗中傷や差別的投稿など、いまだにいわれのない差別や偏見があるものと認識しております。

道では、差別や偏見の解消を図るため、これまで、札幌法務局と連携したフォーラムの開催や、人形劇の動画を活用し、幼少期からの教育の充実など、啓発事業に取り組んできたほか、来道される観光客などをターゲットといたしまして、航空機内でアイヌ文化を紹介する動画の放映や、全道の空港や主要JR駅、道の駅や観光案内所に、アイヌの歴史、文化のガイドブックを配架するなど、道内外の多くの人々への理解促進に取り組んできたところでございます。

令和6年度は、こうした取組に加え、アイヌの方々への歴史、文化、暮らしを紹介した啓発冊子を作成し、道内の大学、市町村、関係団体などに広く配付するなど、啓発事業にも取り組んできたところであり、道といたしましては、今後も引き続き、様々な機会を活用し、アイヌの歴史や文化の幅広い情報発信を行い、アイヌの方々に対する理解が深まるよう努めてまいります。

○藤沢澄雄委員 空港などでの動画を私も拝見しましたが、大変クオリティーが高く、こういうことによってアイヌ文化が道外の人たちにすばらしいと映るのなら、差別や偏見というマイナスの部分も払拭するためにも、少なからず、いい影響があると考えられるわけであり、予算措置を継続してさらに取組を進めていただきたいと思います。

次に、伝統技術や舞踊などの伝承についてなのですが、民族の尊厳を守り、アイヌの人たちが、一人一人が誇りを持てる、持って生きていけるための手段として、民族の文化振興はなくてはならない重要な要素だと考えるわけであり、

伝統文化の伝承に向けた道の認識と取組について伺いたいと思います。

○安住太伸委員長 アイヌ政策推進局長高橋奉己君。

○高橋アイヌ政策推進局長 アイヌ文化の伝承についてでございますが、アイヌの方々のアイデンティティーの基盤とも言うべき伝統的な歌や舞踊、木彫や刺しゅうなどのアイヌ文化は、次世

代に継承し、将来に向け、創造、発展していくことが重要と認識してございます。

このため、道では、北海道アイヌ協会や全道各地の保存会と連携をし、地域の踊り手や指導者の育成を支援いたしますとともに、本年5月の大阪・関西万博での舞踊披露など、その成果を披露する場を設けるなど意欲の向上などにも努めております。

また、令和4年度からは、伝統的な木彫技術の習得を目的といたしまして、道内の高校等において、アイヌ工芸家による出前講座を開催しますとともに、アイヌ工芸品や文化の集積地でございます平取町内におきましてインターン研修を実施し、アイヌ文化を体感しつつ、伝統的技術を学んでいただくなど、工芸品制作の担い手となる人材の育成に向け、取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○藤沢澄雄委員 今回の答弁にありました出前講座ですとか、若い人たちへのいろいろな文化の伝承というのは非常に大事なことだと思うのですが、もう少しその辺を詳しく教えていただけませんかでしょうか。

○高橋アイヌ政策推進局長 出前講座の実施についてでございますけれども、これまで、道内におきましては、札幌新陽高等学校、北海道おといねっぷ美術工芸高校及び札幌市立大学、また、道外におきましては、富山県立高岡高等学校、東京都立工芸高校で実施をしております。

以上でございます。

○藤沢澄雄委員 ありがとうございます。

やはり、若い人たち、次世代につながるという意味でも、ぜひともこれからもお願いしたいなというふうに思います。

そのような技術の伝承を、いわゆるなりわいとして成り立たせるということが、将来的にも持続可能なという視点でも大事なのかなというふうに思います。道としての考えを伺いたいと思います。

○安住太伸委員長 象徴空間担当課長藤井智佳士君。

○藤井象徴空間担当課長 アイヌ工芸品の販路拡大などについてでございますが、伝統技術によるアイヌ工芸品を次世代に引き継いでいくためには、担い手の育成はもとより、工芸家が制作活動を継続するため、経済的な自立が不可欠と考えております。

そのため、道では、これまで、工芸品の販路拡大に向けまして、札幌市内や首都圏などで期間限定のポップアップショップを開設したほか、オンラインサイトを立ち上げるなど、アイヌ工芸品の認知度向上を図り、多くの方々が気軽に購入できるよう取り組んできたところでございます。

道といたしましては、こうした取組を通じ、国内外を問わず、多くの方々のアイヌ工芸品への興味、関心を高めるとともに、幅広い顧客層の獲得に努め、工芸家が経済的に安定した制作活動を行うことができる環境づくりに努め、アイヌ文化の次世代への継承につなげてまいります。

○藤沢澄雄委員 今回の前向きな中身で大変いいと思うのですが、この工芸品を商品として成り立たせて、それがなりわいにつながるということになるのだと思うのですけれども、具体的に、ど

ういうところで販売ですとか展開してきたのかを、分かれば教えていただきたいと思います。

○藤井象徴空間担当課長 ポップアップショップについてでございますが、令和4年度は札幌市の丸井今井百貨店で、令和5年度はモユクサップロのほか、東京の有楽町マルイ、令和6年度は大阪市と東京日本橋の高島屋でそれぞれ開設いたしまして、多くの方々に道内各地のアイヌ工芸品を御紹介したところでございます。

○藤沢澄雄委員 どうもありがとうございます。

この商品の人気が出るということで、アイヌ文化などへの理解、そして、憧れにもつながるものとするわけでありまして、そのことが民族としてのプライドにつながってほしいなと私は思います。

話は少しずれるのですが、フィンランドでの報告をちょっとさせてもらいたいと思います。ラップランドではトナカイの飼育が行われておりまして、これは、伝統的ななりわいということですが、いろいろ聞くと、必ずしもサーミの人たちだけでなくいいのだということ、そういうことも聞いております。

また、日本でも、今、問題提起されております漁業権の話がありました。このことも聞いてまいりました。実際には、これもサーミの人たちだけではないということ、ただ、現在も、フィンランドでは、訴訟、係争中だということ、それぞれ、同じような問題があるのだなということも勉強してまいりまして、このことは、我々にとっても同じことでもありますから、ぜひ、海外の事例も参考にしながら、これからいろいろ対応していただければなというふうに思っております。

次の質問であります。

民族としてのアイデンティティーの確立には、言語はなくてはならない要素であると思えます。アイヌ語を話せる人が少なくなっている現状では、特にその保存、普及が必要だと考えるわけでありまして。

そこで、道として、アイヌ語保存に対する考えとこれまでの取組について伺いたいと思えます。

○藤井象徴空間担当課長 アイヌ語の保存や普及についてでございますが、アイヌの方々、明治以降、社会生活を営む上で日本語の使用を余儀なくされましたことから、現在ではアイヌ語で自由に会話できる人はごく僅かとなっております。アイヌ語を守り広げていくためには、アイヌ語伝承者の育成はもとより、多くの方々に、アイヌ語に触れ、学習できる機会の提供が重要と認識しております。

このため、道では、国やアイヌ民族文化財団等と連携いたしまして、アイヌ語の指導者を育成するとともに、児童生徒向けの副教材の作成や習熟度に応じた講座の開催など、多彩な学習機会を確保し、アイヌ語を話せる担い手の育成に取り組んでいるところでございます。

また、初心者の方も気軽にアイヌ語を体験し、視聴できるよう、アイヌ語のラジオ講座の放送やYouTubeを活用した動画配信を行うなど、普及啓発に努めてきたところでございます。

○藤沢澄雄委員 アイヌ語を保存し、次世代へ継承していくためには、子どもたちへの教育の機会が絶対必要だと思っています。

道としての取組と、地方での動きがあれば伺いたいと思います。

○藤井象徴空間担当課長 アイヌ語の教育に関する取組についてでございますが、道では、アイヌ民族文化財団が取り組む、アイヌの伝統に関する知識の普及啓発に向けた事業に対し、国と共に補助を行い、当該事業の中で、全道の小中学生を対象とした副読本を作成しまして、無料で配付しているところであります。

日高管内では、この取組に加え、町内の小中学生及び保育園、高等学校などにおいて、アイヌの文化や言葉に関する授業を行っている町もあると承知しております。

この配付している副読本は、子どもたちの学年に応じた内容となるよう作成しているほか、指導者である教員に向けたマニュアルも作成しております。衣服や食べ物の紹介といった身近なもののほか、アイヌ語の地名や、縄文文化からアイヌ文化への流れ、北海道開拓、さらには、北海道アイヌ協会の成立などについて紹介、説明する内容となっております。アイヌの文化や歴史について興味を持っていただき、理解の促進につながるものと考えているところでございます。

○藤沢澄雄委員 ありがとうございます。

また、フィンランドの例なのですが、サーミ語の教育体系というのは大変充実しております。私も驚きました。4種類のサーミ語に対しまして別々な教科書がそろっておりまして、それが、いわゆる教育委員会みたいところで常に検証されて、その充実が図られているなというふうに感じました。

アイヌ語に関しては、先進地だと思います平取町でさえ、テキストや教材は、まだまだ手作りの域を出ないのかなというふうに私は思っています。先ほど説明にありました副読本に関しても、文化全体という部分では、それはそれでいいと思うのですが、アイヌ語を勉強するという視点に立ったときには、まだまだ少し不足しているな、そんな気もしました。

これからのアイヌ語教育をどうするかということまでいくと、ちょっと決算から離れますので、ここは要望ということにとどめておきたいなというふうに思います。

実は、私、過去の質問を見ましたが、複数回、3回か4回ですが、アイヌ語に関しての提言をいろいろしております。普及する、自由に使えるということになると、そのことは一朝一夕ではなかなかできないということは承知をしておりますが、もう少し何か見える形で、改革というか、改善を図れないかな、そんなことをいつも思っているわけでありまして。将来的には、例えば、ハワイにおけるハワイアンのための学校ですとか、今回訪問できなかったのですが、サーミの人たちの小学校も実は設置されておまして、すぐは無理かもしれないけれども、そういうところもあるということをご忘れずにいてほしいなと思います。

続いて、アイヌ関連施設についての質問であります。

ウポポイをはじめとするアイヌ関連施設についてなのですが、先住民族としてアイヌの人たちの人権擁護と誇りの醸成のために文化保存や伝統の継承などが必要とされ、全道各地で取組が行

われています。先住民族としての法的な裏づけがあることで、様々な施策が実施されております。

国立施設であるウポポイをはじめ、道内各地のアイヌ関連施設に関して、運営や誘客について、道の取組について伺いたいと思います。

○藤井象徴空間担当課長 アイヌ関連施設への誘客についてでございますが、道では、これまで、北海道アイヌ協会や地域の保存会と連携いたしまして、札幌駅前通地下歩行空間において、ウポポイや道内のアイヌ関連施設を紹介するパネル展示をはじめ、古式舞踊の披露、工芸品の展示など、アイヌ文化のPRイベントを開催してきたところです。

また、新千歳空港や札幌駅といった交通拠点におきましてアイヌ関連施設を紹介する動画を放映するとともに、令和6年度は、海外インフルエンサーによるファミトリップを実施いたしまして、その体験映像をインバウンド向けにSNSで広く発信するなど、アイヌ関連施設への来訪意欲の醸成にも取り組んでまいりました。

このほか、教育旅行においても積極的に利用していただくため、教育旅行ガイドブックを作成し、道内中学校や旅行事業者を対象とした教育旅行説明会において説明を行うなど、多くの方々に道内のアイヌ関連施設に足を運んでいただけるよう取り組んできたところでございます。

○藤沢澄雄委員 突然ではありますが、例えば、今お話のありました教育旅行、ウポポイが中心になるのかなと思うのですが、そのウポポイの近年の入場者数の推移というのは分かりますでしょうか。

○藤井象徴空間担当課長 ウポポイの入場者数についてでございますが、令和3年度は約19万人、令和4年度が約37万人、令和5年度が約33万人、令和6年度が約32万人であり、令和7年度は9月末現在で約18万人となっているところでございます。

○藤沢澄雄委員 すみません。ありがとうございます。

入場者数だけにこだわるのは、必ずしも正しいこととは思っていません。しかしながら、やっぱり、幅広く国民や海外からの旅行者に理解を広めるためには、忘れてはならない要素かなというふうに思っています。

観光を切り口として理解を深めるという、こういうやり方というのは、やはり、海外ではありますし、アメリカのネイティブ・インディアンですとか、そういうのもありますから、ぜひ、そういう発想も忘れないでほしいなと思います。道として、このような状況に鑑みて、何とか改善に向けて対応が必要ではないかなと思うのですが、考えを伺いたいと思います。

○高橋アイヌ政策推進局長 ウポポイの入場者増加に向けてでございますけれども、道といたしましては、国に対し、ウポポイの新規来場者やリピーターの一層の獲得に向け、来場者のニーズや視点を誘客につなげる仕組みづくりを御提案するとともに、舞踊など伝統芸能プログラムの充実や魅力的な特別展の開催など、アイヌ文化の発信拠点としての機能強化を要望してきたところでございまして、今後とも、国や市町村、関係機関と連携をし、具体的な対策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○藤沢澄雄委員 ウポポイの運営委託は財団であると聞いておりますが、アイヌ政策は道が主体的な立場でなくてはならないと考えていることもあり、いろいろな場面で、その財団等に意見を伝える場面というのがあるはずだと思っています。ぜひとも、道議会で厳しい意見があったぞというぐらいは伝えていただきたいなというふうに思っております。

次の質問でございます。

差別に対する道の姿勢についてですが、アイヌ政策を進める上で避けて通れない問題として、先住民族であるアイヌの人たちへの偏見や差別、そして不理解などが特にネット上で顕著に見られるわけであります。

これまでも道に対して毅然とした厳しい対応を求めてきましたが、法的手段、プロバイダーへの身元開示や差止めといった具体的な行動は行われていないと思っておりますが、その対応について伺いたいと思います。

○高橋アイヌ政策推進局長 アイヌの方々に対する差別についてでございますが、差別や偏見につきましても、個別の事案におきまして特定の行為が差別等に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものでございますが、今もなお、アイヌの方々に対する理解が十分でないことが背景にあるものと認識してございます。

道では、これまで、法務局と連携をしたフォーラムの開催や、冊子の作成、配布等による普及啓発活動など、様々な取組を通じ、アイヌの方々に対する理解促進に取り組んできたところでございまして、こうした中、本年4月、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法が施行されまして、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申出窓口や手続の整備、削除基準の策定や公表の義務づけなどの規制が設けられたところでございます。

道といたしましては、ホームページや広報紙など様々な媒体を活用し、誹謗中傷の被害に遭われた際の対処等の情報を発信いたしますほか、法務局、関係機関などと連携して、インターネット上の権利侵害情報の削除要請に関する相談にも適切に対処してまいります。

以上でございます。

○藤沢澄雄委員 私は、昨年3定予特で質問しまして、推進法の見直しにおいて、学識経験者やアイヌ当事者から成る会議を設置し、法律の見直し検討を行っているというふうに承知しておりますが、その場では誹謗中傷対策に関する意見は出ていないのかどうか、伺いたいと思います。

○高石アイヌ政策課長 検討会議についてでございますが、道では、第2次北海道アイヌ政策推進方策の策定に当たりまして、昨年11月に設置した有識者等による検討会議において、現方策の取組状況や実態調査結果、施策課題や次期方策の必要性の検討及び項目等の整理、次期方策の方向性などについて議論してきたところでございます。

検討会議はこれまで4回開催し、会議の中で、SNSによる誹謗中傷等の書き込みが増加して

おり、時代に合わせた情報発信等の取組が必要、理解促進、SNSによる誹謗中傷等に対し対策が必要などといった御発言があったところでございます。

○藤沢澄雄委員 対策の必要性が述べられているということが分かりました。

その対応について、過去の答弁で、道は、誹謗中傷があった場合、国が法務省と連携し、人権相談窓口を通じて対応するという答弁をしております。

私は、道として、アイヌ差別に関する専門の相談窓口があってもよいのではないかと提案をしましたが、その後の取組について伺いたいと思います。

○高石アイヌ政策課長 相談窓口についてでございますが、インターネット上の書き込み等に関する通報・相談先といたしまして、サイトへの削除要請の相談に対応するものでは、警視庁が開設しているインターネット・ホットラインセンター、民間団体によるセーフラインや法務省の人権相談、また、プロバイダーへの連絡等の相談につきましては誹謗中傷ホットライン等、内容に応じた相談窓口が設けられておりますほか、アイヌの方専用の人権相談フリーダイヤルでは、土日や祝日などを除く毎日、差別やプライバシー侵害等に関する電話相談を受け付けているところでございます。

道では、本年3月、国や関係団体が設置するこうした相談窓口の詳細な情報につきまして、北海道アイヌ協会を通じ、各地域のアイヌの方々々に配付するなど、被害を受けた場合の対応方法などを分かりやすく周知するとともに、引き続き、アイヌの方々からの相談に対し、きめ細やかな対応に努めてまいります。

○藤沢澄雄委員 ただいま、国の相談窓口を紹介するということでありましたが、それでは、その相談状況、その辺はどういうふうになっているのか分かりますでしょうか。

○高石アイヌ政策課長 アイヌの方々からの相談についてでございますが、窓口寄せられた相談件数は非公表となっております。道といたしましては承知してございません。

以上でございます。

○藤沢澄雄委員 確かに相談というのは、恐らく、センシティブな内容がいろいろ含まれているということで、詳細は明らかになっていないのかなというふうな気がいたします。それはそれでしょうがないのかなというふうに思うのですが、道として、これから、全く分からないよ、道は関係ないよということではなくて、道としての調査等もありますから、そういう場も通じながら、個別じゃなくてもいい、全体像として何かこういう問題があるのだということを把握する、そういう姿勢があってもいいのかなと私は思います。非常に難しいとは思いますが、その辺についても、ぜひ、そういう姿勢も示していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

このたび、博士号取得の研究論文、アイヌヘイトと表現の自由の調整に関する研究というのが私のところに寄せられました。これは、政治ではなく、法律学という視点で中立な立場での論文で、議論を深めるのに非常に参考となるものだと私は考えます。

そこでの提案として、相談窓口の設置、紛争解決委員会を組織する、必要とされるならSNS

【第1分科会 11月11日 第4号】

などの削除要請などにつなげるのだというような提案がありました。この提案は、私も大変賛同するものでありまして、今後の検討に値するものと考えますが、道としても、このような提案があることも忘れないでほしいなというふうに思います。決算特別委員会なので、これ以上は、これからのことはまた別な機会にしたいと思っています。

道の調査では、明らかな誹謗中傷、差別発言が存在するというふうになっているわけでありまして、道としての窓口、あるいは、アイヌヘイトに対応するメッセージは必要だと思っています。

先頃、地下歩行空間で、アイヌが先住民族との認識に否定的な展示があり、一部話題になりましたが、公共施設での活動の許認可についての議論、これは随分、問題となりました。この考えですね。それぞれ一人一人の考えというのは自由でありますから、公共施設としては、なかなか差止めというのは難しいのかもしれませんが、ともすると、行政はその判断にちゅうちょしがちだということが多々見られると思います。この辺も、道として、一定のガイドラインを設けることなども必要なのかなというふうに思っています。道外の自治体では、川崎市、京都府などはそういうガイドラインをつくったりですとか、大阪府は条例制定、そのほかにも、愛知県、沖縄、相模原市、神戸市などでもそのような動きが見えますので、条例というのも簡単な問題ではありませんが、ぜひとも検討をお願いしたい。ここは決算特別委員会ですから、別な場面で議論しようと思っています。

最後の質問になります。

国では、アイヌ施策推進法の見直しの時期と重なり、その検討が行われていると承知しておりますが、その対象となるのは圧倒的に本道であり、北海道庁として主体的な関わりを持つべきだと考えます。その趣旨を含めて、今後のアイヌ政策について道の考えを伺います。

○安住太伸委員長 環境生活部アイヌ政策監高見里佳君。

○高見環境生活部アイヌ政策監 アイヌ施策の推進についてでございますが、アイヌ施策推進法の施行やウポポイの開業など、アイヌ施策の基盤となるべき環境の整備が進んできた一方で、アイヌに対する理解が十分には進んでおらず、SNSによる誹謗中傷をはじめ、今もなおいわれのない差別や偏見があるものと認識しております。

このため、道といたしましては、多くの方々に、様々な機会を通じ、長い年月をかけて受け継がれてきた先住民族であるアイヌの歴史や文化に関心を持ち、直接触れ、体感することで理解を深めていただくことが重要と考えておりますことから、これまで、道内各地のアイヌ関連施設への誘客促進に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後も、引き続き、アイヌの方々への理解促進はもとより、伝統文化の担い手の育成やアイヌ語の普及などに取り組むほか、ウポポイをはじめ、各地のアイヌ関連施設などを有効に活用いたしまして、地域の活性化や観光振興につなげるなど、国や市町村、関係団体との連携の下、効果的な事業を積み重ねまして、アイヌ施策を推進してまいります。

以上です。

○藤沢澄雄委員 終わります。

ありがとうございました。

○安住太伸委員長 藤沢委員の質疑は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 イランカラテ。

私も藤沢委員と一緒にヨーロッパで深い学びを得てきたところでありまして、改めて、自然との共生、そうしたことの大切さを学んできたわけでありますので、早速、その成果を生かして、今日は野生鳥獣対策からお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、令和6年度のエゾシカ対策推進事業の予算、決算、不用額について、その要因と併せて伺います。

○安住太伸委員長 エゾシカ担当課長嶋本祐幸君。

○嶋本エゾシカ担当課長 令和6年度のエゾシカ対策推進事業についてでございますが、エゾシカ対策推進費については、予算額1090万円に対し、決算額は1032万円、不用額は58万円となっております。主に調査費等の委託料の入札減や事務経費の節約などによるものです。

指定管理鳥獣捕獲等事業費につきましては、予算額1億1550万円に対し、決算額は1億866万円、不用額は684万円となっております。主に捕獲事業の委託料の入札減や事務経費の節約などによるものです。

有効活用推進事業費については、予算額822万円に対し、決算額は705万円、不用額は117万円となっております。主にイベント等の開催の委託料の入札減や事務経費の節約などによるものです。

ジビエ利用拡大等推進事業費については、予算額7486万円に対し、決算額は5765万円、不用額は1721万円となっております。主に、食肉処理施設への捕獲個体の搬入数が想定より少なく、搬入した狩猟者への補助金に残額が生じたことなどによるものです。

捕獲困難地対策事業費については、予算額3720万円に対し、決算額は2647万円、不用額は1073万円となっております。主に、捕獲数が想定よりも少なく、委託料に残額が生じたことなどによるものです。

越冬期集中捕獲事業費については、予算額4637万円に対し、決算額は3753万円、不用額は884万円となっております。主に、捕獲数が想定より少なく、委託費に残額が生じたことなどによるものです。

肉品質向上・流通拡大推進事業費については、予算額1009万円に対し、決算額は971万円、不用額は38万円となっております。主に肉質調査や商品開発相談会開催の委託料の入札減や事務経費の節約などによるものです。

○赤根広介委員 いずれも適切に執行はされているのかなと思うところではありますが、不用額が大きいもの、特に捕獲困難地対策事業は3分の1ぐらいが不用額になってしまっております。いずれも捕獲数が少ないことが起因しているものが、不用額が大きいのかなという印象を受けるわけです。

【第1分科会 11月11日 第4号】

それで、これまでのエゾシカの推定生息数、捕獲頭数の年次推移を伺います。

○**嶋本エゾシカ担当課長** エゾシカ推定生息数と捕獲頭数の推移についてであります。南部地域を除く道内の推定生息数は、平成23年度に77万頭と過去最多になって以降、平成30年度に65万頭まで減少しましたが、令和元年度から増加に転じ、令和5年度は73万頭となっております。

なお、後志、渡島、檜山管内を含む南部地域につきましては、データの集積期間が短く、推定精度が低いことから、令和5年度で3万頭から22万頭の幅を持って推定しており、他の地域とは区別して公表しています。

また、捕獲頭数については、平成24年度に14万4000頭とピークになった後、13万頭前後で推移してきましたが、平成30年度に発生した国有林内での誤射事故による入林規制の影響などから、令和元年度には10万7000頭まで減少したところです。その後、入林規制の解除などにより捕獲数は増加し、令和5年度は過去最多の15万7000頭となっております。

○**赤根広介委員** 次に、今答弁いただいたような状況の中で、依然として個体数の増加傾向に歯止めをかけるには至っていないわけでありませう。

捕獲に向けた令和6年度の取組と成果及び課題を伺います。

○**嶋本エゾシカ担当課長** 捕獲事業についてであります。道では、市町村による捕獲事業について、国交付金の対象外となるわなの見回りや残滓の回収などの経費に対し、道の地域づくり総合交付金を活用した支援を行っており、令和6年度は、83市町村が活用し、8万4192頭を捕獲したところでございます。

また、狩猟が規制されている地域や銃を用いた捕獲が困難な地域などで、道自ら捕獲を行っており、宗谷、胆振地域など17か所で960頭を捕獲したほか、越冬期に集団化したエゾシカを集中的に捕獲する事業により、根室、上川地域など4か所で合計100頭を捕獲したところです。

さらに、10月から1月までの間、狩猟で捕獲した個体を道の認証処理施設に搬入した場合、狩猟者に対して、雄は1頭当たり8000円、雌は1万円を搬入経費として支援し、狩猟者172人が4048頭を捕獲したところです。

こうした取組に関しては、国の交付金の十分な確保はもとより、捕獲手法のさらなる改善や各種支援事業のより一層の周知などが必要と考えております。

○**赤根広介委員** そこで、道では、関係機関と連携して捕獲の一層の強化を図るとしてはいるわけですが、具体的にどう取り組むのか、伺います。

○**安住太伸委員長** 野生動物対策担当局長三ツ木寛史君。

○**三ツ木野生動物対策担当局長** 捕獲強化に係る取組についてであります。道では、これまで、エゾシカ捕獲数のさらなる上積みに向けて、国の交付金の活用や道の地域づくり総合交付金の支援による市町村の有害捕獲の一層の促進を図るとともに、生息数の減少が期待される雌鹿の捕獲を促進するため、雌の捕獲単価を増額するほか、狩猟で捕獲した個体の認証施設への搬入経費を支援するなど、狩猟者の方々の捕獲意欲等の向上にも取り組んできているところでございます。

また、道自らも、鳥獣保護区や自然公園など市町村による捕獲が困難な地域や、市町村境界付近など捕獲が進んでいない地域での捕獲事業を実施してきているとともに、国に対しても、国立公園や国有林などにおける捕獲の充実強化や、国有林内での銃猟による入林規制の緩和を要望しているところがございます。

さらに、今年度においては、これまでの取組に加え、越冬期集中捕獲事業について、新たに上川など3地域で集中捕獲を行い、捕獲期間を長くし、囲いわなを増設するなど、市町村等と連携しながら、捕獲目標の達成に向けた取組を進めていくこととしているところがございます。

○赤根広介委員 次に、道では、エゾシカ緊急対策交付金事業において、インセンティブ等により、雌捕獲比率の高い冬季の捕獲を促進するとしているわけでありませう。

直近3か年の交付金の活用状況及び捕獲成果について伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長 エゾシカ緊急対策交付金の活用状況などについてでございますが、道では、市町村による捕獲をさらに推進するため、市町村の捕獲事業に対する国の交付金や特別交付税の措置分を除いた市町村負担額について、エゾシカ緊急対策交付金により、その2分の1を上限に支援しており、さらに、令和5年度からは、個体数削減効果の高い雌の捕獲割合が高くなる2月、3月の単価を他の月より高く設定しているところでございます。

その活用状況としては、令和4年度は、84市町村の7万2868頭の捕獲に対し4820万円を交付、5年度は、84市町村の7万9689頭に5574万円、6年度は、83市町村の8万4192頭に5571万円を交付したところでございます。

○赤根広介委員 徐々に成果が上がっているわけでございますが、さらにこの対策を強化していくためには、何といたしても担い手の確保が必要になるわけでございます。

そこで、道内の狩猟者数と試験の受験者数の推移を伺います。

○安住太伸委員長 野生動物対策課長小島圭介君。

○小島野生動物対策課長 狩猟者数等の推移についてでございますが、本道の狩猟免許所持者は、昭和50年代には2万人を超えていたものの、その後、減少し、平成18年度には8535人で過去最少となった後、増加傾向に転じており、直近の3か年では、令和4年度末時点は1万2362人、5年度は1万3167人、6年度は1万3883人となっております。

また、狩猟免許試験の受験者も増加傾向にあり、直近の3か年では、4年度は全道で953人、5年度は972人、6年度は1309人となっているところがございます。

以上です。

○赤根広介委員 増加傾向にあるのは喜ぶべきことで、また、これをさらに伸ばしていくという取組が必要なわけでございます。

道では、道内の狩猟人口の増加を図るため、首都圏での魅力PR、あるいは、射撃技術研修を実施しているというふうに承知をしておりますが、令和6年度の取組実績と評価及び課題を伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長 令和6年度の担い手確保に係る取組についてでございますが、市町村や

【第1分科会 11月11日 第4号】

猟友会、農業関係団体による地域の鳥獣捕獲の担い手確保検討会については、全振興局において計25回開催し、担い手確保育成の優良事例などを取りまとめ、各市町村と共有しながら、担い手確保に向け取り組んでいるところです。

また、道内外の方々に狩猟の魅力などを広く伝えるためのイベントについては、本年2月に札幌市内で狩猟セミナーを開催し、204名に会場いただき、参加者アンケートでは、65%の方が40代以下であり、狩猟免許を持っていない方の70%が免許を取得したいと回答するなど、若い世代の狩猟に対するイメージアップにつながったとともに、昨年7月には、東京で北海道の狩猟をPRするイベントを開催し、32名に会場いただき、実際に、エゾシカ猟のため来道された方もいらっしゃったほか、道外の方を対象としたエゾシカ狩猟体験ツアーには8名が参加し、自身はもとより、北海道でのエゾシカ猟を友人や知人に勧めたいとの意見をいただいたところです。

さらに、経験の浅い狩猟者を対象とした射撃技術研修を道内3か所の射撃場で計8回開催し、44名に参加いただいたところです。

道としては、引き続き、市町村や関係機関と連携しながら、こうした取組を通じ、道内外の多くの方々に狩猟の魅力などを知っていただくとともに、狩猟者の捕獲技術向上を支援しながら、地域の担い手の育成確保につなげていくことが重要と考えております。

○赤根広介委員 こうした地道な取組が非常に重要だというふうに私も思うわけでありまして、成果も出ているのだなというふうに感じるわけではありますが、予算上、令和6年度と7年度を比較すると、この予算が500万円減額となっているわけではありますが、担い手確保の強化に向けた今後の取組について所見を伺います。

○安住太伸委員長 自然環境局長新井田順也君。

○新井田自然環境局長 今後の取組についてでございますが、本道の狩猟免許取得者は、近年、増加傾向にあり、若い世代の割合も増加してきておりますが、野生動物とのあつれきがかつてないほど高まっている中、捕獲の担い手となる狩猟者の確保は喫緊の課題と認識してございます。

このため、道では、担い手確保のため、狩猟免許試験を希望者全員が受験できるよう、農閑期や日曜日に試験を実施するとともに、試験回数や定員を増加しているほか、狩猟免許取得への興味、関心を高めてもらうため、新たに免許を取得しようとする方々を対象とした出前講座やセミナーを開催するなど、担い手の裾野拡大に取り組んでいるところでございます。

また、国が検討しておりますクマ被害対策施策パッケージの見直しに向け、今年7日に、市長会や町村会と合同で、国に対し、地域でのヒグマ捕獲人材の確保などについて要望を行ったところであり、道といたしましては、こうした取組に加えまして、現在、各振興局で実施しております捕獲従事者の確保育成に係る意見交換会での御意見なども踏まえながら、地域における捕獲の担い手の一層の確保に向け、取り組んでまいります。

○赤根広介委員 国有林内の銃猟につきましては、先ほどの答弁で、国にも要望しているということですので、さらなる拡充を求めていただきたいというふうに思うわけでありまして。

道では、条例に基づく緊急対策期間を設定し、また、令和6年度の政策評価の翌年度の施策の

方向性では、狩猟者の育成確保、冬季に集団化した鹿の大量捕獲手法の確立などの3事業を効果的に活用し、さらなるエゾシカ対策の強化に取り組むとしているわけであります。

今後のエゾシカ対策の強化について所見を伺います。

○安住太伸委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。近年、推定生息数や農林業被害の増加が続き、交通事故が多発していることを踏まえまして、道では、昨年1月から3年間を緊急対策期間に設定し、捕獲の強化とさらなる有効活用に取り組んでいるところでございます。

これまで、国の交付金を最大限活用した市町村による一層の捕獲促進を図り、道自らも捕獲困難地などでの捕獲事業に取り組むとともに、越冬期集中捕獲事業を拡大いたしまして実施し、それらの取組で得られます効果的、効率的な捕獲に関する技術や知見を道内各地へ展開していくことに加えまして、狩猟セミナーの開催などによるイメージアップに努めるほか、エゾシカ肉の認知度向上をはじめ、認証施設への支援や施設数の増加、認証肉の販路拡大など、さらなる利用拡大に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、国有林内の銃猟区域拡大や捕獲に必要な予算の確保を国に強く働きかけるほか、関係機関と連携を緊密に図りながら、あつれきの低減に向けまして、捕獲対策を強化するとともに、有効活用の推進を図るなど、捕獲と有効活用を両輪としてエゾシカ対策を一層強化してまいります。

○赤根広介委員 私が、先般、市役所が開催する地元の地域政策懇談会みたいなものに参加したときも、やはり、市民の方からも、このエゾシカ対策を何とかしてほしいという声が市役所にも寄せられておりました。私自身も、車で鹿とぶつかりそうになった経験は5回ぐらいありますし、JRに乗っていると、鹿とぶつかって、よくJRが止まっちゃうのです。熊と違って、直ちに、人身事故、命に関わるという割合は少ないかもしれませんが、やっぱり、交通事故などは、私の地元でも、かつて、貴い命が失われる悲惨な事故も起きているわけでありますので、一層の強化を求めておきたいというふうに思います。

続いて、ヒグマ対策についてであります。

令和6年度のヒグマ対策推進費について、予算、決算、不用額とその要因を併せて伺います。

○安住太伸委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマ対策推進費についてであります。令和6年度の予算額7271万円に対し、決算額は6672万円、不用額は599万円となっております。主に市町村補助事業の執行残、研修事業などに係る事務経費の節約などによるものでございます。

○赤根広介委員 次に、捕獲について、令和6年度の取組と成果及び課題を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 令和6年度の捕獲の取組についてであります。令和6年度の事業実施計画では、被害防止対策の推進、調査研究とモニタリング、総捕獲数管理、体制構築に向けた取組といった柱立てにより各種事業に取り組んでおり、捕獲に関しては、春期管理捕獲や有害駆除のほか、市町村や振興局職員向けの研修の開催を通じた人材育成や、ヒグマ捕獲経験の浅い捕獲

【第1分科会 11月11日 第4号】

従事者を対象として、座学研修のほか、春期管理捕獲に参加いただき、実践的な研修などを実施したところでございます。

こうした取組の中、令和6年度の捕獲数は、狩猟分は集計中のため、許可捕獲数のみとなりますが、速報値で826頭となっております。

また、10月に道が行った各市町村への春期管理捕獲に関するアンケート調査では、参加できなかった市町村からは、従事者を確保できなかったことや事業予算を確保できなかったことがその理由として挙げられたところでございます。

○赤根広介委員 今の答弁にもございました春期管理捕獲の実態調査、前回との比較を含め、道の受け止めを伺います。

○市川ヒグマ対策室長 春期管理捕獲についてであります。近年、警戒心の薄いヒグマが人里に出没している状況を踏まえ、人里周辺に生息、繁殖するヒグマの低密度化や、人への警戒心の植付けによる人里への出没抑制のほか、経験の浅い従事者の方々が実践の中で経験を積む機会を確保し、地域対応力を高めることを目的として、令和5年から実施しております。

令和7年は、48市町村が参加し、このうち6市町が今年初めて実施したところであり、また、捕獲数は、昨年の14頭から8頭増加し22頭、経験の浅い従事者の参加人数は904人と、昨年の900人と同程度であります。より多くの市町村や捕獲従事者の方に参加いただきたいと考えているところでございます。

○赤根広介委員 今、答弁をいただきましたが、より多くの市町村や捕獲従事者の方に参加いただきたいと。一方で、先ほどは事業予算を確保できなかったというような市町村の意見もあるというわけですが、こうした要因をどのように分析されているのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 要因についてであります。10月に行った各市町村への春期管理捕獲に関するアンケート調査では、参加できなかった理由として、従事者が確保できなかったことや事業予算を確保できなかったことが挙げられており、市町村や捕獲従事者の方々に対して、この春期管理捕獲の趣旨についてより一層の周知を図りながら、参加者の拡大につなげていくことが必要と考えているところでございます。

○赤根広介委員 趣旨の周知を図るだけで実効性が確保できるか、非常に疑問を感じるわけですが、今後、実効性の確保にどう取り組むのか、所見を伺います。

○三ツ木野生動物対策担当局長 今後の取組についてでございますけれども、道では、本年の取組を踏まえ、道内175市町村にアンケート調査を実施し、春期管理捕獲に参加しなかった市町村からは、その理由として、従事者を確保できなかったことや事業予算を確保できなかったなどの御意見をいただいております。引き続き、春期管理捕獲制度や実施に当たっての経費への支援制度について、市町村や捕獲従事者の方々へより一層の周知を図りながら、多くの市町村の参加と捕獲頭数の増加につなげていくなど、効果的な制度となるよう努めてまいります。

○赤根広介委員 いまいち納得はできませんが、次に進みます。

目撃情報の対応についてであります。熊のような動物を目撃、あるいは、熊を目撃との通報

が寄せられた場合、どのような対応をして出没情報とされているのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 目撃情報についてであります。道では、道警察等から、住民などにより寄せられたヒグマに関する通報について情報提供があった際には、目撃者や目撃の日時、場所のほか、目撃した距離や熊の大きさ、現地調査や注意喚起の状況など、対応状況を聞き取りの上、道公式Xやヤフー防災速報を通じた注意喚起を行うとともに、市町村や関係機関とも情報を共有しているところでございます。

○赤根広介委員 それで、この現地調査の結果、出没情報として扱われなかった事例も当然多数あると思うのですが、私の地元でも、11月2日に目撃情報が警察等に寄せられたわけで、結果的に、それは確度が高くないということで出没情報扱いにはなっていないのです。ただ、これだけネットが広がっている時代の中で、それから、私の元にも、かなりの件数の目撃情報がありましたが、それが市役所のホームページにも道庁にも警察にも上がっていないのだけれども、実態はどうなっているのですかという問合せがすごく来て、結構、質問作成にも支障が生じたぐらいだったのです。

それはさておき、ちょっとここでぜひ検討していただきたいのは、そうした出没情報に至らなかった情報について、なぜ、そういうふうに至らなかったのかということも、出し方の工夫とかもあるのですが、やっぱり、それを発信してあげないと、うわさベースですごい広がりがあったて、どうやらあそこで熊が出た、だから、この行事もできないだとか、子どもたちも遊べないとか、その辺は、これは道庁だけの問題じゃないとは思うのですけれども、やっぱり、関係機関としっかりこれからのあるべき情報の発信の仕方をぜひ検討していただきたいと思うのです。その点、ちょっと所見を伺いたいと思います。

○市川ヒグマ対策室長 情報発信についてであります。道では、ヒグマの出没情報などを確認した場合は、関係機関と情報共有するとともに、必要に応じて現地調査を行うなど実態の把握に努めており、引き続き、関係機関とも連携の上、正確な情報発信に努めてまいります。

○赤根広介委員 正確な情報発信に努めるのは当たり前なのですが、出たという確度が高い場合の出没情報だけじゃなくて、そうじゃない場合の対応をぜひ考えていただきたいのですけれども、再度、答弁を求めたいと思います。

○市川ヒグマ対策室長 情報発信についてであります。関係機関と情報共有を行いますとともに、関係機関とも連携の上、正確な情報発信及び注意喚起に努めてまいります。

○赤根広介委員 今、答弁で言えない事情も分かりますし、問題意識は持っていただいていると思うので、ぜひ、ちょっと検討していただきたいと思います。

私も、ちょっと悩みながら、最終的に自分のSNSで、こうこうこういう経過で、今回の目撃情報の処理については、今、出没情報扱いじゃないですよ的なことを、結局、悩みながら私が発信しました。これは、本当に市民の生活だとか行動にも影響が出てくる話ですので、ぜひ、しっかり検討していただきたいということは再度求めておきたいと思います。

次に、道は、市街地で発生をした福島町での事案等を踏まえた注意報等の見直しについて、で

きるだけ速やかに行うとしているわけではありますが、この取組状況を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 注意報等の見直しについてであります。見直しに当たって、市町村からは、注意報や警報発出の際に取るべき対応などを明示してほしい、道職員の派遣など注意報発出時の支援対策を明示してほしい、道からの注意喚起をさらに充実してほしいなどの御意見をいただいているところでございます。

ヒグマの市街地などでの出没時において、効果的な注意喚起や実効性ある対策につなげていくため、現在、有識者からも御意見を伺いながら、注意報等の発出に伴い、市町村が取るべき行動や、道が行う支援メニューなど、見直し内容の整理を行っているところでございます。

○赤根広介委員 この注意報ももちろんであります。いわゆる情報発信、普及啓発の取組の強化の必要性を道としてどう考え、対応されるのか、今後の取組について所見を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 普及啓発などの取組についてであります。道では、ヒグマに出会わないための行動や、出会ってしまった場合の行動について、リーフレットを作成し、市町村はもとより、レンタカー事業者や外国人相談センター、NEXCO北海道の協力もいただきながら、外国人をはじめ、観光客の方々に提供しておりますほか、ヒグマの目撃情報があった場合には、ヤフー防災速報やSNSを活用し、速やかに情報発信を行うなどの取組を進めてきており、引き続き、民間事業者をはじめ、関係機関と連携協力しながら、様々な手段や機会を通じまして、より効果的な注意喚起や情報発信に努めてまいります。

○赤根広介委員 次に、いわゆる緊急銃猟についてであります。このハンターの身分保障、安全確保について、道としてどのように取り組むのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 捕獲従事者の身分保障などについてであります。道では、9月に続き、今月7日にも、国に対しまして、鳥獣被害防止特措法の対象とならない緊急銃猟に従事する捕獲従事者が捕獲行為等に伴って負傷した場合には公務災害補償の対象とならないなど、十分な補償が確保されていない状況にあることから、緊急銃猟等の鳥獣捕獲に安心して任務に当たることができるよう、公務災害補償の適用を可能とする制度を整備するとともに、必要な財政支援を講ずるよう要望したところでございます。

○赤根広介委員 ぜひ、こうしたものが、間もなく示されようとしている国のパッケージにしっかり盛り込まれるように頑張ってくださいと思います。

そこで、先ほども答弁がありました11月7日の要望ですが、ガバメントハンターの関係も要望されているというふうに承知をしております。道の考えるガバメントハンターとは、どのような組織や立場を想定されているのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 ガバメントハンターについてであります。先日開催されましたクマ被害対策関係閣僚会議の中で、環境大臣からは、当面の対応として、ガバメントハンター等の捕獲者の確保など補正予算を活用した対応を進めていくことや、中期的には、来年度予算を活用し、人材確保を進めていくとの御発言があり、現在、国において見直しが進められているクマ被害対策施策パッケージの中でも、そうした検討が行われているものと承知をしており、道といたしま

しては、こうした国のガバメントハンターの確保に向けた動向について注視をしているところでございます。

○赤根広介委員 ガバメントハンターの早期の実現に向けてどう取り組むのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 ガバメントハンターについてであります。現在、国において見直しが進められているクマ被害対策施策パッケージの中で、ガバメントハンター等の捕獲者の確保に関し、補正予算や来年度予算も活用した自治体への支援も含め、具体的な対策の検討が行われているものと承知をしており、道といたしましては、こうした国の動向について注視をしております。

○赤根広介委員 今回の答弁だと、まだこのガバメントハンターもこれからの話ということで、少し時間がかかるというのは御案内のとおりだと思います。

そこで、道では、この間の議会議論などでも、いわゆる総合的な対策を道としても検討しているわけでありまして、その検討の中で、射撃場の実態調査あるいは施設を直接訪問しての利用状況の確認などの把握をする、また、市町村や猟友会などとの意見交換から課題を把握するというふうに行っているわけでありまして。

こうした取組の状況について、まず伺いたいと思います。

○小島野生動物対策課長 射撃場の実態調査についてであります。道では、道内で営業している21か所の射撃場を対象に、射場の規模や機能、営業形態や利用者数などのほか、運営上の課題など、施設の管理や運営等に係る実態調査を行っているところでございます。

現在、各施設からいただいた回答につきまして、内容を精査しながら、取りまとめの作業を進めているところであります。これまでのところ、施設の老朽化や利用者の減少などにより経営状態が厳しい射撃場が多い状況にあります。

また、ライフル射撃場12か所のうち、利用者が多い3か所につきまして現地調査を実施する予定であり、今月、釧路市内1か所を訪問し、施設の状況や利用実態などを確認するとともに、運営管理上の課題等につきまして、直接、ヒアリングを行ったところでございます。

続きまして、地域との意見交換についてでございます。道では、各振興局におきまして、市町村や猟友会など関係者の方々と捕獲従事者の確保や育成に係る現状や課題につきまして意見交換を行うこととしており、これまで、後志、釧路、根室の3振興局で実施したところでございます。

この中では、銃弾や火薬の価格高騰により負担の増加や、ヒグマの捕獲技術の伝承などが課題として挙げられておりますほか、捕獲従事者の捕獲経費への支援や、初心者向けの射撃技術やヒグマの捕獲技術の講習、研修が必要であるとの意見が多く挙げられたところでございます。

また、自治体間の連携により捕獲従事者の確保が必要といった意見や、春期管理捕獲が若手の重要な研修の場になっているとの意見も出されており、今後も、各振興局で意見交換を順次実施し、人材の確保育成に向けた地域の課題やニーズの把握に努めてまいります。

○赤根広介委員 次に、他都府県の人材育成の取組状況や射撃場の活用状況を確認する、さらに

は、有識者の意見も伺うというふうにはしているわけではありますが、その実施状況と把握された内容、さらには検討状況について、併せて伺います。

**○小島野生動物対策課長** まず、道外における人材育成の取組等についてでございますが、道では、捕獲従事者の確保や育成環境の充実を図るため、他都府県の人材育成の取組や射撃場の活用状況につきまして、ホームページや聞き取りなどにより情報を収集しているところでございます。

現在、46都府県をはじめ、市町村や猟友会、民間等が実施している捕獲従事者の確保育成のための事業やプログラム等を把握し、本道の状況に応じた効果的な取組を検討するため、整理、分析を進めているところであり、これまでのところ、研修事業として複数人が共同で狩猟を行う巻き狩り体験や解体実習、高校生や女性を対象としたセミナーなど、各地域で特色のある事業展開がされていることを確認しております。

また、21か所の県立射撃場につきまして、設立目的や施設概要、経費等について把握するとともに、射撃教習や技能講習を行うことができる各都府県公安委員会の指定射撃場のうち、ライフル射場があります51か所につきまして、その射距離や射座数など、射撃技術の向上に資するための訓練環境の状況につきまして確認を行っているところであります。

次に、捕獲従事者の確保育成についてでございますが、現在、各振興局で実施しております捕獲従事者の確保育成に係る意見交換会の中では、市町村や猟友会の方々から、初心者向けの射撃技術研修の開催の要望や、箱わなで捕獲されたヒグマの止め刺しから経験してもらうなど、ヒグマ捕獲初心者への技術伝承が必要などといった御意見をいただいているところでございます。

また、学識経験者などから成ります北海道ヒグマ保護管理検討会では、地域の捕獲体制につきまして、地域課題解決のため、行政側と地域側のリーダーを育成し、地域対応力を強化することが必要などの御意見が出されているところでございます。

道としましては、今後も、順次実施する各振興局での関係者との意見交換会におきまして、地域の課題やニーズを把握するとともに、引き続き、ヒグマ保護管理検討会で御意見を伺いながら、地域が必要とする人材の確保育成策について検討を進めてまいります。

**○赤根広介委員** 現状は、まだ実態把握あるいは意見交換をこれから重ねていくという状況なわけではありますが、やはり、スピード感を持って取り組んでいかなければいけないということに尽きると思います。

国は、今月中旬までに、いわゆるパッケージを策定するとしているわけではありますが、道のこの総合的な対策については、今後、どのように検討を進め、いつまでに結論を得ようとするのか、所見を伺います。

**○新井田自然環境局長** 捕獲従事者の確保育成についてでございますが、道といたしましては、今後も、順次実施します各振興局での関係者との意見交換会におきまして、地域の課題やニーズを把握するほか、今月中旬にも示される国のクマ被害対策施策パッケージでの捕獲従事者の確保や育成に向けた取組内容なども踏まえるとともに、引き続き、ヒグマ保護管理検討会で御意見を

伺いながら、地域が必要とする人材の確保育成策について検討を進めてまいります。

**○赤根広介委員** そこで、道では、今起こっている事象への対応、そして、こうした新たな総合対策の検討など、今、環境生活部としても大変な状況を迎えているわけでありますので、基本的には、やはり、組織の増員だとか強化を図っていかなければいけない、これは、これまでもいつも申し上げているとおりであります。

そこで、例えば、秋田県のようにヒグマ対策の中核を担うセンターを設置する、さらには、専門知識を持つ職員やハンターの育成を図るなど、本道の熊対策の抜本的な強化を図るべきと考えられるわけでありますが、この点、所見を伺います。

**○市川ヒグマ対策室長** ヒグマ対策についてであります。専門的な知見を有する職員の確保育成に向け、これまで、道では、振興局や市町村職員のヒグマ保護管理の人材育成研修や、専門的知見を有する職員の振興局への配置、市町村への専門家の派遣など、地域対応力の強化に努めてきているところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めていきますとともに、市町村や道警察、捕獲従事者の方々などと連携を密にし、緊急銃猟に備えた実践的な出没対応訓練を繰り返していくなど、ヒグマ対策に必要な職員の確保育成に取り組んでまいります。

**○赤根広介委員** 次に、道では、市長会や町村会、さらには札幌市などと連携をして、新たに北海道ヒグマ対策推進会議を設置されたと承知しております。また、10月30日には、北海道・札幌市行政懇談会においても、札幌市とも連携しながら、このヒグマ対策に対応するということを確認したということであります。

そこで、これまで、札幌市とはどのような連携を図り対策を講じてきたのか、課題認識と併せて伺います。

**○市川ヒグマ対策室長** 札幌市との連携についてであります。道では、これまでも、札幌市が設置する札幌市ヒグマ対策委員会に、本庁ヒグマ対策室や石狩振興局が関係機関として出席し、定期的に情報共有や意見交換を行ってきていますとともに、札幌市と合同でヒグマの出没対応訓練を実施してきているほか、先日の札幌市内での緊急銃猟の実施時のように、市内で出没が相次いだ場合など、必要に応じて職員を現地に派遣し、札幌市や道警察などの関係機関とともに対応に当たってきているところでございます。

また、関係機関のより一層の連携を図ることなどを目的に、先月新たに設置いたしました北海道ヒグマ対策推進会議には札幌市にも参画いただき、緊急銃猟について報告をいただいたところであり、こうした会議の場も通じまして、ヒグマ対策に係る札幌市との連携を図ってまいります。

**○赤根広介委員** 今日の報道でも、円山動物園に連日、熊という報道がございました。やはり、札幌市は、これだけの人口集積があり、また、観光客も多数来ている状況を考えれば、こうした人が集まる場所で、当然、今は休園の措置を取っているわけでありますが、万が一、人身事故が発生した場合、まさに貴い人命が多数犠牲になるという最悪のケースも懸念をされるわけであり

ます。

そこで、出没が相次いでいる札幌市におけるヒグマ対策の強化に向けて、道として今後どう取り組んでいくのか、所見を伺います。

**○三ツ木野生動物対策担当局長** 市町村への支援についてであります。道では、これまでも、札幌市をはじめ、市町村においてヒグマの市街地への頻繁な出没や人身被害等が発生した際に、ヒグマ注意報や警報を発し、注意喚起を行うとともに、必要に応じ、職員や専門人材を派遣し、現地確認や必要な助言、電気柵、自動撮影カメラの貸出しや設置への協力、道総研による痕跡調査やDNA分析などを行っているところであります。

道としては、引き続き、こうした取組を行っていくとともに、先月新たに設置した北海道ヒグマ対策推進会議には、北海道市長会、町村会、札幌市にも御参画いただいております。こうした会議の場や訓練等を通じて、市町村等との情報共有や連携強化をより緊密にしながら、関係機関が一体となった取組を進めてまいります。

**○赤根広介委員** もう一つ、最近、話題になっておりました自治体の関係で申し上げますと、積丹町でも、地元の町議会議員さんと猟友会さんがトラブルになって、活動が休止されて1か月以上かかったという事案があって、ようやく解決をしたとの報道もありましたが、まず、この件について、やっぱり、今後もこうした事案が起こらないとは限らないわけでありますので、原因を含めて道の認識を伺います。

また、この間の対応についても併せて伺います。

**○市川ヒグマ対策室長** 積丹町での事案についてであります。先日の町議会において、町から、私有地に設置した箱わなによる捕獲に関して、地元猟友会の隊員と土地所有者との会話をめぐってそごが発生し、猟友会が積丹町内での活動を休止していたが、町と猟友会との間で、再発防止と今後の円滑な活動に資するためのマニュアル作成に向けて協議を進めている旨、報告があったと承知をしており、後志総合振興局でも、事案発覚からこれまでの間、役場や地元猟友会から状況を確認してきているところでございます。

捕獲従事者の方々は、ヒグマによる被害防止策を進める上で欠かせない存在であるため、自治体と従事者の方々が緊密な連携の下、安心して捕獲活動に取り組んでいただくことが重要と考えており、道といたしましても、引き続き、後志総合振興局において、適宜、状況の確認を行ってまいります。

**○赤根広介委員** ぜひ、各地でこうした事案が発生しないよう、いかに猟友会の皆さんが危険と隣り合わせで重い任務を遂行していただいているかということも併せて、道民への正確な情報の周知というものも必要だということは、重ねて指摘をさせていただきます。

様々、議論させていただきましたが、ヒグマ対策の一層の充実強化にどう取り組むのか、所見を伺います。

**○谷内環境生活部長** 今後の対応についてであります。ヒグマの市街地への頻繁な出没や人身事故の発生など、人とヒグマのあつれきがかつてないほど高まっており、ヒグマ対策の充実は喫

緊の課題であり、道では、市町村や捕獲従事者の方々などと連携をいたしまして、ヒグマ管理計画に基づいた個体数管理やゾーニング管理の促進、春期管理捕獲などによる捕獲従事者の確保育成、緊急銃猟の円滑な実施に向けた実践的な訓練などのほか、福島町での事案等を踏まえた注意報等の見直しや、羅臼岳の人身事故を踏まえ、国や地元関係機関等と再発防止策などの検討を進めているところでございます。

また、先月には、ヒグマ対策の充実強化に向け、関係機関とのより一層の連携を図ることなどを目的に、北海道ヒグマ対策推進会議を新たに設置するとともに、今月7日には、国のクマ被害対策施策パッケージの見直しに向けまして、財政支援の拡充や捕獲従事者の人材確保育成などに関して、市長会や町村会と合同で、国に対し必要な要望を行ったところでございます。

道といたしましては、ヒグマ対策推進会議の場などを通じまして、関係者間の情報共有や連携強化をより緊密にしながら、国の対策も踏まえ、関係機関が一体となった取組を進め、人命を最優先に、道民の皆様の安全、安心が確保されるよう、ヒグマ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

**○赤根広介委員** この項目の最後に、タンチョウやオジロワシなどの生息に問題が懸念されております釧路市の太陽光発電開発に関連してお伺いしますが、まず、道では、希少野生鳥獣と生物多様性の保全にどのように取り組んできたのか、課題認識と併せて伺います。

**○安住太伸委員長** 自然環境課長小島宏君。

**○小島自然環境課長** 希少野生鳥獣の保護の取組についてであります。本道の豊かな自然の象徴であるタンチョウをはじめ、オジロワシやオオワシなどの希少野生鳥獣は、開発や気候変動などに伴う生息地の変化などにより、その個体数や生息域が縮小されるなど、存続の危機に直面していることから、絶滅回避に向けた取組が必要であり、特にタンチョウは、特定の地域に集中することで感染症の蔓延や自然状態での生息が阻害される懸念から、分散化の促進が重要と認識しております。

このため、道では、タンチョウやオオワシなどの自然状態における安定的な存続を目的とした国の保護増殖検討会に参画し、国や市町村、民間団体等と連携して、タンチョウの生息状況の把握や、繁殖地や越冬地の分散化を図るための給餌事業などに取り組んでいるところでございます。

**○赤根広介委員** そこで、知事は、地域との共生を盛り込んだ道の考え方を新たに策定し、環境と経済の好循環の実現を目指しているわけですが、その取組状況を伺います。

**○安住太伸委員長** 環境保全局長阿部和之君。

**○阿部環境保全局長** 道の考え方についてであります。道では、再エネの導入に当たっては、関連法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和を図ることなどを前提に、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識してございます。

このため、さらなる地域共生や規律強化に向けた国の検討状況を注視するとともに、道独自の取組として、再エネ導入などの関連投資に関し、自然環境や景観、防災など、地域との共生に向

【第1分科会 11月11日 第4号】

けた道の考え方を新たに策定することとしております。

現在、市町村の考えや有識者の意見なども伺いながら、本道の優れた自然環境を未来に引き継いでいくため、道の考え方を取りまとめているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 道としても、早急に、この貴重な生物多様性の保全に向けた、いわゆる規制強化対策というものをしっかりと講じていくべきだと考えるわけではありますが、所見を伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。本道の豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいくためには、生物多様性の保全や適正な利用に取り組むことはもとより、道民や事業者の方々などに生物多様性の理解を深めていただくことが重要でございます。

このため、道では、生物多様性保全計画に掲げる、生物多様性保全に資する土地の適正利用・管理などの四つの基本方針に基づきまして、国や市町村など関係機関との連携の下、保護地域の適正管理や森林の整備、湿原の保全など、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めております。

また、現在、国では、釧路湿原国立公園の区域拡張や、種の保存法の在り方などについて検討が行われているほか、関係省庁連絡会議で、関係法令の効果、実効性が不十分な場合はさらなる規律強化に向けた対応方針の検討が進められております。

道といたしましては、こうした国の動向を注視するとともに、地域との共生に向けた、新たに策定する道の考え方を広く発信し、関係者の方々に対し、その遵守を求めていく考えでございます。こうした取組を通じて、環境と経済の好循環の実現を目指してまいります。

○赤根広介委員 今、国も様々な動きはありますが、いわゆる規制強化に向けてはかなり時間がかかるのかなというふうに私は感じております。

日本一、再エネに対してのポテンシャルが高いと言われる北海道だからこそ、気がつけば豊かな自然環境が悲惨な状況になっている、こうしたことが絶対にならないように、道としての早急な対応を重ねて求めたいと思いますし、この野生鳥獣対策については、知事に直接その考えをお伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げて、次のスポーツ政策について伺います。

北海道、札幌医科大学などが連携し、令和5年に北海道スポーツ医・科学コンソーシアムを設立したわけではありますが、その目的や事業について、まず伺います。

○安住太伸委員長 スポーツ振興課長清水直子君。

○清水スポーツ振興課長 北海道スポーツ医・科学コンソーシアムについてでございますが、本コンソーシアムは、スポーツ庁のモデル事業である、地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業の採択を受け、令和5年7月、冬季競技の年代別トップアスリートや、北海道各地域に潜在する高い競技能力を持つアスリートに焦点を当て、居住地域にかかわらず、冬季競技アスリートのポテンシャルを中長期に発揮させていく育成環境を目指したスポーツ医・科学支援体制を構築することを目的に、札幌医科大学、北海道スポーツ協会、札幌市と道を中核団体として設

立したものであります。

コンソーシアムでは、スポーツ医・科学支援データベースの構築や、複合的スポーツ医・科学支援、スポーツ医・科学リソースのマッチングコンサルテーションの事業を展開しているところでございます。

**○赤根広介委員** そこで、今答弁いただきましたこのコンソーシアムの三つの事業について、それぞれの取組内容と成果について伺います。

**○清水スポーツ振興課長** まず、一つ目に、スポーツ医・科学支援リソースデータベースについてでございますが、コンソーシアムでは、道内に点在するスポーツ医学診療やスポーツ科学的測定評価等を行うことのできる施設、スポーツドクター、アスレチックトレーナー、管理栄養士、理学療法士といったスポーツ医・科学支援の専門人材など、道内のスポーツ医・科学リソースの情報を集約したデータベースの構築に取り組んでおり、令和6年度末現在で77件の情報を集約しているところです。

次に、複合的スポーツ医・科学支援事業についてであります。コンソーシアムでは、令和6年度までに、スキースキーの競技団体や高校のスピードスケート部を対象に、筋力測定やメディカルチェック、コンディショニングチェック、動作解析など、けがの予防やパフォーマンスの向上といった、アスリートが抱える課題の解決に向けた複合的な支援を行っているところであります。

こうした支援を通じて、女子スキージャンプの競技団体からは、膝関節の外傷が多発していたが、予防の取組の必要性に関する認識が深まったことにより状況が改善したとの声や、スピードスケート選手からは、自分の滑走方法をリアルタイムに他方向から確認することで改善点が直ちに分かったなどといった声が聞かれたところでございます。

三つ目に、マッチングコンサルテーションについてでございますが、コンソーシアムでは、令和5年度に、道内のスポーツ医・科学リソースを集約したデータベースの構築を開始し、令和6年度からは、これを活用し、医・科学支援を求めるアスリートや競技団体等と、その支援に応えられる専門家やサービスとを結びつけるマッチングコンサルテーションの運用を開始したところでございます。

令和6年度には、札幌市が実施するジュニアアスリート発掘プロジェクトと連携し、筋持久力や敏捷性、瞬発力などのフィジカルチェックや、保護者からの要望に応じ、理学療法士による発育・発達段階に応じた栄養や休養、運動等に関する勉強会を実施したほか、スキー、スケートなどのジュニア女子選手に対し、スポーツ栄養士がICTを活用した遠隔個別栄養指導を行うなど、22件のマッチングコンサルテーションを行ったところです。

**○赤根広介委員** それぞれの事業で、徐々に連携の効果、成果というものが現れていると率直に評価するわけであります。

そこで、冒頭に御答弁いただきました、この事業の目的であります冬季競技アスリートのポテンシャルを中長期的に発揮させていく育成環境を目指したスポーツ医・科学支援体制の構築に向け、課題をどう認識され、今後どのような取組が必要なのか、見解を伺います。

○清水スポーツ振興課長 課題と今後の取組についてでございますが、現在の取組をさらに進め、居住地域にかかわらずスポーツ医・科学の支援を受けられるようにしていくためには、データベースに登載する情報のさらなる充実のほか、地域においてコンソーシアムの事業に協力いただける病院や大学などの拠点を増やしていくことが必要です。

また、取組をさらに高度化していくためには、スポーツ医・科学に関し、高い知見を有する、国のハイパフォーマンススポーツセンターとの連携を深めていくことなども必要であります。

さらには、競技者や指導者におけるスポーツ医・科学に対するより一層の認知度向上のため、ホームページの充実や、シンポジウム、セミナーの開催など、情報発信や普及啓発をさらに進めていく必要があると認識しております。

○赤根広介委員 今、課題を様々述べられましたが、これらが解決されれば、まだまだ、この取組の伸び代というか、成果が大きく期待をできるわけであります。

そこで、コンソーシアムでは、将来的には全競技へのスポーツ医・科学支援体制の整備を目指すとしているわけですが、この実現に向けた課題をどう認識されているのか、伺います。

○安住太伸委員長 スポーツ局長近藤史郎君。

○近藤スポーツ局長 対象競技の拡大についてであります。本道は、冬季競技に優れた地理的環境を有しており、スピードスケートやアイスホッケー、スキージャンプなど、道内各地域におきましてジュニア期からの育成強化が行われ、冬季競技における医・科学支援の実績を有するスタッフも多数存在しておりますことから、冬季競技に焦点を当てまして、大学や医療機関、冬季スポーツの競技団体が参画をし、各種取組を展開しているところでございます。

今後、対象を他の競技種目にも広げていくためには、冬季スポーツに係る支援の実績を発信しながら、夏季スポーツや障がい者スポーツなど様々な競技団体との連携を深めていくことが必要と考えてございます。

○赤根広介委員 そこで、このコンソーシアムに対して、道としてはどのような評価をされているのか、伺います。

○近藤スポーツ局長 コンソーシアムの評価についてでございますが、本コンソーシアムでは、これまで、札幌医科大学、北海道スポーツ協会、札幌市と道といった中核団体に加えまして、競技団体、大学、病院などの関係団体が連携をしまして、道内の医・科学支援リソースをデータベース化し、アスリート等に対する必要なリソースのマッチングや、競技団体等に対する筋力測定やメディカルチェック、動作解析などの複合的な支援の提供など、実績を積み重ねてきているところでございます。

こうした取組を通じまして、道内におきまして、地域の関係機関が連携し、アスリート等にスポーツ医・科学に関するサポートを提供する体制構築が進んできているというふうに考えてございます。

○赤根広介委員 この事業は、今、3年目に当たって徐々にこうした体制構築や事業の成果が現れてきているわけですが、一方、このスポーツ庁の補助というのは今年度限りというふう

に承知をしているわけでありますが、次年度以降のこのコンソーシアムの在り方について、道としてどのようにお考えか、所見を伺います。

**○清水スポーツ振興課長** コンソーシアムについてであります。国においては、今年度までのモデル事業の実施により、地域の関係機関が連携協働し、アスリートに対する医・科学支援体制を構築する取組を進めてきましたが、次年度以降、コンソーシアムと国のハイパフォーマンススポーツセンター等との連携により、コンソーシアムが行う支援の高度化を図るため、新たな後継事業を、令和8年度予算に向け、概算要求しているものと承知しております。

道といたしましては、コンソーシアムにおいて、こうした国の予算を活用し、引き続き、関係団体と連携しながら、地域のアスリート等へスポーツ医・科学支援を提供できる環境づくりを進めていく必要があると考えております。

**○赤根広介委員** 道のスポーツ推進計画におきましても、本道の競技力の維持向上を目指すとしているわけでありまして、このコンソーシアムの役割は今後ますます重要となると私は考えるわけでありますが、道の認識と今後の取組について所見を伺います。

**○谷内環境生活部長** 今後の取組についてであります。コンソーシアムでは、令和5年度以降、国の事業を活用し、北海道におけるスポーツ医・科学支援体制の構築に取り組んできたところございまして、今後とも、道内のアスリート等が居住地にかかわらずスポーツ医・科学支援を受けられるよう、環境を整えていくことが重要と認識をしております。

このため、道といたしましては、コンソーシアムにおいて、現在、国が検討中である新たな事業を活用することを視野に、これまで行ってきたデータベースを活用したマッチング事業や、複合的な医・科学支援などをはじめとする各種取組を充実させながら、本道における競技力向上はもとより、スポーツ参画人口の拡大、さらには、生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげてまいります。

**○赤根広介委員** この取組は、単にスポーツの振興、推進のみならず、やはり、関係機関の様々な技術、研究、そういったノウハウの蓄積、向上だとか、ひいては、北海道全体の魅力向上にもつながる取組だと私は思っています。

残念ながら、道の次世代アスリートの発掘、育成は、これは政策評価だと、遅れているという非常に厳しい評価であります。私たち道議会としても、藤沢会長を先頭にスポーツ推進議連がありまして、しっかりとサポートしていきたいというふうに思っておりますので、引き続きの取組を求めておきたいと思えます。

次に、最後、流氷科学センターについてであります。

道立オホーツク流氷科学センターは、設置から34年以上が経過をし、施設あるいは常設展示に老朽化が見られることから、令和5年度、地元とともに設置をした検討の場において、常設展示ゾーン活用方策検討報告書を取りまとめた承知をしておるわけでありまして。

そこでまず、指定管理者への聞き取り内容と道の受け止めを伺います。

**○安住太伸委員長** 文化振興課長高橋憲正君。

○高橋文化振興課長 指定管理者への状況確認などについてであります。道では、四半期ごとの定期報告のほか、様々な機会を通じて、指定管理者に当該施設の運営管理や施設設備の状況確認、意見聴取などを行ってきているところでございます。

指定管理者からは、故障により動かなくなっている機器の更新はもとより、防火シャッターや屋上設備の改修、券売機の入替えといった機械設備の維持管理などに係る要望のほか、燃料費等の高騰による運営経費の増大や、施設利用者の属性把握が十分に行えていないなどの課題をお聞きしているところであり、新たに発生したものも含め、優先すべきものや緊急性の高い事項につきまして、検討や対応を進めていく必要があると考えているところでございます。

○赤根広介委員 安全にも関わるような施設もかなり老朽化しているのだなという印象です。

次に、常設展示リニューアルの検討状況を伺います。

○高橋文化振興課長 流氷科学センターの展示についてであります。常設展示につきましては、これまで指定管理者から御意見や要望を伺ってきており、本年は、指定管理者の御協力もいただきながら、今後の施設の運営管理などの参考としていくため、個人や団体の利用者の方々に對して、居住地や年代などの属性のほか、来館目的や来館回数などのアンケート調査を行ってきているところでございます。

また、当該施設につきましては、オホーツク圏の生活文化に加え、流氷や海洋、自然や科学など多岐にわたる分野の普及や理解促進を設置目的としていることを踏まえ、今後、庁内会議を開催し、運営管理などに関して関係部局間の意見交換を行うこととしております。

○赤根広介委員 この問題について、地元の紋別市からは、長年にわたり、常設展示ゾーンの早期リニューアルの要望が寄せられているわけでありませう。

新展示シナリオや展示物の更新等に当たっての基本的な考え方に基づき、改修した場合に係る費用をどの程度と見込んでいるのか、伺います。

○高橋文化振興課長 改修についてであります。令和5年度に作成した報告書は、展示方法やその活用方策につきまして、今後における検討の視点など基本的な考え方を取りまとめたものであり、現在、指定管理者との意見交換や施設利用者の属性調査を行っているとともに、今後、庁内関係部局間での意見交換を行うこととしており、引き続き、展示方法や活用方策など様々な観点から検討を行っていくこととしているところでございます。

○赤根広介委員 この報告書が取りまとめられたのが昨年の3月でありますので、もう1年半以上経過をしているわけでありませうし、既に各部が参画をして検討に当たっているわけでありませうが、この常設ゾーンのリニューアルにはいつ取り組むのか、伺います。

○高橋文化振興課長 常設展示についてであります。現在、指定管理者との意見交換や施設利用者の属性調査を行っているとともに、今後、庁内関係部局間での意見交換を行うこととしており、引き続き、展示方法や活用方策など様々な観点から検討を行ってまいります。

○赤根広介委員 繰り返しになりますが、報告書が昨年の3月に完成されて、今後、ようやく庁内関係部局で意見交換を行うと。非常に取組が遅過ぎると、批判というか、指摘せざるを得ない

わけであります。これは、しっかりとお尻をいつまでにと決めないと、私はもう進まないと思っているのですよね。改めて、いつまでにこの検討協議を終えますか、伺います。

○高橋文化振興課長 常設展示についてであります。現在、指定管理者との意見交換や施設利用者の属性調査を行っているとともに、今後、庁内関係部局間での意見交換を行うこととしており、引き続き、展示方法や活用方策など様々な観点から検討を行ってまいります。

○赤根広介委員 では、まず、指定管理者との意見交換はいつまでに終わりますか。また、利用者の属性調査、これをいつまでやるのですか。そして、この庁内関係部局との意見交換はいつ始めるのですか、伺います。

○安住太伸委員長 文化局長越田習司君。

○越田文化局長 流氷科学センターの常設展示についてでございますが、現在、指定管理者との意見交換を行っておりますが、これについては、四半期の報告などを含めまして、今までもずっと継続的にやってきているところでございまして、引き続き実施が必要だというふうに思っております。

また、属性調査につきましては、本年6月から開始をしておりますが、属性の把握はまだできておりませんので、引き続き実施を考えております。

また、庁内の意見交換の場の庁内会議についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、この流氷科学センターが多岐にわたる分野の理解促進を設置目的としておりますことから、関連する複数の部局との調整を行った上で開催したいと考えております。

○赤根広介委員 一切、見通しすらないのが今の状況だということが明らかになったわけであり、まず、

そもそも、私は、属性調査を当然否定はしませんけれども、道がこの流氷科学センターを通じて何を発信したいか、まずそこがなきゃいけないわけであって、属性調査をしたからそれに合わせてこういうものをつくり出すというのは、ちょっと考え方が違うのじゃないのかなということは指摘せざるを得ないわけであり、

正直申し上げまして、この問題は、ただただ時間を要して検討をいたずらに引き延ばしているようにしか私は感じないわけであり、改めて、しっかりとスケジュール感を持って取り組んでいただきたいというふうに思いますが、その点について見解を求めたいと思います。

○谷内環境生活部長 流氷科学センターについてでございますが、この施設は、流氷に関する科学的知識や、それによる生活への影響など、大自然の神秘や営みを学ぶことのできる科学館でありますとともに、地域への集客といった役割も果たしているところでございます。

センターにつきましては、設置から30年以上が経過をし、施設の老朽化が見られるほか、デジタル技術の活用や外国人利用者の増加なども踏まえ、求められるニーズや果たすべき役割なども考慮しながら、展示方法やその活用方策などについて、より幅広い観点から検討を行っていく必要があると考えております。

道といたしましては、施設の利用状況や関係施策との関連などを把握するとともに、引き続き

【第1分科会 11月11日 第4号】

き、指定管理者や紋別市など地元からの御意見や御協力をいただきながら、さらなる検討を進めてまいります。

○赤根広介委員 今までの検討内容がどうであって、さらなる検討で何をさらに検討したいのか、全く中身が分かりません。この問題については、知事に直接その考えをお伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、何と2分も時間も残して質問を終わります。

ありがとうございました。

○安住太伸委員長 赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。  
中村守君。

○中村守委員 それでは、皆様からの、お昼に入らないのかという声を背中にびんびん浴びながらの、大変やりにくい感じになっておりますけれども、さくさくに行かせていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、環境生活部の事項につきまして、以下、伺ってまいります。

初めに、ヒグマについてであります。

第3回定例会で、ヒグマとのあつれきの高まり、さらには人身事故が発生したことを踏まえて、道として、ゾーニング管理の着実な推進に向けて、道内各地での取組を一層進めていただくということを提案いたしました。

道として、ヒグマなど野生鳥獣対策に知見を持つ26名の専門的職員を本庁及び11の振興局に配置するとともに、本庁と振興局が一体となり、市町村支援など、機動的に対応できる体制を整備するなど取組を進めていると承知しておりますが、200万都市の札幌の市街地でもヒグマが出没するなど、多くの道民の方々が大変な危機感を持っているところであります。

また、秋田県では、ツキノワグマによる人身被害が相次いだことを受け、防衛省に自衛隊派遣を要望する事態となっており、フェーズが変わったと。全国的にも、熊類が市街地など人間の生活圏に出没するなどして、人々とのあつれきがかつてないほど高まっている状況となっております。緊急銃猟など捕獲の強化が必要なことはもちろんでありますけれども、ヒグマが近づきにくい地域づくりを進めていくことが抜本的な問題だと思っております。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、ヒグマ注意報等の運用状況についてであります。道は、このヒグマ注意報あるいは警報を発しておりますが、その運用状況について伺います。

○安住太伸委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマ注意報等についてであります。道では、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民の皆様や来道者の方々に対しまして注意喚起を行い、人身被害を防止するため、令和4年5月に北海道ヒグマ注意報等発出実施要領を定め運用しており、これまで、注意報の発出は、4年度が4件、5年度が13件、6年度が6件で、本年度は本日時点で延べ18件と過去最多の発出となっております。

また、本年度は、7月に福島町において市街地で人身被害が発生し、直ちに加害個体が捕獲されなかったことから、制度導入以来初めて警報を発生しましたほか、9月には札幌市西区でも市街地での人身被害が発生し、2件目となる警報を発生、現在も継続しているところでございます。

○中村守委員 注意報、警報、このレベルの違いもよく分からない、そして、この注意報あるいは警報が出たらどういう行動を取ればいいのか、いま一つ分からないという声もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ヒグマ注意報等の見直しについてであります。道は、これまでの人身事故事案等を踏まえて、注意報等の見直しの検討を進めていると承知しております。どのように検討を進めているのか、お伺ひいたします。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマ注意報等の見直しについてであります。福島町で発生した人身事故を踏まえ、ヒグマの市街地などでの出沒時において、効果的な注意喚起や実効性ある対策につなげていくため、現在、注意報等の見直しに向けた検討を進めているところでございます。

見直しに当たりまして、市町村からは、注意報や警報発出の際に取るべき対応等を明示してほしい、道職員の派遣など注意報発出時の支援対策を明示してほしい、道からの注意喚起をさらに充実してほしいなどの御意見をいただいております。現在、有識者からも御意見を伺ひながら、注意報等の発出に伴い、市町村が取るべき行動や道が行う支援メニューなど、見直し内容の整理を行っているところでございます。

○中村守委員 様々な見直しをした上で、それをどう広報宣伝といひましようか、周知徹底していくかということが大事であろうというふうにお思ひます。

次に、観光業など地域経済に与える影響についてであります。注意報や警報でヒグマの出沒のアラートを出すことは重要であると考えますが、観光業など地域経済に与える影響も懸念されるところであります。道はどのように把握しているのか、伺ひます。

また、影響がある場合、どのように対応しているのか、併せて伺ひます。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマの出沒による影響についてであります。ヒグマが市街地など人の生活圏に頻繁に出沒した際には、住民の皆様のお安全、安心の確保はもとより、地域のイベントの中止や小売店などの営業時間の短縮などにより地域経済にも影響を与えることから、速やかな捕獲やパトロール、住民の皆様への注意喚起が重要であります。

道では、ヒグマ注意報等については、地元市町村と出沒状況や地域住民の安全性を十分に共有し、市町村の意向を踏まえ、発生するとともに、SNSなどでの注意喚起をはじめ、本庁や振興局からの職員派遣や、ヒグマの捕獲や防除などに関する専門人材の派遣、電気柵や自動撮影カメラの貸出しなど、市町村と連携し、速やかな捕獲に取り組んでおりますほか、国に対しまして、ヒグマが頻繁に出沒することにより、地域経済に多大な影響を与える点を考慮した財政支援の拡充や強化についても要望しているところでございます。

○中村守委員 国への要望もそうなのですが、道としても、この対策を充実させていくことが大

事だと思えます。

その上で、次に、普及啓発についてであります。観光客あるいは登山客にもヒグマとの接触を少なくするような取組が必要であると考えますが、道は、観光客等に対する普及啓発についてどのように取り組んでいるか、お伺いいたします。

**○市川ヒグマ対策室長** 観光客に対する普及啓発についてであります。道では、ヒグマの出没情報について、道公式Xやヤフー防災速報により迅速に情報発信しているほか、市街地で頻繁に出没が見られるなど人身被害が懸念される場合は、ヒグマ注意報を発出して、地域住民はもとより、観光客や来道者にも広く注意を呼びかけているところでございます。

また、ヒグマの生態や野外活動での注意事項、人身被害を防ぐための情報を取りまとめたリーフレットを、日本語や英語、中国語、韓国語など多言語で作成し、空港や宿泊施設、レンタカー会社などへの配置や、観光客や登山者に配付などの啓発を行っているところでございます。

さらに、道外からの観光客が多い夏休み期間中には、各航空会社に御協力いただき、機内アナウンスや機内誌で注意を呼びかけておりますほか、人が山に入る機会が多い春と秋の連休には、観光客や登山者に対してラジオCMによる注意喚起など、様々な機会を活用しましてヒグマに出会わない行動を促しているところでございます。

**○中村守委員** それでは、次に、今後の取組についてであります。現在の状況を考えますと、緊急銃猟など捕獲対策が注目されておりますが、本道の自然環境保全という観点からは、中長期的な視点で、あつれきを回避し、すみ分けを図ることが大事だというふうに考えます。

道として、そうした面での認識と取組の方向性を伺います。

**○安住太伸委員長** 環境生活部長谷内浩史君。

**○谷内環境生活部長** 今後の取組についてであります。道では、昨年12月に北海道ヒグマ管理計画を改定し、捕獲目標の設定による個体数管理やゾーニング管理などの新たな方策をお示したところでございまして、市町村や捕獲事業者の方々などとの連携の下、計画に基づく取組を着実に進めていくことが重要でございます。

個体数管理を進めていくに当たりましては、問題個体の積極的な捕獲や人里への出没抑制に向けた春期管理捕獲の着実な実施に加え、ゾーニング管理を組み合わせた取り組み、人里周辺に生息する個体を中心に捕獲することで、ヒグマの出没が社会問題となっていなかった時期の個体数を目指すこととしております。

道といたしましては、今後とも、ヒグマ対策推進会議の場などを通じまして、市町村、道警察、捕獲従事者などとの連携をより緊密にしながら、ゾーニング計画の策定や有害捕獲、春期管理捕獲に着実に取り組むとともに、国の対策も踏まえ、関係機関が一体となって、道民の皆様の安全、安心が確保されるよう、ヒグマ対策の一層の強化に取り組んでまいります。

**○中村守委員** ぜひ、しっかりとした対策をお願いいたします。

ヒグマ対策について伺ってまいりましたが、今日、ヒグマが人の生活圏に頻繁に出没しており、人身事故の懸念が非常に大きくなってきております。関係機関と連携を密にしたなお一層の

ヒグマ対策が必要と考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思しますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

次に、安全、安心なまちづくりについてであります。道内の交通事故により亡くなった方が100人を超え、昨年よりもハイペースで推移していると承知しております。

日没が早まるこれからの時期は、歩行者事故が増えることが懸念されます。また、道民や北海道を訪れる方々にとっても、安全で安心な北海道を実現するためには、犯罪のない地域づくりが不可欠と考えます。

道内における刑法犯認知件数は、長らく減少を続けておりましたが、近年は増加に転じており、本年は、特に特殊詐欺が急増していると承知しております。道内における交通事故の抑止や特殊詐欺の被害防止のための取組などについて、以下、伺ってまいります。

まず、昨年及び今年の交通事故発生状況について伺います。

**○安住太伸委員長** 交通安全担当課長二瓶友和君。

**○二瓶交通安全担当課長** 交通事故の発生状況についてであります。道警察によりますと、昨年——令和6年の道内における人身事故件数は8743件、死者数は104人、負傷者数は1万297人であり、人身事故件数、死者数、負傷者数は、いずれも、前年に比べ減少し、死者数は統計が残る昭和22年以降で最も少なかったものであります。

また、本年10月末現在の人身事故件数は6792件、死者数は103人、負傷者数は7881人となっております。昨年同時期と比較し、人身事故件数は351件の減少、負傷者数は569人の減少となっておりますが、死者数は18人増加している状況でございます。

**○中村守委員** 昭和22年以降、最も少なかった昨年に比べて、少しまたちょっと戻ってしまったということで、残念なことではあります。事故発生の高い場所を狙って、様々な対策を打つということもできるのではないかというふうに思います。

次に、今年の交通死亡事故の特徴についてであります。事故の増加要因には様々な要因があると考えますが、今年の特徴などについて伺いたいと思います。

**○二瓶交通安全担当課長** 今年の交通死亡事故の特徴についてであります。本年、道内の交通事故で亡くなられた103人の方々のうち、事故の類型別では、車両の単独事故によるものが39人で最も多く、前年同時期に比べ14人増加、次に多いのが、歩行者と車両との事故によるものが24人であり、昨年同時期に比べ4人の減少となっております。

また、事故で亡くなられた方の年齢別では、高齢者の方が53人で最も多く、前年同時期に比べ4人増加しております。

今年は、1月から、凍結路面でのスリップに起因する事故など、交通死亡事故が昨年を大幅に上回るペースで発生したことを受けまして、2月末に全道交通死亡事故多発警報を発表するとともに、9月には、道内各地におきまして、自動車と歩行者、自転車との死亡事故が多発したため、今年2回目の全道警報を発表し、注意喚起を行ってきたところであります。

これから冬季を迎える本道におきましては、凍結した路面でのスリップに起因する事故や、日

【第1分科会 11月11日 第4号】

没が早まり、歩行者が被害に遭う事故が懸念されますことから、ドライバー、歩行者双方に対するより一層の注意喚起を実施していく考えであります。

○中村守委員 次に、道内における交通死亡事故は、死者数がピークに達していた昭和40年代半ばから減少傾向にあると承知しておりますが、交通事故防止に向けた道の取組について伺いたします。

○安住太伸委員長 地域安全担当局長西清人君。

○西地域安全担当局長 交通事故防止の取組についてであります。道内の交通事故死者数は、1971年——昭和46年の889人をピークに減少しており、昨年の2024年におきましては104人となったところであります。この間、道では、交通安全施策の中長期的な目標や、関係機関による基本的な方向を取りまとめました北海道交通安全計画を定め、交通事故のない社会を目指し、関係機関・団体や民間事業者の皆様と密接な連携の下、春、夏、秋、冬の交通安全運動をはじめとする様々な取組を推進してきたところでございます。

また、毎年、交通安全運動の推進方針を策定し、関係機関が一丸となって、歩行者保護意識の醸成やスピードダウンなどを重点とする啓発活動に取り組み、道民の皆様の交通安全意識の高揚を図ってきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、道警察をはじめ、市町村、関係機関、関係団体と連携し、交通事故の防止に向けまして、道民の皆様に交通安全意識がより一層浸透するよう取り組んでまいります。

○中村守委員 次に、交通事故防止に向けた課題と今後の対応の考え方についてであります。交通事故防止に向けてどのような課題があるのか、伺います。

また、今後の対応の考え方について、併せて伺います。

○西地域安全担当局長 今後の対応についてであります。交通事故の防止に向けましては、道民お一人お一人が、交通安全意識を高め、ルール遵守と正しいマナーを実践していただくことが重要であり、こうした行動を浸透、定着させていくためには、地域に根差した交通安全運動の効果的かつ持続的な展開が必要である一方、地域の運動参加者の高齢化など、担い手の確保が課題となっております。

道では、これまで、関係機関や民間事業者と連携をし、各地域におきまして、歩行者の保護や自転車の安全利用に向けた啓発活動、飲酒運転の根絶に向け、酒類を提供する飲食店の訪問など、幅広く交通安全活動の周知を行ってきたところでございます。

こうした取組に加えまして、今年度、新たに、若年層への働きかけといたしまして、大学や民間事業者と協働し、大学生に参加いただき、飲酒運転根絶ワークショップを開催しましたほか、大学祭会場において啓発を実施し、学生の交通安全意識を高めるとともに、運動への参加の呼びかけを行っております。

また、今月20日には、札幌市内で北海道飲酒運転根絶条例施行10年を踏まえましたシンポジウムを開催し、道民の皆様に飲酒運転根絶に向けた具体的行動の実践を呼びかけることとしてお

り、引き続き、関係機関はもとより、市町村、民間事業者と連携しながら、各地域において、様々な年代や職種の方々に交通安全運動への参加を促す取組を展開しながら、交通事故の防止、飲酒運転の根絶に努めてまいります。

○中村守委員 それでは、次に、特殊詐欺でありますけれども、被害の現状についてであります。様々な手口で金銭等をだまし取るこの特殊詐欺が全国的に問題となっており、道内でも連日のようにその被害が報道されているように、多くの道民が被害に遭っております。

昨年と本年の道内における被害件数や被害額の状況について伺います。

○安住太伸委員長 地域安全課長森田和寿君。

○森田地域安全課長 特殊詐欺被害の状況についてであります。道警察によりますと、昨年——令和6年における本道のおれおれ詐欺や架空料金請求詐欺などの特殊詐欺の認知件数は197件、被害額は約7億6000万円であり、前年の令和5年に比べ、件数、被害額ともに増加となっております。

また、本年1月から9月までに認知した特殊詐欺の件数は317件で、前年の同じ時期の118件と比べ199件増加し、約2.7倍の件数となっておりますほか、被害額は約17億2000万円で、前年の同じ時期の約4億1000万円と比べ約13億1000万円増加し、約4.2倍の被害額となっております。

○中村守委員 これだけ被害件数及び金額が大きくなってくると、やっぱり、手を打たなきゃいけない事象だと思います。特にどこに集中的に手を打たなきゃいけないのかということですが、被害が多いこの詐欺の手口についてでありますけれども、多くの方が特殊詐欺の被害に遭い、多額の金銭をだまし取られていると。道民の皆さんも被害に遭わないように気をつけていると思いますが、犯罪者もあの手この手でだまそうとしてくることは容易に想像がつかます。

最近の被害の多い特殊詐欺の手口について伺います。

○森田地域安全課長 特殊詐欺の類型についてであります。道内で、本年、これまでに認知した特殊詐欺の類型は、被害の多い順に、まず、親族、警察官、弁護士等をかたり、親族が起こした事件、事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取るおれおれ詐欺が118件となっており、被害総数の37.2%を占めております。

次に、市町村職員等をかたり、保険料の還付手続に伴うキャッシュカードの更新等を口実にカードをだまし取るなどの預貯金詐欺が83件で全体の26.2%、未払いの料金があるなど、架空の事実を口実に金銭等をだまし取る架空料金請求詐欺が73件で全体の23%を占めております。

また、本年の特殊詐欺の被害額約17億2000万円のうち、警察官や検察官をかたり、警察手帳や逮捕状を提示して捜査名目で金銭をだまし取るなどの偽警察詐欺が被害総額の約7割となる11億5000万円を占めています。

○中村守委員 おれおれが4割、預貯金が3割、架空料金請求が3割、偽警察で7割ということなのですね。

次に、被害者の年齢層や特徴であります。特殊詐欺には様々な手口があり、多くの道民がその被害に遭っておりますが、どのような方がどのような被害に遭っているのか、これまで被害に

【第1分科会 11月11日 第4号】

遭われた方々の年齢層、特徴について伺いたいと思います。

○森田地域安全課長 特殊詐欺被害者の年齢層などについてであります。本年に認知した特殊詐欺全体では、被害者のうち、65歳以上の高齢者層の割合が6割を超えており、キャッシュカード等をだまし取る預貯金詐欺や、医療費の還付を名目に金銭等をだまし取る還付金詐欺では、ほぼ全てが高齢者層となっております。

また、偽警察詐欺に関しましては、高齢者層の被害が5割を超えておりますほか、30代までの若年層が約3割を占めるなど、被害が広がっており、料金の未払いなどを口実として金銭等をだまし取る架空料金請求詐欺につきましても、様々な年齢層で被害が確認され、特殊詐欺の被害は、高齢者のみにとどまらず、幅広い年齢層で発生しているところでございます。

○中村守委員 高齢者が多いと思いきや、若年層にも広がっているということでもありますから、年齢層は幅広いと。やり口は、このような入り口が類型化されているということでもありますから、手の打ちようもあるのかもしれないので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、次に、これまでの取組についてであります。犯罪者は、様々な手口を使い、多くの人たちから金銭をだまし取っております。こうした被害から道民を守るためには、最新の手口などを、年齢層に合わせてその方法をしっかりと伝えていくことが重要と考えますが、これまでの道の取組についてお伺いをいたします。

○西地域安全担当局長 これまでの取組についてであります。道では、道民の皆様を詐欺による被害から守るため、これまで、道警察など関係機関や防犯ボランティア団体、市町村等と連携し、自治会の集会や大学での社会人講座の機会を活用し、主に高齢者の方々に参加いただき、詐欺電話体験などを内容とした体験型の研修会を実施しているほか、若い世代の方々に、詐欺の手口など最新の情報が届くよう、SNSやラジオ、街頭ビジョンなど多様なメディアを活用した注意喚起を行ってきています。

また、若者から高齢者まで多くの方々が集まる商業施設やスポーツ施設、さらには、地下歩行空間、道の駅などにおきまして、詐欺の手口や予防策のパネル展を開催するなど、啓発活動を実施しているところでございます。

さらには、地域ぐるみで、犯罪が起こりにくい環境づくりを進めるため、民間企業にも御協力をいただきながら、金融機関やドラッグストア、スーパーマーケットなどに対します研修会を開催しているほか、全道各地の金融機関、コンビニエンスストアにおきまして、携帯電話を利用しながらのATMの操作や高額電子マネーを購入しようとするといった、詐欺被害に遭っているおそれのある来店客への声かけ訓練等を実施しているところでございます。

○中村守委員 それでは、次に、今後の取組についてであります。これまで、交通安全や特殊詐欺の取組などについて伺ってきましたが、いまだにその被害は後を絶たない状況であり、手を緩めることなく取り組んでいくことが重要と考えます。

交通事故や犯罪のない安全で安心な地域づくりに向けて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。昨年の道内における交通事故死者数は104人と、統計が残る昭和22年以降、最少となったものの、本年においては増加傾向に転じており、また、減少傾向にあった犯罪の認知件数は、SNSによる投資・ロマンス詐欺の横行などにより増加しているなど、交通事故や犯罪のない安全で安心な地域づくりに向けては、国や道警察、道教委をはじめとする関係機関や事業者などと連携し、取組の一層の充実強化が重要と認識をしております。

道では、これまでも、北海道交通安全対策会議や北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議などにおきまして、交通事故の原因や、様々に変化する犯罪の態様などについて情報共有を図りながら、子どもや高齢者の交通事故防止や特殊詐欺の被害防止などに取り組んできているところでございます。

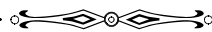
道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、その時々的情勢を踏まえた施策を機動的に展開し、交通安全指導員や防犯ボランティアの方々と協働いたしまして地域での啓発活動を実施するなど、道民の交通安全や防犯への意識の醸成に努め、道民の皆様が安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○中村守委員 安全、安心なまちづくりについて伺ってまいりましたが、道民の安全を守るために、道警察や国の関連機関などと連携した取組のなご一層の強化が重要と考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

5分残して、終わります。

○安住太伸委員長 中村委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時27分休憩



午後1時31分開議

○安住太伸委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑の続行であります。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 通告に従い、質問してまいります。

まず、生物多様性等についてですが、生物多様性の観点から、湿原、湿地の役割と保全について質問してまいります。

生物多様性保全条例に基づく生物多様性保全計画が策定されています。この計画に基づく湿原の保全に関連する事業の直近3年間の決算状況をお示してください。

○安住太伸委員長 自然環境課長小島宏君。

○小島自然環境課長 決算の状況についてであります。北海道生物多様性保全計画に基づく湿原の保全に関連する事業については、ラムサール条約登録湿地などにおける監視指導業務や釧路

【第1分科会 11月11日 第4号】

湿原への土砂流入対策などの経費として、令和4年度は約2億3000万円、令和5年度は約2億4500万円、令和6年度は約3億2700万円となっております。

**○丸山はるみ委員** 道内では、釧路湿原、阿寒湖、ウトナイ湖、厚岸湖・別寒辺牛湿原、サロベツ原野など13湿地がラムサール条約に登録されております。水鳥や多様な動植物が生息する貴重な環境です。また、CO<sub>2</sub>吸収効果も高く、湿地の保全は生物多様性保全の観点からも重要と考えています。

そこで、改めて伺いますが、ラムサール条約では湿地をどのように定義しているのか、また、道は、湿地が持つ生物多様性を守るための役割をどのように認識しているのか、お答えください。

**○小島自然環境課長** 湿地の役割などについてであります。ラムサール条約で定義される湿地とは、「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む。」とされており、多くの野生動植物の生息・生育地となっておりますほか、渡り鳥の中継地や繁殖地など、生物多様性の保全に重要な役割を持っていると認識しております。

**○丸山はるみ委員** 重要な役割があるということです。

ラムサール条約は、湿地の生態学上、動植物学上等の重要性を認識し、その保全を促進することを目的としています。締約国の権利と義務には、条約湿地の保全及び湿地の適正な利用を促進するため、計画を作成し、実施するとあります。

道の生物多様性保全計画では、生物多様性保全に貢献するエリアが十分に確保され、保全管理体制が構築されていることを目指すべき状態としています。

生物多様性保全に貢献するエリアが十分に確保されるとはどのような状態を指すのか、お答えください。

**○小島自然環境課長** 生物多様性保全に貢献するエリアの確保についてであります。計画に掲げる生物多様性の保全に貢献するエリアとしては、自然公園や鳥獣保護区など法令に基づく保護地域と、遊水池やビオトープなど保護地域以外で生物多様性保全に資するエリア、いわゆるOECMが挙げられ、こうしたエリアが多く存在し、生物多様性の保全や持続可能な利用が将来にわたって保全管理がされていることを目指すべき状態としております。

**○丸山はるみ委員** 生物多様性保全に貢献する十分なエリアの考え方についてお聞きしますが、湿地でいえば、ラムサール条約の定義による湿地と、人間が指定する国立公園等の自然公園の指定範囲、十分に確保されるべき生物多様性保全に貢献するエリアは一致しないというふうに考えますが、見解を伺います。

例えば、釧路湿原国立公園の市街化調整区域は、法律上の規制のない範囲が広くあり、生態系への影響を考慮せずに開発が進められた場合、重大な影響を及ぼすことが考えられます。

道が規定する生物多様性保全に貢献する十分なエリアの確保と開発行為との間ではどのような

調整が求められるか、お示してください。

○小島自然環境課長 生物多様性保全に貢献するエリアについてであります。ラムサール条約の定義による湿地と、自然公園やOECMなど生物多様性に貢献するエリアは必ずしも一致しない場合もありますが、法に基づく規制が伴わない生物多様性に貢献するエリアにおいては、地域の実情に応じて、土地利用の変化による生物多様性への影響の回避、低減や、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と考えます。

○丸山はるみ委員 行動計画編では、一定規模以上の開発行為に対し、各種開発許可制度を適正に運用し、無秩序な開発を抑制し、環境に配慮した土地利用を促進すると記載されています。

釧路湿原の湿地では、多くのメガソーラーが設置されてきておりますが、生物多様性保全の観点から、道は、これまで、保全と賢明な利用の両立のために何らかの対応をしてきたのか、お答えください。

○小島自然環境課長 湿原の保全と利用についてであります。道では、生物多様性保全計画に掲げる、生物多様性保全に資する土地の適正利用・管理などの四つの基本方針に基づき、保護地域の適正管理や森林の整備、湿原の保全など、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めることとしております。

このため、道民の皆様や事業者の方々などに生物多様性の保全や適正な利用についての理解を深めていただくよう、これまで、こうした計画に基づく取組を啓発イベントやSNSなどを通じて周知を図りますとともに、国や市町村、関係団体等で構成する釧路湿原自然再生協議会や釧路湿原国立公園連絡協議会に参画し、生物多様性の重要性などの情報発信を行っておりますほか、企業との協定により、道内各地で湿地の保全活動に取り組む団体等への支援などにも取り組んできているところでございます。

○丸山はるみ委員 取組はされているようなのですが、釧路湿原では、保護区となっていない湿地及びOECMに相当する自然共生エリアと考える区域でのメガソーラー建設などを行っている事業者に対して、直接の周知を行ったことはあるのでしょうか。

○小島自然環境課長 事業者への周知についてであります。道では、アセス制度や各種ガイドラインの説明会の中で、発電事業等を検討する事業者に対し、希少種の生息状況に関する調査や、生物多様性保全上、重要な湿地の事業実施区域からの回避などを求めていますほか、本庁や各振興局においてワンストップで相談に対応するなど、様々な機会を通じて事業者への情報提供を行っているところでございます。

○丸山はるみ委員 その情報提供がちゃんと理解されているかというのが、今、問題になっていると思うのですが、保全計画の行動計画編では、湿原は、希少な野生動植物の生息・生育地、渡り鳥の中継地や繁殖地として重要であるばかりでなく、周辺都市の気候緩和、保水、水質の浄化機能や北海道を特徴づける景観となっているなど、多くの生態系サービスを有している、湿原の保全と利用の両立とともに、保全、回復を図っていくことが必要と明記されています。

釧路湿原は、日本で最初に登録された湿地で、日本最大の規模であります。私たち道議団は、

【第1分科会 11月11日 第4号】

先月30日、釧路市のメガソーラー建設工事が進む釧路湿原周辺の湿地を視察してまいりました。森林法に違反して2024年度から伐採された湿地の原状回復のため、植樹するということですが、ここで問題なのは、湿地に盛土をする際、重金属が含まれていないかなどの観点がなく、生物多様性保全条例の観点から、湿地における盛土の是非や必要性、代替案を検討する仕組みがないことです。

また、森林法に照らして、違法な伐採が行われた後の植樹によって生態系の攪乱を起こすことなく湿地を回復するという観点が必要ですが、それが可能かという問題もあります。森林法だけでは、倒産や事業者の事情などで湿地の回復が中断される場合も考えられます。

本道において、生物多様性を目指すというのであれば、盛土などの開発行為着手前に、十分に確保されるべき生物多様性に貢献するエリアという計画の考え方を他部にも共有してもらう必要があるのではないかと思います。見解を伺います。

**○小島自然環境課長** 庁内連携についてであります。令和6年度に改定した生物多様性保全計画は、庁内の関係部局はもとより、環境審議会や道議会における御議論のほか、市町村、事業者の方々からの御意見を踏まえ、策定したところであり、生物多様性保全条例の理念や計画の基本方針のほか、計画に基づく保護地域の適正管理や森林整備、湿原の保全など、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組につきましても、庁内関係部局で構成する北海道環境政策推進会議で共有を図っているところでございます。

**○丸山はるみ委員** 条例や計画に基づく取組も北海道環境政策推進会議で共有しているということでしたけれども、それが、工事を行う事業者まで共有、あるいは周知されているのかということが問題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**○小島自然環境課長** 事業者への周知についてであります。生物多様性保全計画の基本理念などは、環境政策推進会議を活用して各部局に情報共有を図っており、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組などを踏まえ、各部局が所管している関係法令に基づき、事業者への周知等が行われているところでございます。

**○丸山はるみ委員** 次に、開発行為からの湿地の回復についてですけれども、環境調査では、ないとされていたオジロワシの営巣が確認されました。また、卵のうを確認するキタサンショウウオの調査というのは難しいものだと承知していますが、地元事業者の調査でもなく、本来、複数年で行うべき調査も行われていないなど、法に基づく調査がなされていないということが分かっています。

キタサンショウウオは、移動性が弱く、餌となる虫やカエル、プランクトンなど、その地の植生に伴う固有の種として存在し、移植などで補完できるものではないと考えています。

しかし、湿地は既に別の場所で採取された土砂で盛土がされておりました。土砂には重金属などが含まれていないのか、地下水にどのような影響を及ぼすのか、そもそも森林法に基づく植樹が湿地の原状回復になじむのか、湿地を土砂で盛土されては、土砂の撤去なしに植樹で再生できるとは思えないのです。植林する樹種がどのようなもので、どこから持ち込まれるかによって、

遺伝的生物多様性の攪乱にもつながりかねないということでした。

一方で、盛土をしなくてもソーラーパネルの設置をしているところを見てきました。これも可能であり、利用と保全の両立は必ずしも否定されるものではないと思います。しかし、一旦、盛土してしまえば、回復は世代を超えるほど長期間の影響が出る可能性があり、そうなりますと、回復不可能ともなり得るのではないのでしょうか。

湿地における盛土の影響と湿地の回復に関する知見について披瀝願います。

○小島自然環境課長 湿地における盛土についてであります。道においては、湿地における盛土の影響と湿地の回復に関する専門的な知見などは有しておりませんが、道総研によれば、一般論としては、盛土の規模によっては、湿地の水位や水質、土壤環境等が変化する場合もあるとのことでございます。

○丸山はるみ委員 湿地における盛土の影響と湿地の回復に関する専門的な知見がないというのは、ちょっと驚きなのですよね。環境政策推進会議の議題にもなったことがないのかというふうに思うのですが、この点は重要なことなので、知事にも見解を伺いたいと思います。委員長のお取り計らいをお願いいたします。

これは、議題になったことはないのかどうか、ちょっとお答えいただけますか。

すみません。そうでしたらですね、これは議題になったのかということも含めて、知事に確認をしていきたいというふうに思います。

なかなか想定されてこなかったことが起こっているということが問題なのかなとも思いますが、生物多様性保全と賢明な開発行為の両立に向けた取組の強化についてお聞きしたいと思います。

メガソーラー開発行為に対して、生物多様性保全と種の保存法、文化財保護法、森林法、土壤汚染対策法等、16の法律と自治体の条例が関与しているとお聞きしました。しかし、それぞれの所管ごとの対応では網羅的保全は難しく、相互補完もできずに限界があるのではないかと考えています。

2024年度決算でも、生物多様性保全に係る予算は3億2700万円にとどまり、規制や検証などの実効性にも乏しい。これでは、生物多様性保全にどれだけ貢献できるのか、甚だ疑問を感じています。

釧路市では、これまでのメガソーラー開発行為に対して、生物多様性を保全しながら利用できる区域とできない区域のゾーニングが必要と、条例制定に踏み込みました。再生可能エネルギーを進める開発行為は、正当な手続の下で、法律を遵守し、適切な規模で生物多様性を保全しながら進むべきであり、違法行為等によってその道を閉ざすものであってはならないと考えています。

生物多様性保全と賢明な開発行為の両立のために、現状の課題を整理し、踏み込んだ対応を取っていくべきではないかと考えますが、部長に見解を伺います。

○安住太伸委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 生物多様性保全の取組についてであります。開発による影響など様々な要因によりまして生物多様性が損失する場合もあることなどから、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識しております。

このため、道では、事業者の方々に対し、生物多様性条例や計画の理念も含め、関係法令の理解を深めていただくよう、制度の周知を図るとともに、違法な開発行為には、法令の中でできることを徹底して行い、厳正な運用に向けた手続の見直しを進めてきたところでございます。

また、現在、国では、釧路湿原国立公園の区域拡張や種の保存法の在り方などについて検討が行われているほか、関係省庁連絡会議で、関係法令の効果、実効性が不十分な場合は、さらなる規律強化に向けた対応方針の検討が進められており、道といたしましては、こうした国の動向を注視するとともに、自然環境や景観、防災など、地域との共生に向けた道の考え方を新たに策定し、広く発信することで、関係者の方々に対し、その遵守を求めていく考えでありまして、こうした取組を通じて環境と経済の好循環の実現を目指してまいります。

○丸山はるみ委員 生物多様性保全条例に関する周知は、自然環境への著しい影響の抑止力になり得るものと考えます。

しかし、今日の議論で、条例や計画の周知不足があり、今、釧路市で起きているような、違法かつ自然環境への取り返しのつかない影響につながる開発行為が行われるということになっているのではないかと考えます。実効性を持つ生物多様性保全のために知事がどう取り組むのか、総括質疑でお聞きしたいと思います。重ねて、お取り計らいをお願いいたします。

次の質問に参ります。

人権擁護施策等についてです。

道では、北海道人権施策推進基本方針を策定し、道としての人権施策の各般の施策に準拠されています。

環境生活部所管事業のうち、地域人権啓発活動活性化事業の昨年度決算を5年前のものとの比較で伺うとともに、新たに拡充した取組と成果について伺います。

○安住太伸委員長 道民生活課長家山正吾君。

○家山道民生活課長 地域人権啓発活動活性化事業費についてであります。この事業は、地域住民の皆様を対象に、基本的人権の尊重とその擁護についての正しい理解と人権思想の普及高揚を図ることを目的に啓発を行うものであり、令和6年度の決算額は1886万8246円で、令和2年度の決算額1824万8295円と比べて61万9951円の増となっております。

また、この間、インターネット上の人権侵害防止に関するセミナーの開催や、「社会を明るくする運動」などを通じた再犯防止の啓発活動、市町村などが開催する性の多様性の理解促進を目的とした研修会等への講師派遣を新たに始めるなど、事業の充実を図ってきたところでございます。

こうしたセミナーや研修会に御参加をいただいた皆様からは、関心や理解が大変深まった、大

変参考になったなどの感想をいただくとともに、主催者、関係者の方々からは、事業の継続を希望する声が寄せられているところであります。

以上です。

**○丸山はるみ委員** 近年、SNS上での誹謗中傷やプライバシーの侵害、事実と異なる偽の情報の拡散、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が深刻化しています。

道として、SNS等での誹謗中傷など、新たな形態の人権に関わる問題の実態をどのように認識しているのか、お答えください。

**○家山道民生活課長** SNS等での誹謗中傷などについてであります。インターネットは、その普及とともに、様々な分野にサービスが浸透し、人々の日常生活の利便性向上に欠くことのできないツールとなっています。

一方で、法務省がまとめた令和6年における人権侵犯事件の状況によりますと、新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵犯事件数は、令和4年1721件、令和5年1824件、令和6年1707件と高水準で推移しており、誹謗中傷などを受ける人の尊厳を傷つけ、差別意識を拡大させかねない行為は許されないものとの認識の下、あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発を行うとともに、国の人権擁護機関とも連携協力した取組を進めていく必要があると考えております。

以上です。

**○丸山はるみ委員** インターネット上の誹謗中傷というのは、本当に目を覆うほどのものがありまして、本年7月に行われた参院選では、外国人に対する排外主義、事実に基づかない誹謗中傷がSNS上で膨大に流布されるなど、社会に与えている影響は深刻かつ甚大だと思います。

ヘイトスピーチ解消法成立以後、様々な取組が既に行われてきたと承知していますが、これまでの具体的取組と取組の成果について伺います。

**○家山道民生活課長** インターネット上の誹謗中傷等についてであります。道では、令和3年に策定した現行の北海道人権施策推進基本方針において、インターネット上における人権侵害を新たに重点分野の一つに位置づけ、人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進、情報モラルに関する教育の充実、安全、安心なインターネット利用の促進を柱に、ネットリテラシーを学ぶオンラインセミナーの開催や啓発動画の配信、リーフレットの配布などによる普及啓発のほか、小・中・高等学校等では、ネット上のいじめなどのトラブルから児童生徒を守るためのネットパトロールなどにも取り組んでいるところでございます。

また、道のホームページやSNS、広報紙等を活用し、実際にインターネット上で誹謗中傷等の被害に遭った場合に相談できる、国や弁護士会などの窓口の情報発信も行ってきております。

こうした中、令和4年度から開催しているインターネット上の人権侵害防止などをテーマとしたセミナーの参加者アンケートでは、毎年、回答があった皆様の8割を超える方々から、インターネットに関する人権侵害についての関心や理解が深まったとのお答えをいただいているところであります。

以上です。

○丸山はるみ委員 セミナーの開催で評価をする声が届いているということですが、行政情報の発信等についてです。

さきの参院選では、外国人に対する排外主義が問題となりました。一例として、外国人に対しては生活保護が優先的に受けられる、外国人の国民健康保険料未納が保険料増額の要因など、明らかに根拠がない、デマと分かる内容ですけれども、現在も根拠なく広げられている状況があります。

これらの情報を拡散する人は、誹謗中傷に該当すると思っておらず、正しい情報を得られていないことから、正当な批判だと思っている節もあります。対策の一つに、行政に関する情報、根拠不明の情報の打ち消しを行うことが必要ではないでしょうか。現に差別的言動に苦しむ人に対し、道として正確な情報を発信することで、一方的な差別的情報の流布に歯止めをかける効果があるのではないかと考えますが、どのように取り組むのか、お答えください。

○安住太伸委員長 ぐらし安全局長高木順一君。

○高木ぐらし安全局長 インターネット上の根拠のない情報への対応等についてでございますが、道では、これまで、国や道警察と連携しながら、人権意識を持ったネット利用の啓発や情報の真偽を主体的に判断するモラル教育を行うなど、人権侵害防止の周知啓発に取り組んできたところでございます。

こうした中、本年4月には、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法が施行され、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に対処する観点から、大規模プラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報の一定期間内の削除申出への対応や、削除基準の策定、公表を義務づけるなどの規制が設けられたところでございます。

道といたしましては、ホームページやSNS、広報紙等の様々な媒体を活用し、行政情報を広く発信していくとともに、引き続き、ネットリテラシーを学ぶセミナーの開催やイベントにおける街頭啓発など、人権意識の向上に向けた啓発活動を進めるほか、法務局等の関係機関と連携して、インターネット上の権利侵害情報の削除要請に関する相談にも適切に対処してまいります。

○丸山はるみ委員 次に、アイヌ民族についてですが、アイヌ施策推進法において、我が国の先住民族であると明確に規定されています。しかし、SNSや集会などでアイヌ民族は先住民族でないといった言説が流布され、当事者自身が大変苦しい状態に置かれています。

SNS及びリアルの場における実際のアイヌ差別の実態について、道は、被害実態をどのように認識し、これまで、差別解消の取組をどのように進めてきたのか、お答えください。

○安住太伸委員長 アイヌ政策課長高石浩子君。

○高石アイヌ政策課長 アイヌ民族に対する差別の解消についてでございますが、アイヌ施策推進法の施行やウポポイの開業など、アイヌ施策の基盤となるべき環境の整備が進んできた一方で、アイヌ民族に対する不適切な表現やインターネット上での差別的な書き込みは後を絶たず、今もなお、いわれのない差別や偏見があるものと認識しております。

アイヌであることを理由とした差別は決して許されないものであり、アイヌの方々に対する理

解促進の取組を通じ、差別の解消を図ることが重要と考えております。

このため、道では、アイヌの方々が生住民族であるとの認識の下、民族としての誇りが尊重される共生社会の実現を目指しまして、これまで、児童生徒を対象とする人形劇による啓発活動や、大学生を対象とするアイヌの歴史や文化に関する啓発冊子の配布、誰もが気軽に利用できるユーチューブを利用した動画の配信などを行ってきたほか、法務局と連携した人権フォーラムの開催などの取組を通じ、アイヌ民族に対する理解の促進に取り組んできたところでございます。

**○丸山はるみ委員** 生住民族の否定については、私は、アイヌに限らず、固有の文化であったりとか固有の精神世界、これを否定することにもつながると思っていて、すごく罪深いことだなというふうに感じています。あってはならないと思うのですが、インターネット上だけでなく、路上や公共の場など、リアルの場でも行われているアイヌ差別について、特段の対策が必要ではないかと考えています。

差別は、直感的かつ感覚的に行われる傾向があります。とりわけ、アイヌは生住民族ではないと主張する人たちへは、差別をやめようと呼びかけても、かみ合わないことも多いと想定されま。理解促進が重要である一方、これは差別だと分かりやすい例示を行うことも必要ではないでしょうか。

具体的かつ分かりやすい発信の検討をどのように考えるか、お答えください。

**○安住太伸委員長** アイヌ政策推進局長高橋奉己君。

**○高橋アイヌ政策推進局長** 差別解消に向けた情報発信についてでございますが、昨年5月、アイヌ施策担当大臣の記者会見におきまして、アイヌ施策推進法の制定当時、差別には様々な形態のものがあり、罰則の構成要件とするほど厳密に定義することはなかなか難しいとの発言がありましたように、差別につきましては、個別の事案において、特定の行為が差別に該当するか否かはそれぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであります。今もなおアイヌの方々に対する理解が十分でないことが背景にあるものと認識をしてございます。

このような中、昨年度、国が実施をいたしました国民意識調査の結果では、アイヌ施策推進法を知らないとする回答が6割を超えるなど、アイヌに対する理解が十分には進んでいない実態が明らかとなりましたことから、国は、アイヌの方々への差別や偏見の解消に向けた理解の促進など、普及啓発の取組を一層強化していく必要があるものと考えてございます。

道といたしましても、国や関係機関と連携をし、住民を対象にアイヌの方を講師といたしますフォーラムを開催し、無意識の偏見、いわゆるマイクロアグレッションや、人権や民族に対する差別や偏見を意味するレイシャルハラスメントの事例について御紹介するなど、時代に即した取組を行っているところでございます。

以上でございます。

**○丸山はるみ委員** そうした取組が行われているのですけれども、道内においても、公共空間でアイヌの生住民族としての立場を否定するパネル展が行われるなど、大きな問題が起こっています。

【第1分科会 11月11日 第4号】

道内でこうしたアイヌ民族の否定につながる言説は、道の立場とも相入れず、アイヌ施策推進法の立場とも異なると考えますが、見解を伺います。

○高橋アイヌ政策推進局長 アイヌ民族の先住性についてでございますが、令和元年に施行されましたアイヌ施策推進法におきましては、アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると示されておりまして、道といたしましては、アイヌが先住民族であることを否定するという、法律の趣旨に沿わないメッセージを社会に発することは不適切なものと考えてございます。

以上でございます。

○丸山はるみ委員 アイヌが先住民族であることを否定するメッセージを社会に発することは不適切と、今答弁で示されました。

一方、不適切な事象がいつまでも続く、これを放置することは適切とは言えないと考えますが、見解を伺うとともに、道としてどのように対応していくのか、併せて伺います。

○高橋アイヌ政策推進局長 アイヌ民族の先住性につきまして重ねての御質問でございますが、アイヌ施策推進法におきましては、アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると示されておりまして、道といたしましては、アイヌが先住民族であることを否定するという、法律の趣旨に沿わないメッセージを社会に発することは不適切なものと考えてございます。

また、道としてどのような対応をするかという御質問がございました。道といたしましては、道民に対する理解促進に引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○丸山はるみ委員 不適切な理解に基づく不適切な発信をどうしていくのかということが課題になっていると思うのですが、道では、第3次となる北海道人権施策推進基本方針の策定に向け、現在、有識者における議論を行っていることと承知しています。

現行計画では、人権教育の推進が明記されています。この中には、差別は許さないという強いメッセージを盛り込むことが重要ではないでしょうか。何が差別に当たるのか、明確に知ることが大切となります。これまでの取組に加え、差別で苦しんでいる人を救うという観点が道の施策においては何よりも重要だと考えます。長らく差別に苦しんでいる人に希望を持ってもらえるように、これまで以上に対策を強化することが重要です。

今日提言した内容も含め、次期方針に反映させていくことが必要だと考えますが、見解を伺います。

○谷内環境生活部長 次期北海道人権施策推進基本方針についてであります。人権施策推進基本方針は、中期的な視点に立って道の人権施策の方向性を示すものであり、この方針を踏まえながら、各分野の個別計画に基づき、具体的な施策を実施してきているところであります。

こうした中、女性に対する暴力や子どもへの虐待、アイヌの方々へのいわれのない差別はなくならず、さらには、SNSによる誹謗中傷等の人権侵害が深刻化しているなど、様々な課題とと

もに、国の関係法の改正や計画の改定といった社会情勢の変化にも適切に対応することが必要となっております。

道といたしましては、今回の基本方針見直しに当たりましては、こうした人権に関わる本道の現状や課題等を踏まえ、人権施策をより効果的に推進していくことができるよう、有識者懇談会や市町村はもとより、関係団体、パブリックコメントを通じて幅広く道民の皆様から御意見を伺うとともに、道議会での御議論も踏まえながら、年度内の策定に向けて検討を進めてまいります。

**○丸山はるみ委員** この件は、人権と、それから尊厳に関わる大切な問題ですので、知事にもお考えをお聞きしたいと思います。委員長、お取り計らいをお願いいたします。

次の質問に移ります。

女性活躍について、まず、女性活躍推進関連イベント等についてです。

その実績ですが、人口減少や少子化が解消されず、労働力不足や地域社会の担い手不足はいよいよ深刻と言わざるを得ない状況です。ジェンダーにとらわれて、いつまでも低賃金での労働や健康を害するほどの長時間労働を許していたのでは、この問題は解決しないだろうと考えています。性別を問わず、経済的な自立と生活面での自立を行政も応援してほしいと思うところです。

環境生活部では、北海道女性活躍推進計画の下、北の女性活躍サポート事業として関連のイベントを行っています。昨年度行われたイベントについて、その内容と参加実績及び決算額をお答えください。

**○安住太伸委員長** 女性支援室長千葉拓子君。

**○千葉女性支援室長** イベントの開催についてでございますが、道では、令和6年度に実施した北の女性活躍サポート事業の中で、セミナーやワークショップなど六つのイベントを道内各地域で開催したところでございます。

具体的には、旭川市で、地域に根差した具体的事例の講演等を行います女性活躍推進セミナーを開催し、参加者は会場、オンラインを合わせて126名、釧路市で、災害対応や防災への意識を高めます「女性のための災害対応ワークショップ」を開催し、参加者は30名、函館市で、2日間、女性の起業を促す「まなび・体験・つながりHIROBA」を開催し、トークセッションへの参加者が36名、相談ブースへの来客が4名、販売体験ブースへの来客が3496名、札幌市で、組織で働く女性の活躍を進めます異業種交流セミナーを開催し、道内企業からの参加者が24名、オンラインで理系女子学生と道内企業の交流セミナーを開催し、参加者は七つの企業と学生17名、同じく、オンラインで男性家事参画促進セミナーを開催し、参加者はアーカイブを含めまして126名でございました。

また、こうしたイベントの実施等に要した費用の決算額は、合計644万7245円となっております。

**○丸山はるみ委員** 特に、昨年度は、函館市での来客が3500人ほどいたということで、日時や場所を工夫されたというふうにも聞いておりますが、それに加え、男性も家事に携わることを促す

【第1分科会 11月11日 第4号】

セミナーなど、新しい視点からの取組が行われています。

参加者の反応、また感想などをお聞きしていると思いますが、昨年度行ったイベントの効果をどのように評価しているか、伺います。

**○千葉女性支援室長** 男性の家事参画促進の取組についてでございますが、家庭生活の中におきましては、いまだ家事等の多くを女性が担う現状があり、社会のあらゆる分野で男女が共に活躍していくためには、日常における家事の負担を分かち合うなど、お互いを理解し合い、サポートし合う社会づくりを進めていくことが不可欠と考えてございます。

このため、道では、令和6年度から新たに、家事に取り組むきっかけを得たい男性を対象といたしました「男性の家事参画を促進するセミナー」を開催いたしますとともに、家事分担事例を紹介いたしますロールモデル集や啓発動画を作成いたしましたして、広く道民の皆様へ発信したところでございます。

セミナーに参加いただいた皆様からは、実体験や豊富な情報から共に育児をするアイデアと心構えを知ることができた、お互いを大事にするという考え方が伝わったなどの御意見をいただいております。今後とも、より多くの皆様へ啓発動画を活用し発信していくなど、男性の家事参画を促進する取組を継続してまいります。

**○丸山はるみ委員** ほかの方の取組を知ることで、また御家庭での在り方も変わっていくいい機会になるのではないかとこのように思いました。

次に、北の輝く女性応援会議についてお聞きしていきます。

会議開催の目的についてですが、昨年度は13回目の開催となったこの北の輝く女性応援会議ですが、資料を見ますと、2020年度から外部講師をお呼びするなど、以前と比べて内容が変化しています。その経過と目的について伺います。

**○千葉女性支援室長** 北の輝く女性応援会議についてでございますが、道内の官民トップで構成いたします北の輝く女性応援会議は、女性の持つ才能や感性などの能力を十分に発揮いただくことにより、本道経済や地域づくりを活性化するため、オール北海道で女性の活躍を支援することを目的に平成26年に設置し、年1回から2回程度、構成団体の取組事例の発表や意見交換を行ってきたところでございます。

こうした中、女性が働き続け活躍していくための環境や職場づくりに向けて、各構成団体がより一層の理解と認識を共有していくため、令和元年度から、それまでの取組に加えまして、女性活躍を取り巻く時事的なテーマの講演なども取り入れることとしたところでございます。これまで、アンコンシャス・バイアスの解消や、若者、女性の地域への定着などについて、有識者などからお話をいただいたところでございます。

**○丸山はるみ委員** そうした取組をしている北の輝く女性応援会議ですけれども、活躍しようとする女性にとっての障害はいろいろありますが、女性起業家へのハラスメント、特にセクシュアルハラスメントが問題になっています。

民間の調査で、女性起業家105人のアンケートでは、52.4%がセクハラを受けていると。起業

家でない女性の場合は37.5%、男性では15%、これと比べると、女性起業家が被害を受ける割合が高く、立場を利用しての卑劣な行為であって、こうしたハラスメントをなくすための議論などは行われていますでしょうか。

**○千葉女性支援室長** ハラスメントへの対応についてであります。北の輝く女性応援会議におきましては、これまで、ハラスメントの対応を含めまして、社会において根強くある固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消など、女性が安心して活躍できる環境づくりにつきましても、意見交換のほか、講演を通じた理解促進に取り組んできているところでございます。

**○丸山はるみ委員** 男女共同参画局のホームページを見ますと、現在の民法では、結婚に際して、男性または女性のいずれか一方が必ず姓を変えなければならず、結婚して姓を変える人は女性が圧倒的に多く、全体の約94%を占めているとしています。2024年度は、その数45万6453人、実に94.1%の女性が結婚に際して自分の姓を変えています。

日本経団連では、2024年6月に提言を出して、ビジネスの現場においても、女性活躍が進めば進むほど、通称使用による弊害が顕在化するということで、具体例を挙げて、結婚後の姓を選択できる制度の実現を求めています。同様の経済団体である道経連でも、女性をはじめとした多様な人材の活躍は重要であるとともに、選択的夫婦別氏制度は、今後、十分な議論が必要というふうにお考えのようです。

国の検討状況を注視していくと聞いていると答弁がありましたけれども、北の輝く女性応援会議では、このことについての議論などは行われていますでしょうか。

**○千葉女性支援室長** これまでの議論などについてでございますが、北の輝く女性応援会議におきましては、女性の持つ才能や感性などの能力を十分に発揮いただくことにより、本道経済や地域づくりを活性化するため、これまで、構成団体によります女性活躍や働き方改革に向けた取組事例の発表や意見交換を行いますほか、アンコンシャス・バイアスの解消や、若者、女性の地域への定着、男性の育児休業などをテーマとした講演を行ってきたところでございます。

**○丸山はるみ委員** 女性が今以上に活躍していこうとするときに、アンコンシャス・バイアスの解消など、こういった問題が底辺の問題としてあるということは分かるのですが、今、取り上げたハラスメントの問題、あるいは、結婚のときに姓を選ばざるを得ない、こういった個別の事情がその大きなハードルにもなっているということにも目を向けていただきたいというふうに思います。

それで、昨年度の北の輝く女性応援会議では、都道府県版のジェンダー・ギャップ指数が取り上げられておりました。北海道は、残念ながら、行政、教育、経済で47位と低位に甘んじています。

北海道のジェンダーギャップを解消する対策をどのように議論されたのか、伺います。

また、発展的改組についても議論されておりますが、具体的に何をどのように変えるのか、その目的とともに、今後の方向性について併せて伺います。

○高木くらし安全局長 今後の方向性等についてでございますが、今年3月に開催した北の輝く女性応援会議では、本道のジェンダーギャップの状況について御説明するとともに、女性の活躍推進が企業などの生産性向上やイノベーション力の引上げにつながることを共有しながら、女性の就業率や男性の育児休業取得率を共通目標に設定するなどして取組を進めていくことについて議論されたところでございます。

また、会議については、その活動の方向性を、女性の応援から女性の活躍推進へと発展的に改組し、参加者の拡大を図りますほか、働く女性の現場の課題や意見を把握しながら、具体的な取組を検討していくこととしているところでございます。

道といたしましては、今後とも、企業や団体の皆様と連携しまして、官民一体となった取組の強化を検討するなど、誰もが性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 参加者を拡大するというところで、また多様な視点が加わるのかなど期待をしているところです。

次に、ヒグマ対策等についてお聞きします。

ヒグマ対策に関し、これまで同僚議員が取り上げてきたハンターの身分保障も含めて質問してまいります。

まず、2024年度決算において、ヒグマ対策に要した事業及び決算額に関し、これまで5年間の推移と併せてお示してください。

○安住太伸委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマ対策推進費についてであります。令和6年度の事業実施計画では、被害防止対策の推進、調査研究とモニタリング、総捕獲数管理、体制構築に向けた取組といった柱立てにより各種事業に取り組んでおり、令和6年度の決算額は5917万3000円となっております。

また、令和2年度は1599万1000円、3年度は1318万5000円、4年度は1914万3000円、5年度は3973万2000円となっております。

○丸山はるみ委員 令和5年度から急増しておりまして、対策の必要性の反映と言えと思いますが、2022年度から春期管理捕獲が始まりました。今年は、生息区域への入域に伴う被害や日常生活地域での目撃が増加し、人身被害が発生しています。

2024年度にヒグマ管理計画を改定し、ゾーニングが盛り込まれました。2024年度までの事業をどのように評価した上で、2025年度当初事業の策定と予算編成を行ったのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 今年度の取組についてであります。道では、昨年12月にヒグマ管理計画を改定し、計画に基づく捕獲目標の設定による個体数管理や、市町村のゾーニング管理の推進、春期管理捕獲などによる捕獲従事者の確保育成、緊急銃猟の円滑な実施に向けた実践的な訓練などに取り組んでいるところでございます。

このため、新たに、ゾーニング管理の導入促進に向けたガイドラインの策定や、国の交付金も

活用した計画作成や計画に基づく捕獲、下草の刈り払いなどの経費への支援、ヘアトラップ調査を通じた生息実態の把握、市街地での出没への迅速な対応のための市町村や道警察、関係団体などと連携した緊急銃猟に備えた訓練に取り組めますほか、様々な機会や手段を活用した人身事故防止の注意喚起など、各般の対策に取り組むこととし、こうした事業に必要な予算を計上したところでございます。

**○丸山はるみ委員** 第3回定例会において2985万円の補正予算を可決しましたが、2025年度の国への予算要望に対して満度の予算措置となっていないため、道はさらに国に対して予算措置を求めています。

2024年度決算の事業執行に比べて、2025年度はどのような事業に不足を生じたのか、お答えください。

**○市川ヒグマ対策室長** 指定管理鳥獣対策事業交付金についてであります。この国の交付金は、昨年8月に創設され、昨年度は、道の要望に対して国の内示額は約1000万円の不足が生じたところであり、今年度は約2000万円の不足となっております。

このため、今年度の事業実施に当たりましては、事業内容を調整するなどしながら取組を進めているところであり、また、国に対しまして、補正予算の活用も含め、満額措置するよう求めているところでございます。

**○丸山はるみ委員** この件に関しては、私どもも、7日に環境省担当者にオンラインで要請をしたところです。週明けには直接要請をする予定としているところです。

ヒグマ管理計画の改定に伴う予算措置についてですけれども、ヒグマの市街地への侵入を防ぐためには、ヒグマの生息実態に関する効果的調査に基づく対策が必要だと思います。

また、広大な本道ではありますが、ゾーニング計画に基づく管理と、ヒグマの通り道である、いわゆる回廊——コリドーの確保とともに、電気柵などによる市街地への侵入防止策は効果が高いと考えるのですが、どのような方針で取り組むのか、お答えください。

**○市川ヒグマ対策室長** 今年度の取組についてであります。道では、昨年12月にヒグマ管理計画を改定し、計画に基づく捕獲目標の設定による個体数管理や、市町村のゾーニング管理の推進、春期管理捕獲などによる捕獲従事者の確保育成、緊急銃猟の円滑な実施に向けた実践的な訓練などに取り組んでいるところでございます。

このため、新たに、ゾーニング管理の導入促進に向けたガイドラインの策定や、国の交付金も活用した計画作成や計画に基づく捕獲、下草の刈り払いなどの経費への支援、ヘアトラップ調査を通じた生息実態の把握、市街地での出没への迅速な対応のための市町村や道警察、関係団体などと連携した緊急銃猟に備えた訓練に取り組むほか、様々な機会や手段を活用した人身事故防止の注意喚起など、各般の対策に取り組んでいるところでございます。

**○丸山はるみ委員** 人間による誘引をなくすことも必須の課題であります。餌となるものの除去に最優先に取り組む、ヒグマが目撃された場合、早朝、夕方は外出を控えるために、例えば、新聞配達は明るくなってからに時間帯をずらすなど、住民の理解と協力を得た対応も必要になるの

ではないでしょうか。

誘引の除去にどのように取り組むのか、お聞きします。

**○市川ヒグマ対策室長** 誘引への対策についてであります。道では、ごみ出しのルールを守り、生ごみなどを屋外に放置しない、家庭菜園の作物や果実を早めに収穫し、畑に放置しないなどといった、市街地や農地にヒグマを引き寄せないための取組のほか、住宅地や農地などの周囲での下草の刈り払いや電気柵の設置など、ヒグマが出没しにくい環境をつくるための取組について、ホームページやリーフレットなどにより広く呼びかけてきたところでございます。

引き続き、ヒグマの人里周辺への出没に伴う人身被害の防止に向け、振興局ごとに設置している地域連絡協議会の場を活用するなど、様々な機会を通じまして、市町村や食品を取り扱う事業者、地域の住民の方々などに対して、ごみや農作物などの誘因物の適切な管理や人里周辺環境の整備を促していくなど、ヒグマに対する正しい知識の普及啓発に取り組んでまいります。

**○丸山はるみ委員** 次に、ハンターの身分保障等についてですが、私どもは、2024年度以来、ハンターの捕獲従事者としての身分について、農水省予算によって措置されてきた実施隊とも比較しながら、特別非常勤公務員としての任用等の身分保障や報酬等について改善を提案してまいりました。

道は、2025年度になって国に省庁間の調整や検討を要請しています。どのような問題点があると考え、要請に至ったのか、お答えください。

**○市川ヒグマ対策室長** 捕獲従事者の身分保障についてであります。道では、9月に続き、今月7日にも、国に対しまして、鳥獣被害防止特措法の対象とならない緊急銃猟に従事する捕獲従事者が、捕獲行為などに伴って負傷した場合には公務災害補償の対象とならないなど、十分な補償が確保されていない状況にあることから、緊急銃猟をはじめ、市町村の鳥獣捕獲に安心して任務に当たることができるよう、公務災害補償の適用を可能とする制度を整備するとともに、必要な財政支援を講ずるよう要望したところでございます。

**○丸山はるみ委員** そうしたハンターの身分保障の見直しを強く求めていくべきだと考えています。

次に、狩猟税の課税免除の根拠についてですが、道が課税している狩猟税についても、実施隊と捕獲従事者では差異があります。野生鳥獣被害防止特措法に基づく防除実施隊や特例従事者は狩猟税が免税となりますが、鳥獣保護管理法に基づく捕獲従事者は半額免除にとどまっています。

法に準じた対応と承知していますけれども、この違いの根拠をどのようにお考えでしょうか。

**○安住太伸委員長** 野生動物対策課長小島圭介君。

**○小島野生動物対策課長** 狩猟税についてであります。国が示している考え方では、対象鳥獣捕獲員等の減免措置に関して、対象鳥獣捕獲員の方々につきましては、市町村の非常勤公務員であり、市町村が指示した対象鳥獣の捕獲等につきまして従事しなければならず、狩猟行為に一定の制約を受けていることや、捕獲等の担い手確保に資するという観点から非課税とされておしま

す。

また、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の方々につきましては、対象鳥獣捕獲員の方々と同様に、職務として有害鳥獣捕獲を担っており、一定水準以上の安全かつ効果的な事業を実施するため、認定の際に講習の受講義務や毎年の研修の受講義務があり、狩猟行為に一定の制約を受けることなどから、対象鳥獣捕獲員の方々と同様に非課税とされております。

一方、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲者の方々につきましては、狩猟行為の制約が対象鳥獣捕獲員や認定鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者の方々より相対的に小さいと考えられることなどから、税率を2分の1とする減税措置が講じられているところでございます。

**○丸山はるみ委員** 許可捕獲者は制約が相対的に小さいということですが、期待されることに違いはないというふうに思いますので、これは見直しが必要じゃないかなと思うのですが、狩猟税免除について、それぞれ、これまでの対象者数及び決算額はどのように推移しているのか、お答えください。

**○小島野生動物対策課長** 狩猟税の減免実績についてであります。本道において、令和4年度から6年度までにおける狩猟税が全額免除された方々の人数と免税額につきましては、4年度は4711名で6796万8900円、5年度は4779名で6862万8000円、6年度は4744名で6758万8400円となっております。

また、税率2分の1の方々の人数と減税額につきましては、4年度は1031名で743万3600円、5年度は1033名で740万6700円、6年度は1187名で837万3200円となっております。

**○丸山はるみ委員** 金額の規模は約837万円で、全額免除にしても、道財政への影響はさして大きくはないと思うのですね。

ヒグマのみならず、エゾシカの捕獲も重要となる中、地方自治法の範囲においても、ハンターの捕獲駆除に対する協力を得るために、免除対象の拡充を増やすための工夫の余地があるのではないかと思います。いかがですか。

**○安住太伸委員長** 自然環境局長新井田順也君。

**○新井田自然環境局長** 狩猟税の減免対象についてであります。道では、これまで、野生鳥獣の捕獲従事者の方々の負担軽減を図りますとともに、担い手確保のため、地方自治法、地方税法及び北海道税条例に基づき、鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員や、鳥獣保護管理法の許可により鳥獣を捕獲する方々の狩猟税の減免を行っているところでございます。

道といたしましては、地域における捕獲の担い手の確保育成に向け、引き続き、狩猟税の減免措置など経済的負担の軽減を図りますとともに、現在、国において見直しが進められておりますクマ被害対策施策パッケージの内容について注視してまいります。

**○丸山はるみ委員** この狩猟税の減免についても、しっかりと要望していただきたいと思えます。

止め刺しについてですが、箱わなでの捕獲も増加し、捕獲後の止め刺し、解体、焼却まで担うわけですが、直近の実績及び止め刺しの方法と件数についてお示してください。

【第1分科会 11月11日 第4号】

また、実行者の資格要件についてもお答えください。

○市川ヒグマ対策室長 箱わなでの捕獲についてであります。令和5年度のヒグマ捕獲実績1804頭のうち、690頭のヒグマを箱わなで捕獲し、止め刺しを行っております。

止め刺しを銃器で行う場合は、その実施者が狩猟免許など銃器を取り扱う資格を有していることが必要であり、電気で行う場合は、そうした資格要件は要していないところでございます。

○丸山はるみ委員 令和5年度、止め刺しはずば抜けて多いのですけれども、止め刺しは、どの法律の下でも、ハンターにとっても危険な任務であるということは間違いないというふうに思っています。

今後の対応についてですが、2024年にヒグマ管理計画を改定し、ゾーニングを提案しましたが、広大な本道においてどのように実効性を高めるかが大きな課題となっております。

日常生活の安全を確保しながら、北海道の野生鳥獣との共生を果たしていくために、人間社会も努力が求められております。今後、どのように取り組んでいくのか、部長の見解を伺います。

○谷内環境生活部長 今後の対応についてであります。人とヒグマとのあつれきがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、道では、昨年12月に北海道ヒグマ管理計画を改定し、捕獲目標の設定による個体数管理やゾーニング管理の推進など、あつれきの低減に向けた新たな方策をお示したところであります。

個体数管理を進めていくに当たりましては、問題個体の積極的な捕獲や人里への出没抑制に向けた春期管理捕獲の着実な実施に加え、ゾーニング管理を組み合わせる取り組み、人里周辺に生息する個体を中心に捕獲することで、ヒグマの出没が社会問題となっていなかった時期の個体数を目指すこととしております。

道といたしましては、毎年、地域個体群ごとの捕獲数や推定生息数、あつれきの状況などを把握した上で現状を評価し、捕獲目標や対策を見直すこととしておりまして、引き続き、市町村等と連携し、ゾーニング管理などを推進しながら、人とヒグマのあつれきの低減に向けて実効性あるヒグマ対策に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 私が住んでいる小樽市でも、ゾーニング計画を策定いたしました。昨今、これまでになくというか、小樽市でもヒグマの目撃情報が続いております。

先ほども申し上げましたが、私たちの日常生活の安全を確保しながら、しかし、野生鳥獣とも共生を果たしていくということが、今、大きな課題となっており、その実効性をどういうふうに担保していくかということについて、知事のお考えもお聞きしたいので、委員長にお取り計らいをお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

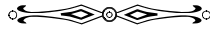
○安住太伸委員長 丸山委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、環境生活部所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩



午後2時43分開議

○安住太伸委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 総合政策部所管審査

○安住太伸委員長 これより総合政策部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

今津寛史君。

○今津寛史委員 今津寛史です。どうぞよろしくお願いいたします。

以下、総合政策部所管のテーマについて伺ってまいります。

初めに、官民連携の推進について、地域課題が複雑化、多様化する中で、課題解決に向けては、行政や地域の関係者だけではなく、民間企業や団体など、外部の方々にも幅広く参画いただき、そのノウハウや資金、発想力を生かした取組を進めていくことが重要と考えます。

道では、令和元年にほっかいどう応援団会議を立ち上げ、官民連携の推進に取り組んでいると理解しておりますが、以下、数点伺います。

初めに、ほっかいどう応援団会議は、北海道に思いを寄せる個人や企業、団体の方々の連携による取組や資金面での支援につながるベースとなるものと考えます。その拡大に向け、これまでどのような働きかけや取組を行ってきたのか、また、その結果として、現在、参加状況はどのようなになっているのかについて伺います。

○安住太伸委員長 官民連携推進局参事尾野宏介君。

○尾野官民連携推進局参事 応援団会議の参加状況などについてでございますが、道では、本道に思いを寄せる企業や個人の方々のネットワークの拡大に向けて、これまで、道内外の企業への地道な個別訪問をはじめ、各種イベントや経済団体等の会合の場でのPRなど、様々な機会を捉えて応援団会議への参加を働きかけてきたところでございます。

こうした取組により、応援団会議への参加企業・団体数は、前年10月末の1392団体から本年10月末で1689団体に、また、個人の参加者数も、前年10月末の1万7379名から本年10月末で2万419名となっており、応援の輪は着実に広がっているところでございます。

○今津寛史委員 もちろん、応援団会議の参加者自体を増やすことは大切なのですが、さらに重要なことは、参加された方々の思いを具体的な応援の形につなげていくことだと考えています。

そこで、応援の具体化に向けて、これまでどのような取組を進めてきたのか、また、どのような成果があったのかについて伺います。

○尾野官民連携推進局参事 これまでの取組と成果についてでございますが、官民連携の取組による応援の具体化に向けては、企業等の応援ニーズと地域が求めるニーズをマッチングさせていくことが重要でございます。

【第1分科会 11月11日 第4号】

このため、道では、市町村長や地域おこし協力隊が地域の魅力や課題を発信し、企業等に対して応援を呼びかける「ほっかいどう応援セミナー」を東京や大阪、札幌など道内外で開催するほか、官民交流サロン「CONNECT（こねくと）」において、民間資金の活用を促進するための市町村向けセミナーや地域課題をテーマとしたマッチングイベントを実施するなど、様々な手法を組み合わせ取り組んでいるところでございます。

こうした中、地域おこし協力隊による開発商品の販路拡大や市町村による専門人材の確保に向けた支援のほか、企業版ふるさと納税をはじめとした寄附が行われるなど、道や市町村の幅広い取組に関する具体的な連携事例が生まれてきているところでございます。

○**今津寛史委員** これまでの取組により、応援団会議の参加者は着実に増えて、そして、連携を通じた具体的な取組事例も生まれるなど、一定の成果が上がっているものと認識をしました。

そして、今後、こうした成果をさらに発展させ、応援の輪をより一層広げていくために、官民連携のさらなる推進に向け、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○**安住太伸委員長** 総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○**中村総合政策部長兼地域振興監** 今後の取組についてでございますが、官民が連携し、地域が直面する様々な課題を解決するためには、市町村と企業等との接点を増やし、効果的に結びつけていくことが重要でございます。

このため、道では、これまで、応援団会議のネットワークを生かしながら、応援セミナーの開催や官民交流サロンの活用のほか、地域の支援ニーズをまとめた事例集を作成し、企業訪問等での支援の働きかけに活用するなど、官民連携の取組の推進に努めてまいりました。

今後は、今年度から新たに東京事務所に配置した職員による積極的な企業訪問等を通じて、道や道内市町村への関心と関わりを持っていただく企業の皆様の裾野を広げるとともに、各企業のニーズに応じて、道や市町村が抱える課題や取組をより分かりやすくお伝えすることにより、お互いの顔の見える関係を築きながら、多様な連携の創出に取り組んでまいります。

○**今津寛史委員** 続いて、外国人の受入れと共生について伺います。

本道に在住する外国人の数は増加を続けており、国の在留外国人統計によりますと、直近の令和7年6月末現在で6万9620人と過去最高を更新しており、今年中には7万人を超える見込みとなっています。

また、令和9年に導入が予定されている育成就労制度により、今後、中長期的に在住する外国人の増加がさらに見込まれています。人口減少や人手不足が深刻化する本道において、外国人は、地域の重要な担い手として、その確保を図っていくことがこれまで以上に重要となっております。こうした状況を踏まえ、外国人の受入れと共生に向けた道の取組について、以下、数点伺います。

初めに、本道に在住する外国人の現状について、これまでの人数の推移や在留資格の内訳、また、人口に占める外国人の割合が多い市町村の状況について伺います。

○**安住太伸委員長** 外国人材担当課長山本英司君。

○山本外国人材担当課長 本道に在住する外国人の状況についてでございますが、出入国在留管理庁が公表しております在留外国人統計によりますと、令和5年6月末現在で4万9152人、6年6月末現在で6万273人、7年6月末現在で6万9620人となっております、毎年1万人近いペースで増加しているところでございます。

直近の7年6月現在では、在留資格別に見ますと、技能実習が最も多く1万7653人で25.4%、次いで、特定技能が1万4743人で21.2%となっており、本道の特徴といたしまして、技能実習と特定技能の合計が46.5%と、全国の19.9%を大きく上回っているところでございます。

また、市区町村別の外国人比率は、総務省が公表しております令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口によりますと、占冠村が36.6%と全国で最も高く、赤井川村が35.3%、倶知安町が21.2%、留寿都村が19.8%、ニセコ町が19.0%となっておりまして、全国的にも上位を占めているところでございます。

○今津寛史委員 現在、道内各地で多くの外国人の方々が様々な分野で活躍をしておられ、地域経済の担い手として欠かせない存在となっております。一方で、円安やアジア諸国の経済成長、台湾、韓国などの人材獲得競争などにより、人材の確保が難しくなっているとの声も聞かれます。

こうした中、外国人材の確保は、地域産業の維持発展にとって喫緊の課題と考えますが、道では、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○山本外国人材担当課長 外国人材の確保についてでございますが、これまで、道では、外国人材の採用、定着に向け、受入れの好事例の紹介等を通じまして道内企業の理解促進を図るセミナーのほか、外国人留学生等を対象といたしました合同企業面談会など、道内企業とのマッチングに取り組み、昨年度は、旭川市、函館市など道内6地域で、道内企業199社、301名、外国人の方々177名の参加があったところでございます。

また、海外からの人材獲得に向けては、IT分野をはじめ、より専門性の高い人材の誘致に向けたベトナム、インドの大学等の訪問や、インドネシアの特定技能、技能実習の送り出し機関との関係構築に努めてきておりまして、昨年度、道内企業の方々とともに、ベトナムの四つの大学、インドの三つの大学を訪問し、200名近くの現地学生と交流いたしましたほか、今年度は、インドネシアの七つの送り出し機関を訪問し、本道との人材交流の拡大につきまして意見交換を行ってきたところでございます。

○今津寛史委員 人口減少ですので、人手不足があらゆる分野で深刻化しています。そして、令和9年には、技能実習に代わる新たな制度として育成就労制度が導入をされます。今後、ますます本道においても中長期的に在住する外国人の増加が期待されるわけですが、GXやDXといった成長分野を本道の発展に生かすためには、高度人材の確保も極めて重要です。

こうした外国人材の確保に向けて、さらなる取組の強化が必要と考えますが、所見を伺います。

○安住太伸委員長 国際局長小林靖幸君。

○**小林国際局長** 今後の対応についてでございますが、本道では、技能実習や特定技能の方々を中心に、1次産業や食品加工、建設、介護などの様々な分野で地域の産業や暮らしを支える担い手として活躍されていますが、今後も、人口減少と高齢化が続き、より幅広い職種において人手不足が深刻化することも想定されるほか、地域や企業等から外国人採用に関する情報提供等を求める声もありまして、外国人材の確保に向けた取組はますます重要と認識しております。

このため、道といたしましては、令和9年の育成就労制度の開始を見据え、国等からの情報収集に努めながら、技能実習制度の経過措置や育成就労制度の運用等に関しまして、道内企業や関係団体等への丁寧な周知と理解促進に努めますとともに、今月のベトナム訪問に続きまして、年度内にインドの大学や政府機関等を訪問し、関係強化を多角的に進めながら、高度な知識や技術を有する人材や、特定技能、技能実習など、幅広い人材の確保につなげてまいります。

○**今津寛史委員** 受け入れた外国人の方々が北海道に定着をして活躍していくためには、日本人住民との相互理解を深め、地域とのつながりをより強くしていくことが必要と考えます。しかしながら、地域によっては、外国人住民と接する機会が多いとは言えず、外国人住民と日本人住民との関係が希薄な地域もあると伺っております。

道では、相互理解を深める取組として、令和6年度から地域共生推進事業を実施していると思いますが、これまでの実績と成果について伺います。

○**山本外国人材担当課長** 地域共生推進事業についてでございますが、本事業は、言語や文化、生活習慣などが異なる外国人住民が日本人住民とのつながりを深め、地域社会の一員として安心して暮らすことができるよう、交流イベントを通じながら相互理解の促進を図ることを目的とするものでございます。

昨年度は、白老町と稚内市におきまして、外国人住民と日本人住民の双方が参加できる文化体験型イベントを開催いたしましたほか、浜頓別町では、災害時における対応の課題や対処方法を学ぶ防災ワークショップを実施したところでございます。

3地域合わせまして外国人91人を含む324人が参加し、これまで外国人と交流する機会が少なかった日本人住民との交流が図られますとともに、参加者へのアンケートでは、町内の行事に多くの外国人が参加してくれて大変よかった、これからも日本人の方と交流したいなどの意見が多かったことから、こうした取組が道内の他地域においても展開されますよう、道のホームページに掲載し、好事例として発信しているところでございます。

○**今津寛史委員** そうして道内各地で活躍する外国人が増えてくる中で、文化や生活習慣、宗教などの違いに起因して、受入れに関する課題が顕在化している市町村が出てきています。

こうした課題は、地域の産業構造や在住外国人の国籍、在留資格などによって異なるものと考えますが、外国人の受入れに関して、市町村が抱える主な課題について、道としてどのように認識しているのか、伺います。

○**山本外国人材担当課長** 地域の課題についてでございますが、本道では、各地域におきまして外国人の比率が高まってきており、行政サービスはもとより、医療等の社会保障や教育など、個

々の自治体のみでは解決困難な課題に直面しているものと認識しております。

道内の市町村からは、具体的な課題として、医療通訳の手配や外国人児童生徒への指導など、日本語が通じない外国人への対応の負担増、日本の制度、ルールやマナーの理解不足によります税や社会保険料等の未納や、ごみ出し、騒音、除雪等のトラブル、国籍の多様化に伴う窓口等での対応言語の拡大に係る負担増、漠然とした不安や根拠のない情報による外国人への偏見や誤解などの声が寄せられているところでございます。

○今津寛史委員 そうした中で、外国人の方々が地域や産業を支える存在となっておりますが、文化や生活ルール、宗教等の違いから、ごみ出しや騒音など生活トラブルが生じているとのことであります。

人口減少が続く本道の活性化に向けて、外国人の活躍が不可欠であると考えますが、外国人の方々の受入れと共生社会の実現に向け、道として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○安住太伸委員長 総合政策部グローバル戦略推進監山田哲史君。

○山田総合政策部グローバル戦略推進監 今後の取組についてでございますが、人口減少と高齢化の進行に伴い、様々な業種で人手不足が深刻化する中、道内で働き暮らす外国人の方々は、地域の持続的な発展に欠かすことのできない存在と受け止めてございます。外国人材の確保とその定着に向けましては、地域で共に暮らしていく多文化共生の取組を進めることが必要と考えております。

このため、道では、外国人材の採用に関するセミナーの開催や、北海道外国人相談センターによる多言語での相談対応、さらに、地域で日本語を学べる環境づくりなどに取り組んできたほか、昨年度のモデル事業で実施いたしました受入れ環境整備の実践的な取組を全道に広げるため、年度内に、外国人材との共生をテーマとしたシンポジウムを道内3か所で開催する予定としてございます。

道といたしましては、こうした取組を進めるとともに、今月4日、総理大臣が国保料等の運用の見直しや日本語教育の充実などの検討を指示した「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」での議論を注視しながら、道民の皆様の理解と共感の下、日本人と外国人の方々が共に安全、安心に暮らすことができるよう、新たな取組の検討なども行いながら各般の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○今津寛史委員 ありがとうございます。

続いて、国際交流員の活用について伺っていきます。

道や市町村では、国のJETプログラムを活用し、国際交流員、いわゆるCIRを海外から受け入れ、地域の国際化の推進に取り組んでいるところであると思います。従前は、英語圏出身のCIRを多く受け入れてきましたが、近年ではアジア出身の在住外国人が増加していることから、アジア圏出身のCIRを受け入れ、外国人からの相談対応や地域住民との交流など、多文化

【第1分科会 11月11日 第4号】

共生の推進に取り組む自治体も増えていると聞いています。そこで、以下、数点伺ってまいります。

まず、道内に配置されているCIRの人数について、特にアジア圏出身のCIRがどの程度いらっしゃるのか、その人数や出身国の状況を伺います。

また、アジア圏出身のCIRが地域においてどのような活動を行っているかについても併せて伺います。

○安住太伸委員長 国際課長木下博史君。

○木下国際課長 道内の国際交流員——CIRの状況についてでございますが、現在、全道では40名のCIRが活躍しており、うち26名がアジア圏の出身となっております。主な出身国及び人数は、ベトナム7名、中国4名、インド3名、インドネシア2名などとなっておりますのでございます。

こうしたCIRは、例えば、教育や医療など、在留外国人の様々な相談対応や各国語でのごみの分別ポスターなどのツール作成、官公庁への諸届出などの際の翻訳サポートのほか、出身国の文化を紹介する交流イベントの企画や運営なども行っており、地域住民と在留外国人をつなぐかけ橋として重要な役割を担っております。

○今津寛史委員 先日、道庁勤務のCIRの方にもわざわざ御挨拶をいただきましたが、自治体によっては役場に1人だけ配置されているといった場合も多いと思います。国際交流のノウハウが十分でなかったり、孤立しがちであったりするのではないかと懸念があります。

こうした中で、地域で孤軍奮闘しているCIRさんがいた場合に、道としてどのような支援を行っていくのか、伺います。

○木下国際課長 道としての支援についてでございますが、道では、国際課内に、CIRを含む全道のJETプログラム参加者をケアする総括的な立場のCIRを配置しまして、各地域で活躍するCIRなどの業務や生活上の相談対応を行っておりますほか、オンライン研修により、地域活動を行う上でのポイントの説明や意見交換などを実施しております。

また、振興局単位でブロックアドバイザーと呼ぶ相談役を配置し、地域での困り事などに関して気軽にコミュニケーションを取れるよう体制を構築しており、こうした取組を通じて、CIRの公私にわたる活動がより充実したものになるようサポートに努めているところでございます。

○今津寛史委員 地域における外国人の方々が増加する中で、多文化共生社会の実現に向けては、CIRの皆様の果たす役割は今後ますます重要になると考えます。一方で、まだこの制度を十分に活用されていない市町村も多いと伺っています。

そこで、道として、今後、CIRのより一層の活用促進に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○小林国際局長 今後の対応についてでございますが、本道に在留する外国人数は、平成27年6月の2万4488人から令和7年6月には6万9620人とこの10年間で3倍弱に急増しまして、また、道内の全市町村に外国人が居住するようになりました中、こうした方々と地域住民をつなぐ役割

を担うCIRの存在は今後ますます重要になると認識してございます。

一方、いまだこの制度を活用していない市町村も多いことから、道では、今後、新たに説明会を開催し、先進事例の紹介などにより、CIRの効果的な配置と活用のほか、CIRに対するきめ細やかな相談対応や効果的な研修の実施、さらには、外国語指導助手であるALTを含むJETプログラム参加者の中で、地域住民との交流に関心のある人同士の連携を促進するなど、各市町村のグローバル化や多文化共生が一層進むよう取り組んでまいります。

○今津寛史委員 続いて、海外展開についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめ、中国による日本産水産物の輸入禁止措置など国際情勢が大きく変化する中、道では、北海道グローバル戦略に基づき、海外との経済や人材交流など国際関連施策を柔軟に展開していると伺っております。

昨年度は、知事がニューヨーク州を訪問し、半導体関連産業に関わる現地政府関係機関との関係構築を図るとともに、現地の飲食店で関係機関と連携したホタテなど道産品のプロモーションを行うなど、新たな市場開拓に取り組まれており、人口減少や国内市場の縮小が進む中であって、こうした取組の重要性は一層高まっていくものと考えます。

一方で、本年3月以降、米国による一連の関税措置をはじめ、各国の保護主義的な動きや、長期化するロシアによるウクライナ侵略など、国際情勢の変化がグローバルなサプライチェーンに影響を及ぼし、先行きの不確実性が高まる中、道内への影響も懸念されているところであります。このような観点から、道の海外展開の考え方について、以下、数点伺ってまいります。

初めに、北海道グローバル戦略の策定以降、本道を取り巻く国際情勢は大きく変化しておりますが、これまで道としてどのような考え方の下に海外展開を進めてきたのか、伺います。

○安住太伸委員長 国際企画担当課長齊藤祐紀君。

○齊藤国際企画担当課長 海外展開の考え方についてでございますが、道では、平成29年に北海道グローバル戦略を策定し、世界に売り込む、世界につながる、世界と向き合うの三つの視点に立ち、北海道の魅力や強みを生かし、海外の成長力や経験、ノウハウを取り込み、活力ある地域づくりにつなげていくため、東アジアやASEAN地域、欧米などの地域を対象に、道の海外拠点などを通じた現地ネットワークも活用しながら、道産品の販路拡大や観光客、投資の誘致などに取り組んでおります。

また、コロナ禍やウクライナ情勢などの顕在化する多様なリスクや不透明感を増す国際情勢への対応に向け、これまで、戦略を2度改定いたしまして、eコマースやオンラインでの商談といったデジタル技術の活用、輸出先や品目の多角化など、リスクへの対応力の強化を図りながら、幅広い分野における国際関連施策の戦略的かつ効果的な展開に努めているところでございます。

○今津寛史委員 輸出拡大やインバウンドの拡大など、海外との経済交流について、道はこれまでどのように取り組んできたのかについて伺います。

○安住太伸委員長 国際経済担当課長高橋誠君。

○高橋国際経済担当課長 海外との経済交流の取組についてでございますが、道では、昨年8

【第1分科会 11月11日 第4号】

月、知事が米国を訪問し、半導体分野におけるニューヨーク州政府関係機関との覚書の締結や輸出の多角化に向け、ジェットロ等と連携したホタテなど食のプロモーションを行い、今年度は、米国の関税措置を踏まえた輸出事業者向けのセミナー、マサチューセッツ州との周年事業と連携した道産食品のテストマーケティングや成長分野に係るスタートアップセミナーなどの事業を実施したほか、インバウンド誘致の取組として、欧米豪市場において、現地パートナーを活用した観光セミナーや商談会などを行ってまいりました。

また、アジアにおきましては、ASEAN事務所を活用したシンガポールやベトナムでの道産食品のプロモーションのほか、新たに、世界最多の人口と高い経済成長率を誇るインドを対象とし、在京のインド大使館と連携して、人材や食、観光をテーマとしたセミナーを実施するなど、海外との経済交流拡大の取組を進めているところでございます。

○今津寛史委員 道では、現在、次期グローバル戦略の策定を進めており、さきの定例会において、我が会派の代表質問に対し、地域と世界が調和をしながら共に発展し、世界で輝く北海道を目指す姿として、今後、具体化を進めるとの答弁がございました。

次期戦略において、今後、海外展開をどのような方向性の下で進めていくのか、伺います。

○山田総合政策部グローバル戦略推進監 今後の海外展開についてでございますが、不透明感を増す国際情勢を背景とした経済や食料の安全保障、人口減少の進行に伴います人手不足や国内市場の縮小などが課題となる中、食や観光、再生可能エネルギーなど、本道のポテンシャルを発揮し、地域の利益になることを前提に、海外の活力を本道の持続的な発展につなげていくことが重要と認識してございます。

そのため、新たなグローバル戦略の骨子案では、地域と世界が調和しながら共に発展し、世界で輝く北海道との目指す姿の下、外国人を引きつけ、共生する地域づくりや、優位性を生かした投資産業の呼び込みと世界目線の産業振興などを政策の展開方向としてお示したところでございます。

道といたしましては、こうした考えの下、ターゲットとする国や地域、さらには分野を明確にするとともに、これまで交流を重ねてまいりました東アジアやASEAN地域はもとより、世界経済に大きな役割を果たす米国や、さらなる成長が見込まれるインドなど、国際的な潮流を踏まえながら、成長分野における良質な投資の呼び込みや市場の開拓、外国人材の確保等に向けた海外展開を戦略的かつ効果的に進めていくことができるよう、有識者等の御意見も踏まえながら、新たな戦略の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○今津寛史委員 ありがとうございます。

交通政策に移りたいと思います。

初めに、JR北海道についてですが、JR北海道に対しては、国の監督命令におきまして、いわゆる黄線区について、令和8年度末までに事業の抜本的な改善方策を取りまとめることとされています。これを受けて、JR北海道と地域では、昨年8月に線区ごとに策定した実行計画に基

づき、徹底した利用促進などの取組を進めてきていると理解をしています。

この間、道としては、どのように利用促進を進め、どのような成果があったのか、伺います。

○安住太伸委員長 鉄道企画担当課長佐藤康大君。

○佐藤鉄道企画担当課長 利用促進の取組についてでございますが、道におきましては、事業の抜本的改善方策の取りまとめに向けて、沿線自治体が広域的に取り組む利用促進等の実証事業に対し支援を行うとともに、北海道鉄道活性化協議会を中心に全道的な観点からも鉄道の利用促進策を展開してまいりました。

具体的には、昨年度、富良野線において、冬季に臨時特急列車を運行する実証事業への支援を行い、約450名の利用があるなど、沿線地域の取組を推進する上で一定の成果があったところでございます。

また、今年度は、道独自の取組として、黄線区への誘客強化を図るため、羽田空港において8線区合同PRイベントを9月上旬に開催し、多くの方々に御来場いただいたほか、北海道鉄道活性化協議会として、ツーリズムEXPOジャパンに出展し、知事とJR北海道の社長が合同でプロモーションを実施するなど、幅広く鉄道の魅力等をPRしているところでございます。

○今津寛史委員 令和8年度末までに抜本的な改善方策を取りまとめしていくということですが、引き続き、利用促進の取組を徹底して進めて、具体的な成果をしっかりと出していくことが何より重要と考えます。

今年度も残り僅かではありますが、道として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐藤鉄道企画担当課長 今後の対応についてでございますが、事業の抜本的改善方策の取りまとめに向けて、地域の皆様との連携の下、徹底した利用促進やコスト削減などといった実行計画に掲げる取組を着実に進めていくことが重要と認識しております。

そのため、道といたしましては、沿線地域とともに、実行計画の推進に参画し、沿線が行う取組への支援を引き続き行うとともに、北海道鉄道活性化協議会の事業との連携による効果的な利用促進策を切れ目なく展開し、その成果を積み上げながら、JRや沿線自治体とともに、利用者の皆様の目線に立った幅広い観点から具体的な方策の検討を深めてまいります。

○今津寛史委員 続きまして、藤井委員の御地元であります、我々1期生の有志で視察にも行ってまいりました道南いさりび鉄道について伺っていきたいと思います。

道南いさりび鉄道の令和6年度の決算では、2億3860万円の赤字となっております。前年度に比べて4180万円の増となっているわけであり、令和5年度は約1億9680万円の赤字でありました。この赤字については、道と沿線の市町が負担しており、その割合は8対2となっておりますが、年々、赤字が拡大していることから、道、沿線市町ともに財政的な負担が重くなっている状況にあります。

こうした中で、道では、この補助金の負担割合についての見直しの検討を進めていると伺っています。沿線地域の協議会は本年5月に開催されておりますが、その後、どのように検討が進められており、また、次回の協議会はいつ頃開催される見通しなのか、伺います。

○安住太伸委員長 並行在来線担当課長小林達也君。

○小林並行在来線担当課長 道南いさりび鉄道に係る負担割合の協議についてであります。本年5月に開催された道南いさりび鉄道沿線地域協議会では、全国の並行在来線8社に対する負担割合などを比較しながら検討、運行赤字と設備投資を分けた協議も検討、沿線市町の考え方を踏まえて柔軟に検討という方向性を示したところであり、その後、事務レベルの検討を続けているところです。

道といたしましては、こうした経過を踏まえながら、引き続き、沿線市町との協議を進めていくとともに、沿線地域協議会が早期に開催できるよう、慎重かつ丁寧な対応を図ってまいります。

○今津寛史委員 続いて、地域交通の確保についてであります。

地域住民の生活を支える路線バスについては、利用者の減少が続く中で、燃料費の高騰や運転手不足なども重なり、道内各地で路線の廃止や大幅な減便が生じるなど、厳しい経営環境が続いています。

道では、これまで、国や市町村と連携しながら、路線バスの運行を支援する補助金を交付してきたところでありますが、その補助金額は、コロナ禍を除くと、平成28年度の約14億8000万円をピークに減少傾向にあり、令和6年度は約12億4000万円まで縮小している状況にあります。

一方で、利用者の減少によって補助要件を満たさない路線が毎年のように発生しており、バス事業者からは、要件を満たせない路線の維持が難しくならざるを得ないといった切実な声も多く寄せられています。

今後、道としては、こうした実情を踏まえ、どのような考えの下で支援を継続していくのか、伺います。

○安住太伸委員長 地域交通担当課長高松正裕君。

○高松地域交通担当課長 バス路線の確保に向けた支援についてでございますが、人口減少に伴う利用者の減少や燃料費の高騰など、バス事業を取り巻く環境は厳しい状況にあると認識しており、安定的な運行が図られるよう、道では、これまで、広域的な路線を対象に国や市町村と協調した運行費補助を実施してきたほか、昨今の物価高騰による影響を踏まえた車両維持費等に対する臨時的な支援を講じてきたところでございます。

道としては、地域の実情に応じた制度の見直しを国へ要望するとともに、現在、北海道運輸交通審議会で検討している次期重点戦略の策定に向けて、公共交通を利用する方々の移動実態等のデータを共有する仕組みづくりや、地域交通支援制度の検討などを通じて、持続可能な地域交通の確保に向けて取り組んでまいります。

○今津寛史委員 続いて、物流についてであります。

道内の物流事業者では、昨年4月から、国の働き方改革関連法が適用され、いわゆる物流の2024年問題に直面をしています。ドライバーの時間外労働の上限規制により輸送力の低下が懸念されており、何も対策を取らなければ、2030年には輸送力が約34%不足する可能性があるとの民

間調査もあります。こうした状況を踏まえ、国では、物流改革に向けた政策パッケージを策定し、物流を支えるための環境整備を進めているところであります。

道として、こうした国の動きも踏まえながら、道内の物流確保に向けて、これまでどのような取組を進めてきたのか、伺います。

○安住太伸委員長 物流企画担当課長松田雅宏君。

○松田物流企画担当課長 物流問題への取組についてでございますが、道では、働き方改革関連法の適用などによる輸送力の低下から、貨物輸送の停滞を招くことがないよう、片荷輸送や積載率の向上といった、物流事業者が抱える課題の解決に資する共同輸送や中継輸送の実現に向けまして、物流事業者同士が参画するワークショップを道北圏や道央圏において開催してきたところでございます。

このほか、トラックドライバーなどの人材確保に向けましては、令和5年度から運輸人材確保推進事業に取り組むとともに、昨年度からは、新たに、高校生や大学生を対象とした物流施設見学会の開催、さらには、宅配事業者などと合同で、札幌の地下歩行空間や大型商業施設において再配達削減に向けたPR活動などを進めてきたところでございます。

○今津寛史委員 労働時間の規制が強化されていることで、これまで長距離輸送を担ってきたトラックによる輸送が難しくなっています。さらに、地域の物流事業者ではドライバーの高齢化や担い手不足が深刻化しており、数年後には今のような輸送体制を維持するのが難しくなるとの声も聞かれます。

こうした厳しい状況の中で、道として、現在の道内物流の現状をどのように把握しているのか、伺います。

○松田物流企画担当課長 道内物流の現状についてでございますが、道内の物流事業者は、人口減少や高齢化の進行に伴うドライバー不足に加え、物価高騰による経営への影響のほか、働き方改革関連法の適用に対応した輸送力の確保といった様々な課題に直面しており、物流事業者を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあると認識してございます。

こうした中、道では、安定的な物流の確保に向けまして、本年6月以降、道の職員が道内各地区のトラック協会を訪問し、トラック事業者の実態などの調査をしたところ、時間外労働の上限適用により、300キロを超える長距離輸送の一部を受託できない場合が生じつつあることや、運転手不足が一層深刻化した場合には、1日当たりの輸送便数が確保できず、輸送頻度が減少せざるを得ないこと、さらには、人口密度の低い地域などへの配送エリアの縮小といった課題が生ずるおそれもあることから、今後は、これらの対応策の検討も必要となってくるものと認識してございます。

○今津寛史委員 道内の物流事業者を取り巻く環境は一層厳しくなっており、これまでと同様の輸送力を確保するためには、事業者同士が連携をして共同輸送や中継輸送の取組をさらに強化していくことが不可欠と考えます。

特に長距離輸送の確保に当たっては、トラック輸送だけに頼らず、鉄道や海運なども活用した

【第1分科会 11月11日 第4号】

多様な輸送モードの確立が重要であります。また、ドライバー不足が恒常化する中で、物流の停滞を招かないよう、あらゆる対策を検討していくことが求められます。道としての今後の取組を伺います。

○安住太伸委員長 物流担当局長菅野圭二君。

○菅野物流担当局長 今後の対応についてでございますが、道民の皆様の暮らしや経済を支える重要な役割を担う物流事業者におきましては、働き方改革による輸送力の確保や適正な運賃収受といった様々な課題を抱えているものと認識しております。

こうした中、道では、安定的な物流の確保に向けて、都市圏と地方を結ぶ300キロを超える長距離輸送につきましては、ドライバーの拘束時間などを考慮した効率的な輸送形態が確保できますよう、中継輸送や共同輸送などの取組やモーダルシフトの推進について、国や関係者などと連携して取組を進めてきたところでございます。

道といたしましては、こうした取組のほか、現在、北海道運輸交通審議会で検討が進められております北海道交通政策総合指針に掲げる新たな重点戦略において、これら課題への対応を図るための方向性などについて、審議会の各委員の皆様のお意見などを伺いながら、本道の安定的かつ効率的な物流体制の確保に向けて取り組んでいく考えでございます。

○今津寛史委員 続いて、航空政策についてであります。

道は、平成29年度に、道内13空港の機能強化や道内外の航空ネットワークの充実強化を図ることを目的として、北海道航空振興基金を設置し、新規路線の誘致や空港利用の促進などの事業に活用していますが、昨年度の活用実績と今年度の活用内容について伺います。

○安住太伸委員長 航空課長丹野正樹君。

○丹野航空課長 航空振興基金の活用実績などについてでございますが、道では、昨年度、北海道エアポートと道内7空港の所在自治体が大阪市内で開催しました関西圏からの利用を促進するためのイベントなど、道内空港周辺地域の魅力をPRする取組のほか、函館市や利尻富士町、利尻町、小清水町といった自治体と航空会社など空港関係者が連携して実施する、小・中・高生を対象とした空港施設の見学や搭乗体験などの空港人材を安定的に確保するための普及啓発の取組への支援など、約7400万円の事業を実施したところでございます。

今年度は、約8500万円の予算を計上しまして、需要創出や人材確保の取組を継続しますとともに、国際線誘致に必要な道内各空港と海外の空港との間の需要動向を調査する事業や、地方空港から道外へ道産品を輸送し、航空貨物の利用促進を図る事業などに活用しております。

○今津寛史委員 本道の航空ネットワークを充実させるためには、旺盛なインバウンド需要をしっかりと取り込んでいくことが重要と考えます。

コロナ禍以降、航空需要が急速に回復する中で、道は国際線の誘致にどのように取り組んできたのか、伺います。

また、ビジネス需要が減少する中で、観光需要の回復が進んでおり、国内線についても観光客の利用を取り込みながら路線を維持拡充していくことが必要と考えます。国内線の誘致につい

て、どのように取り組んできたのかについても併せて伺います。

**○丹野航空課長** 航空路線の誘致についてでございますが、道では、これまで、北海道エアポートや地元自治体などと連携し、道内空港への航空路線の誘致に向け、航空会社の日本支社や海外も含みます本社への訪問などの取組を進めてきたところでございます。

このうち、国際線につきましては、道内空港に就航していない欧米やオーストラリアの航空会社や、新千歳空港に就航実績のある東アジアの航空会社などに就航を働きかけてきたほか、海外の航空会社の幹部を招聘し、道内の観光地などを視察していただくツアーを実施してきたところでありまして、今年の冬ダイヤでは、新千歳ーシドニー線や帯広ー仁川線が就航する予定となっております。

また、国内線につきましては、インバウンドの乗り継ぎ需要が期待できるLCCや民間委託を行っていない紋別空港や中標津空港への就航が期待できる航空会社などに働きかけを行い、昨年の旭川ー成田線や丘珠ー中標津線のほか、今年の冬ダイヤでは、丘珠ー中部線が就航しております。

**○今津寛史委員** 道内の空港利用者ですが、コロナ禍前の平成30年度の2970万人を上回り、昨年度は3121万人と、過去最多を更新したと聞いています。一方で、国内線の利用者数は回復をしているものの、整備費や燃油費の高騰などにより、地方路線の収支は赤字となっていると伺っています。

このような状況が続けば、道内の路線の休廃止にもつながりかねないと懸念がされていますが、こうした中で、安定的に路線を維持していくため、空港需要の拡大に向けて道はどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

**○丹野航空課長** 航空需要の拡大に向けた取組についてでございますが、道内空港における令和6年度の国内線の利用者数は過去最多の2712万人となったものの、コロナ禍の行動変容によるビジネス需要の減少、円安に伴います燃油費や整備費などの運航コストの増加によりまして、航空会社の経営は依然として厳しい状況が続いており、利用者が比較的少ない地方空港の路線を維持するためには、航空需要の創出、拡大を図ることが重要でございます。

このため、道では、道内航空需要創出広域連携事業によりまして、昨年度、小中学生を対象に、北海道発の旅行プランを募集したコンテストや、大阪市内や札幌市内で実施する道内空港のPR、利尻島、礼文島の魅力を発信するイベントなどへの支援を行ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、北海道エアポートや空港所在自治体などが実施する、空港間の2次交通の充実やインバウンドの道内周遊の促進など、複数空港が連携した取組を支援することによりまして、新たな航空需要の創出、拡大を図りながら、本道の航空ネットワークの充実に向けて取り組んでまいります。

**○今津寛史委員** 新たな航空需要を生み出すためには、旅客だけではなく、貨物需要の拡大も重要と考えます。特に、地方空港の周辺には、新鮮な農産物や水産物など道産品が数多くあり、こ

【第1分科会 11月11日 第4号】

れらを首都圏をはじめ全国に届けることで地域経済の活性化にもつながるものと考えます。

道では、昨年度から、地方空港を活用した航空貨物輸送の強化に取り組んでいると伺っていますが、昨年度の実績と今年度の取組内容について伺います。

**○丹野航空課長** 航空貨物輸送についてでございますが、航空貨物の需要拡大は、道産品の新たな販路の開拓や競争力の強化が図られるのと同時に、本道の航空ネットワークの充実にも資するものと認識してございます。

このため、道では、昨年度、コンテナを搭載できない小型旅客機の貨物スペースを活用しまして、釧路、奥尻、利尻などの道内地方空港から、丘珠、新千歳空港を経由しまして首都圏の飲食店に農水産物などの輸送を行い、梱包や保冷といった輸送方法の検証、トラックとのコストや所要時間の比較、道外に到着した商品の品質の確認を行う実証事業を実施したところでございます。

今年度は、昨年度の実証事業の成果を踏まえまして、輸送時間の短さや鮮度の高さといった航空貨物の優位性などについて道内の生産者に理解を深めてもらうセミナーの開催や、地方空港から首都圏に輸送した道産品を小売店でPRするキャンペーンなど、航空貨物輸送の利用促進を図る取組を行っております。

**○今津寛史委員** 新たな航空路線の就航や増便を進める上で、空港における受入れ体制の整備は欠かせないと考えます。特に、グランドハンドリング、保安検査、給油など、空港運営に不可欠な業務を担う人材を安定的に確保していくことが重要です。

航空業界のみならず、交通や観光など幅広い分野で人材不足が深刻化している中、こうした空港業務を担う人材の確保に向けて、道はどのように取り組むのか、伺います。

**○丹野航空課長** 空港業務を担う人材の確保についてでございますが、国内外の航空需要の拡大が進む中、空港機能の維持には、グランドハンドリングや保安検査といった空港業務を担う人材を安定的に確保することが重要でございます。

このため、道では、国や地元自治体、北海道エアポートなどで構成されます空港の受入れ体制強化に向けたワーキンググループに参画をし、空港業務を担う事業者が合同で行う就職セミナーの開催やウェブサイトによる採用情報の発信などに協力をしますとともに、道独自にオンラインセミナーも実施してきたほか、将来の担い手となります高校生までの若い方々を対象に、地元自治体と航空会社などの空港関係者が連携して実施をする空港施設の見学や搭乗体験といった普及啓発の取組に対し支援を行ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、北海道エアポートや地元自治体との連携の下で、こうした取組を幅広く展開しながら、空港業務を担う人材の安定的な確保に取り組んでまいります。

**○今津寛史委員** 最後に、道は、平成30年3月に北海道航空ネットワークビジョンを策定し、これに基づき、航空ネットワークの充実や空港機能の強化など、様々な取組を進めてきたものと理解をしています。

今後、ビジョンが掲げる「未来をリードするH o k k a i d o型航空ネットワークの実現」に

向けて、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、道の所見を伺います。

○安住太伸委員長 航空港湾局長藤嶋泰道君。

○藤嶋航空港湾局長 今後の取組についてでございますが、本道の航空ネットワークは、海外や国内各地との交流拡大による地域振興や観光振興など、地域経済の活性化を図る上で重要であると認識しております。

このため、道では、北海道エアポートをはじめ、空港所在自治体などと連携して行う国内外の航空会社に対する、いわゆるエアポートセールスや、航空需要の創出拡大に向けた取組への支援のほか、道内地方空港を活用した航空貨物の利用促進、空港人材の確保など、各般の施策を積極的に推進してきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、多様な主体との緊密な連携の下、北海道航空ネットワークビジョンの目指す姿の実現に向けた施策の大きな柱である、航空ネットワークの充実や空港機能の強化、空港間連携に資する取組について、航空振興基金も活用しながら、道内13空港を核として全道各地で戦略的に展開してまいります。

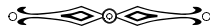
○今津寛史委員 ありがとうございます。

終わります。

○安住太伸委員長 今津委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3 時 37 分 休憩



午後 4 時 1 分 開議

○稲村久男副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部所管に関わる質疑の続行であります。

小林千代美君。

○小林千代美委員 ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税による北海道への寄附額の推移、過去5年間を教えてください。

○稲村久男副委員長 官民連携推進局参事吉田三奈子君。

○吉田官民連携推進局参事 道への寄附額の推移についてであります。個人の方から道に対して寄せられた御寄附は、令和2年度が約5億8500万円、令和3年度が約2億4100万円、令和4年度が約5億5700万円、令和5年度が約8億4800万円、令和6年度が約14億4500万円となっております。

○小林千代美委員 このふるさと納税については、順調に道の納税額も増えているわけですが、このふるさと納税が始まって以降、様々、制度変換がされてきました。例えば、返礼品の対象の制限ですとか、あるいは経費の制限ですとか、こういうような中で、様々な課題を抱えながらも、ふるさと納税の事業としては年々拡大をしてきておりますし、道内の自治体によっては、寄附額が、数億円どころか、数十億円、中には100億円を超えているという自治体もあるよ

うです。

そんな中、今年の6月24日付の総務省通知がありまして、その通知によりますと、地場製品の基準が厳しくなるという内容でした。特に、地場製品とは何を定義するのかということ、地場で採取された1次産品であること、加工していない生産物、あるいは、地場で生産された原材料を51%以上使って製造した商品であること、工程の中で付加価値の51%が地場であること、これを証明しなければいけないという通達がありまして、これが来年の10月から実施をされることになるわけです。

この通知により、現在、道の返礼品の中で人気があるのは、地域限定旅行クーポンですとか水産物、食品加工品のようなものがあると思いますけれども、道の返礼品に対する影響はないのかを伺います。

**○吉田官民連携推進局参事** ふるさと納税制度についてであります。国では、制度創設以降、本制度の適正な運用を確保する観点から改正を行ってきており、今年度においても、返礼品等の地場産品基準の明確化などの運用について6月に通知が発出されたところでございます。

今般の改正で、返礼品の付加価値基準の明確化や調達費用の妥当性を確保するため、付加価値割合の算出方法について、価格に基づく算出を原則とすることや、価値の過半が区域内で生じたことを証明かつ公表することなどを新たに求めております。

本改正に伴う道の返礼品への影響については、現在精査中でございますが、返礼品を取り扱う事業者に対し、個別に説明を行っているところであり、来年10月の適用に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

**○小林千代美委員** 事業者に対して個別に説明を行っているということですが、多分、困っているところも多いと思います。自治体もそうだと思います。

全国のポータルサイトにある返礼品のベスト100の中から、北海道の自治体のものをピックアップしてみますと、イクラ、カニ、ホタテ、サケ、エビ、ウニ、かずのことといったような水産品ですとか、あるいは、米、トウキビ、メロン、牛肉といったような農畜産物、それだけではなくて、トイレットペーパー、ビール、スイーツ、お菓子、こういうものが北海道の自治体の中のベスト100に入っております。

こういうような返礼品が今回の地場基準の条件によってどのような影響を受けるのか。多分、1次産品というのはそんなに難しくないのかもしれないと思うのですが、特に工業製品や食品、加工品につきましては、原材料の産地の割合、製造単価、製造工程を証明して公表しなければいけないということになりますと、企業によっては困難だというような声を聞きます。

ある自治体からは、事業者の取引先の卸値や製造原価を容易に推測することになり、これらは、事業活動上、重要な秘匿情報として扱われているものであることから、返礼品提供事業者からは、公表されることに承諾することはできない、返礼品の提供の継続が困難であると懸念が寄せられているそうです。

返礼品提供事業者の事業活動に影響を与えない制度改正となるように、国に対して強く意見、

要望をしてほしいというような声を聞きました。道の市町村に対する対応について伺います。

○吉田官民連携推進局参事 市町村への対応についてであります。本年6月の総務省通知を受け、道内では、国の制度改正への対応、とりわけ新たに示された返礼品の付加価値基準の明確化について不安を感じている自治体があるものと考えております。

このため、道では、制度の運用について、日常的な相談対応のほか、本年10月には、市町村向け研修会を開催し、総務省の担当者を交え、制度改正に係る情報共有や意見交換を行ったところであり、今後も市町村との協議の場などを通じ、課題等を把握しながら必要な対応を検討するなど、対応に苦慮する市町村の支援を行ってまいります。

○小林千代美委員 この返礼品に関しては、今までも、不適切な返礼品というようなことを防ぐために見直しがされてきておりました。今回も基準が厳しくなったわけですがけれども、あまりこの基準というものが厳しくなり過ぎると、地場企業の不利益につながるということにもなりかねません。ぜひとも、この地域や企業の声にきちんと対応をしていただきたいと思います。

次に、このふるさと納税ですけれども、制度上、寄附額のうち2000円を超える額については、一定の上限まで所得税と住民税から控除される制度です。

つまり、寄附をした自治体には寄附が行きますけれども、その分、その方が住んでいる自治体は住民税が少なくなるわけですね。そうすると、行政サービスを自ら負担するといった、税の受益と負担という原則からは離れてしまう考え方でもあります。あるいは、高額納税者ほど多額の返礼品を受け取れる制度となってしまう、または、返礼品競争、寄附本来の趣旨が損なわれるというような面も見えているのですけれども、一方で、寄附額がこれだけ大きくなってしまっていると、地方自治体の財政運営にも大きく影響を与えているのは事実です。

寄附金が、地域の活性化というものに真につながらなければならないと思います。特に、2000円を払うだけでお得なイクラがもらえるですとか、そんなイクラが2000円になってしまっただけでは困るわけですから、それが本当に地場の産業の活性化につながっていかなければならないと考えます。

ふるさと納税の地域活性化に対する認識を伺います。

○稲村久男副委員長 総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○中村総合政策部長兼地域振興監 ふるさと納税についてでございますが、本制度は、人口減少の進行などにより税収の減少に直面する自治体にとって、政策推進の貴重な財源となっていることはもとより、地域が持つ魅力を広く発信することで、関係人口の拡大や地場製品の消費拡大といった地域振興にもつながる大変重要な制度と認識しております。

このため、道では、これまでオール北海道で寄附獲得に向けて様々な取組を展開してきており、全道への寄附金額は6年連続で全国1位となるなど、多くの方々の応援をいただいているところでございます。

今後も、引き続き、寄附者の方々の地域を応援したいという思いに応えられるよう、そして、その効果を道内全域に波及させ、本道の活性化につなげられるよう、市町村と緊密に連携しながら

ら取り組んでまいります。

○小林千代美委員 次の質問に移ります。

通信インフラについてです。

昨年策定された北海道総合計画にも、ICTを全ての根幹のインフラとしてという表現があるように、広域分散型の道内における交通インフラと同様に、医療、福祉、教育、交通、物流、防災など様々な分野に至るまで、通信インフラは欠かせないものとなっております。

まず、通信環境整備について伺います。

道内には、いまだ光ファイバーや5Gなど高速通信が利用できない地域があると認識しております。リモートでコミュニケーションや仕事をするのが当たり前になり、スマホなどのモバイル端末は生活必需品ですけれども、昨年までに道はどのように通信環境を整備してきたのかを伺います。

○稲村久男副委員長 地域デジタル担当課長萩野貴也君。

○萩野地域デジタル担当課長 道内の通信環境の整備についてであります。道では、光ファイバーの整備に向けて、国の新事業の活用を市町村に働きかけるとともに、道が協議会を設立し、財政面も含めた支援を実施することなどにより、令和4年までに道内全市町村が希望する全ての地域でサービスの提供が行われたところでございます。

また、携帯電話の不感地域の解消については、市町村が通信事業者に代わって整備する場合には、整備費や後年度の起債償還費に対して補助金により支援しており、昨年度は、二つの市町の基地局整備費、10の町村の基地局整備に係る起債償還費に対して補助金を交付したところです。

以上でございます。

○小林千代美委員 次に、地域交通DXについて伺います。

道は、昨年度末に、道内市町村とバス事業者に対してMa a Sの導入状況等に係るアンケートを行っています。全体を通じた意見や要望の中には、近隣自治体との連携や広域的な導入なども視野に入れていかなければならない、鉄道やバスなどのモビリティサービスをシームレスにして一つのサービスとして提供するのがMa a Sである、北海道や地域が主体となって進めていくのであれば検討したいといったような意見が目につきました。

Ma a S導入と通信インフラ整備についてはどのように考えるのか、伺います。

○萩野地域デジタル担当課長 Ma a Sの導入と通信インフラ整備についてであります。道では、北海道交通政策総合指針に基づき、Ma a Sの実証事業などシームレスな交通環境の構築に向けた取組を推進してきており、こうした取組を通じ、一部の地域では、バスのルートや観光情報をスマートフォン等で簡単に検索できる機能の導入など、利便性の向上に向け、関係者の連携による取組が進められているところです。

Ma a Sをはじめ、地域内外の方々の利便性を高めるデジタル化の推進に向けては、それぞれの取組の利用シーンに応じた通信環境の整備が必要であると考えております。

以上でございます。

○小林千代美委員 最後に、今後の取組について伺います。

国交省では、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を積極的に支援するため、平成14年度から、国の管理する河川・道路管理用光ファイバーについて、施設管理に支障のない範囲で電気通信事業者や地方公共団体等に開放しています。また、スターリンクなど衛星通信も利用が広がっています。

こういったものを有効的に利用するなど、北海道全体の通信インフラの整備は、道がもっと積極的に関わり、推進をしていく必要があるのではないかと考えますが、所見を伺います。

○稲村久男副委員長 地域づくり担当局長津久井直子君。

○津久井地域づくり担当局長 今後の取組についてでございますが、道では、これまで、市町村の要望を踏まえ、関係省庁と連携し、通信事業者等に対する働きかけや、市町村が整備する場合の財政支援など、電源設備や光ファイバーなどの既存のインフラの有効活用も図りながら、通信環境の整備に取り組んできたところでございます。

引き続き、これらの取組を推進するとともに、実用化が進む低軌道衛星通信については、市町村職員を対象とした実機のデモンストレーションやセミナーを開催するなど、新たなサービスの研究や周知も行いながら、国や市町村との連携を一層緊密にし、道内の通信環境の整備に努めてまいります。

○小林千代美委員 終わります。

ありがとうございました。

○稲村久男副委員長 小林(千)委員の質疑は終了いたしました。

藤井辰吉君。

○藤井辰吉委員 1年前にも決算特別委員会で扱っていただきましたが、地域づくり総合交付金について伺ってまいります。

市町村が厳しい財政状況にある中、地域づくり総合交付金は、市町村の要望に対応しながら、制度内容の充実を図り、予算額を確保していく必要があると考えます。

道では、昨年度、地域振興条例の点検、検討を行うために、条例検討懇話会を設置し、その中で、地域づくり総合交付金についても様々な意見が寄せられたところであり、こうした意見を踏まえ、所要の見直しに取り組むこととしております。

また、今年度からスタートした第3期北海道創生総合戦略においても、道と市町村が強固な連携の下で取組を一体的に推進していくため、市町村等の創意ある主体的な取組を支援するツールの一つとして、この交付金が位置づけられております。加えて、人口減少下における市町村行政の維持強化も喫緊の課題であり、広域連携によるスケールメリットを生かした取組を推進していくことも必要です。こうした観点から、以下、伺ってまいります。

まず、地域づくり総合交付金のうち、地域づくり推進事業について、令和6年度までの3年間の決算額と予算に対する執行率、事業件数の推移を伺います。

また、予算額と決算額に乖離がある場合、その理由について、道としてはどのように認識して

いるかを伺います。

○稲村久男副委員長 地域政策課長漆崎卓哉君。

○漆崎地域政策課長 地域づくり総合交付金の実績についてでございますが、地域づくり推進事業の過去3年間の事業件数、予算額、決算額及び執行率につきましては、令和4年度については、利用件数は1165件、予算額は41億8000万円、決算額は40億4027万3000円、執行率は96.7%、令和5年度につきましては、事業件数は1270件、予算額は44億2000万円、決算額は41億3842万8000円、執行率は93.6%、令和6年度につきましては、事業件数は1257件、予算額は45億円、決算額は44億9225万9000円、執行率は99.8%となっております。

事業件数につきましては1200件程度と横ばい、執行率については9割台で推移しております。

令和6年度は、年度途中における各交付事業、経費の変動に合わせて交付額を増減するなど、効率的な執行に努めた結果、執行率が上昇したものでございます。

○藤井辰吉委員 条例検討懇話会においては、地域づくり総合交付金を活用した事業ではしっかりと成果を出すことが必要との意見がありまして、それに対し、事業効果を測定、評価する仕組みの整備を検討するなど見直しを図るとしてはありますが、具体的にどのような見直しを行うのかを伺います。

○漆崎地域政策課長 交付金事業の評価についてでございますが、道では、これまでも、事業完了時の実績報告の際に、市町村などの交付対象者から事業実施による具体的な効果について報告を受けているほか、交付額3000万円以上のハード整備事業を対象に、事業完了後3年間は、毎年度、事業効果報告書を求め、継続的に効果検証を行っているところでございます。

また、昨年度実施した地域振興条例検討懇話会での議論を踏まえ、今年度から、連携地域別政策展開方針に基づく重点政策に資する事業につきましては、各振興局において、地域づくり連携会議の場などにより、地域の様々な分野の方々から御意見を伺い、事業の改善に活用するなど、交付金事業がより効果的な取組となるよう制度を改正したところでございます。

○藤井辰吉委員 市町村からは、制度が難解であるため、交付金要綱をスリム化するなど、分かりやすくしてほしいといった意見が出されています。

こうした声を踏まえ、どのような見直しを行う考えなのかを伺います。

○漆崎地域政策課長 交付金の要綱についてでございますが、昨年度の懇話会では、事業メニューが多く活用しやすい反面、制度が難解であり、分かりやすくしてほしいといった御意見や御要望を把握したところでございまして、今年度、事業メニューを分野ごとに再編整理した上で、個別の事業ごとに採択要件を表にまとめるなど、交付金を活用した事業を検討する市町村などにとって分かりやすい、使い勝手のよい制度となるよう、交付金要綱を改正したところでございます。

○藤井辰吉委員 懇話会の委員や市町村からは、地域づくり総合交付金は事業の実施に不可欠な制度であり、予算の総額確保や対象事業の拡充などに期待するとの意見も出されています。

道として、こうした意見を踏まえ、今後どのように見直しを進めていくのかを伺います。

○稲村久男副委員長 地域づくり担当局長津久井直子君。

○津久井地域づくり担当局長 交付金の予算等についてでございますが、本交付金は、地域の皆様からの期待が高い制度であると認識しており、今年度の予算額は、昨年度から1億円増の48億円を計上したところでございます。

今後に向けましては、地域の喫緊の課題である人口減少の問題に対応し、地域創生をより効果的に進めていくため、今年度からスタートした第3期北海道創生総合戦略の重点的な取組に資する事業を優先的に配分するなど、それぞれの地域課題に対応した取組の促進を図ってまいります。

○藤井辰吉委員 地域づくり総合交付金の一事業として、令和2年度から実施している広域連携加速化事業について、これまでの取組とその成果を伺います。

○稲村久男副委員長 広域連携担当課長小本幸治君。

○小本広域連携担当課長 広域連携加速化事業についてでございますが、道では、国の広域連携制度の活用が困難な地域を対象に、市町村が多様な行政サービスを提供していくために必要となります広域的な取組を推進することを目的といたしまして、令和2年度から令和6年度までの5年間、広域連携加速化事業により支援をしてきたところでございます。

令和6年度の実績では、11圏域、7730万円、令和2年度からの5か年の合計では、11圏域、延べ63市町村を対象に2億420万円を交付しており、各圏域におきましては、看護師や保健師等の専門人材の採用や、廃止バス路線の代替交通の維持確保のほか、広域避難体制の充実による圏域全体の防災力の向上など、地域で共有する課題の解決につながる一定の成果が得られたものと考えているところでございます。

○藤井辰吉委員 5年間にわたる広域連携加速化事業により、ただいまの答弁では、一定の成果が得られたとのことですが、広域連携の取組は今後も推進していくことが重要です。

これまでの成果を踏まえ、広域連携の強化に向け、今年度からはどのような視点で支援していく考えなのかを伺います。

○小本広域連携担当課長 新たな広域連携支援事業についてであります。人口減少や高齢化が急速に進む中、今後、地域におきましては、公共インフラの老朽化や人手不足といった様々な課題がさらに深刻になるものと予想されます。

こうした状況を踏まえ、地域づくり総合交付金におきましても、これまでの広域連携の取組をさらに発展させることを目的といたしまして、隣接地域以外の市町村の連携など支援対象の枠組みを拡充するとともに、公共施設の共同利用や専門人材の確保育成、デジタル技術の活用といった、先駆性や全道的な展開の可能性がある事業への重点的な支援を行うなど、市町村の持続可能な行財政運営の確保に向けた広域連携の取組を一層後押ししてまいります。

○藤井辰吉委員 人口減少が進む中、市町村職員の人材不足などが大きな課題となっております。

こうした状況を踏まえ、市町村間の広域的な連携をより一層強化していくことが必要と考えま

すが、道として今後どのように広域連携を推進していくのかを伺います。

○稲村久男副委員長 地域行政局長笹森穰君。

○笹森地域行政局長 広域連携の推進についてでございますが、広域分散型で多様な地域特性を有する本道において、住民の皆様にも最も身近な市町村が地域課題に的確に対応し、持続的に行政サービスを提供していくためには、地域の実情に応じた広域的な連携が今後ますます重要になると考えておまして、上川管内においては、令和6年度から振興局が中心となって広域連携の具体的な協議検討を行っております。

今後に向けましては、医療や福祉、地域公共交通などの課題への対応や、技術職などの専門人材の確保、自治体業務の効率化に向けたデジタル技術の活用など、広域連携によるメリットを最大限に生かせるよう、地域づくりの拠点である振興局が市町村間の取組をコーディネートする役割を担いながら、より一層の広域連携の推進に取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 これまでの地域振興条例の点検を踏まえた地域づくり総合交付金の見直しについて伺いましたが、市町村では、人口減少や少子・高齢化の進行に伴い、地域課題が、一層、多様化、複雑化しており、これらの課題解決に柔軟に活用できる地域づくり総合交付金の役割はますます重要になっています。

それぞれの地域が抱える課題解決や活性化のための取組をより効果的に進められるよう、道として今後どのように取り組む考えなのかを伺います。

○稲村久男副委員長 総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○中村総合政策部長兼地域振興監 今後の取組についてでございますが、人口減少が進む中、道では、持続可能な地域づくりに向けて、市町村等の実情やニーズを踏まえながら制度の見直しを重ねてきており、今年度は、第3期北海道創生総合戦略に基づく取組を加速するための支援の重点化や、市町村における広域連携の取組のさらなる促進が図られるよう、制度の見直しと所要の予算の確保を行ったところでございます。

今後も、地域の皆様の御意見を丁寧にお伺いしながら、地域課題の解決や活性化に資するよう不断の見直しに努めるとともに、他の支援策との効果的な連携も図りながら、人口が減少する中においても、将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 地域づくり総合交付金については、市町村から制度の拡充を求める声が大きく、その果たすべき役割はますます重要になっていると考えます。この点につきまして、知事の所見を伺いたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

終わります。

○稲村久男副委員長 藤井委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、まず、多文化共生と外国人材の確保についてです。

本道に在住する外国人数は年々増加を続けていると承知しておりますが、どのような状況になっているのか、国籍・地域別や在留資格別の状況について、併せて伺います。

○稲村久男副委員長 外国人材担当課長山本英司君。

○山本外国人材担当課長 道内在住の外国人数についてでございますが、出入国在留管理庁が公表しております在留外国人統計によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして一時減少したものの、令和4年12月末にコロナ禍前の水準を上回って以降、5年6月末現在で4万9152人、6年6月末現在で6万273人と増加を続けておりまして、7年6月末現在では6万9620人となっております。

国籍・地域別で見ますと、最も多いのはベトナムで1万4035人、次いでインドネシアが1万1167人、中国が1万495人となっております、半年前の前年12月末から最も大きく伸びておりますのはインドネシアで28.2%の増加となっております。

また、在留資格別では、技能実習が1万7653人、特定技能が1万4743人、永住者が6981人と続いております、前年12月末に比べて、特定技能が大きく伸びており、23.6%の増加となっております。

○赤根広介委員 次に、地域産業の担い手となる技能実習、特定技能での受入れが多いわけですが、それぞれどういった国からの受入れとなっているのか、また、その他の在留資格も含め、近年の傾向や地域での特徴も併せて伺います。

○山本外国人材担当課長 技能実習等による受入れ状況についてでございますが、令和3年12月末と6年12月末現在で比較いたしますと、国籍・地域別の上位三つは、それぞれ多い順に、技能実習が、令和3年は、ベトナム、中国、ミャンマーであったのに対しまして、6年は、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、また、特定技能では、令和3年は、ベトナム、中国、ミャンマーであったのに対しまして、6年は、インドネシア、ベトナム、ミャンマーとなっております、技能実習、特定技能のいずれにおきましても、インドネシアからの受入れが特に増加しているところでございます。

また、家族の帯同が可能となります特定技能2号につきましては、令和3年は0人でありましたが、6年には29人と徐々に増加をしてきてございます。

このほか、外国料理の調理師や、競走馬の育成、調教など、熟練した技能を生かして就労いたします技能では、インドが最も多く、令和6年末現在で44.9%と半数近くを占め、そのうちの78.4%が日高管内に集中しているところでございます。

○赤根広介委員 次に、外国人の人口比率が5%以上、あるいは1000人以上の道内の自治体について、その特徴的な要因と併せて伺います。

○山本外国人材担当課長 外国人比率の高い市町村についてでございますが、総務省が公表しております令和7年1月1日現在の住民基本台帳では、外国人の比率が5%以上の道内市町村は15団体で、占冠村や赤井川村では30%を超えるなど、国際的なリゾートを抱える地域の比率が特に

【第1分科会 11月11日 第4号】

高くなっているほか、猿払村など水産加工業が盛んな沿岸の町村も多い状況になっております。

また、外国人住民が1000人以上の市町村は12団体あり、札幌市や旭川市の人口が集中する都市部のほか、倶知安町やニセコ町も含まれているところでございます。

○赤根広介委員 御案内のとおり、道内で働き、そして暮らす外国人の方々は、地域の持続的な発展のために欠かせない大事な存在であると考えております。

そこで、道では、在留・行政手続などに関する相談への対応や情報提供など、ワンストップ型の相談窓口として北海道外国人相談センターを設置しているわけですが、その相談件数の推移と主な内容、運用上の課題などについて、併せて伺います。

○山本外国人材担当課長 外国人相談センターの利用状況についてでございますが、令和元年8月の開設以降、初年度を除く年間の相談件数は、2年度が2358件、3年度が2935件、4年度が2492件、5年度が2521件、6年度が2433件となっております。

直近の令和6年度の相談内容は、入管手続が27%で最も多く、次いで、交通、運転免許が12%、雇用、労働が8%となっているほか、税金、社会保険、医療など、日々の生活に関わるものまで多岐にわたっているところでございます。

在住する外国人が増加を続ける中、道といたしましては、広大な道内各地に暮らす外国人の方々からの相談にきめ細やかに対応し、サポートできる体制を確保していくことが重要と考えておりまして、そのための相談員の安定的な確保に加え、相談スキルの向上や市町村との連携の充実のほか、国の制度も利用しながら必要な運営費の確保に努めることが必要と考えてございます。

○赤根広介委員 次に、道では、北海道外国人材受入れ・定着・共生連携会議を設置し、受入れに関する課題や各機関の取組について情報共有を行っているということですが、その内容について伺います。

○山本外国人材担当課長 連携会議についてでございますが、本会議は、外国人材の受入れ等の情報共有と連携強化のため、令和2年に設置したもので、現在、国や道内の経済産業団体、市長会、町村会等の20機関で構成されております。

昨年度は、国において育成就労制度が創設されたことを受けまして、構成団体をはじめ、業界団体や監理団体等を対象にアンケート調査を行い、煩雑な申請手続、道外への人材流出、地方の日本語教育環境など、育成就労制度への移行に伴う課題や懸念される事項等の把握に取り組んだところでございます。

道では、このアンケートで寄せられました声を踏まえ、本年8月に、育成就労制度等に関して、手続の簡素化、迅速化等や、地方における外国人材の安定的な確保、外国人が安全に安心して暮らせる環境づくりにつきまして、国に要望を行ったところでございます。

○赤根広介委員 次に、特定技能外国人の受入れをめぐり、出入国在留管理庁との連携についてヒアリングを実施しているようではありますが、その内容を伺います。

○山本外国人材担当課長 国のヒアリングについてでございますが、本ヒアリングは、昨年3月の閣議決定により、特定技能外国人の受入れ見込み数が拡大されたことに伴い、制度を所管する

出入国在留管理庁から、道に対しまして、外国人労働者の受入れをめぐる課題や問題意識、外国人労働者に関する国と市町村との情報連携等につきまして、基礎自治体も交えて意見交換を行いたいとの依頼がございまして、昨年8月にオンラインで実施をしたものでございます。

ヒアリングには、道のほか、国と調整した上で、紋別市など3市町が参加をし、それぞれの取組につきまして説明が行われたほか、自治体への企業等からの声といたしまして、特定技能での入国手続に数か月を要することがあることから、手続の迅速化を求めるといった意見があったところでございます。

**○赤根広介委員** 今の答弁で、様々、課題等も述べていただきましたが、外国人材の受入れ、定着、共生の促進に向け、本会議を通じてどう取り組むのか、所見を伺います。

**○稲村久男副委員長** 国際局長小林靖幸君。

**○小林国際局長** 今後の対応についてでございますが、令和9年に開始予定の育成就労制度では、本人意向による転籍を行うことができるとされておりまして、現在、国において、対象となる産業分野や受入れ上限、転籍制限期間などを定める分野別運用方針について検討が進められているところでございます。

道といたしましては、育成就労制度への円滑な移行に向けまして、国等からの情報収集に努めますとともに、それらを連携会議で共有の上、道内企業や関係団体等への丁寧な周知と理解促進を図りますほか、外国人受入れの基本的な在り方の検討など、政府の取組に関しまして、地域の実情や意向の把握に努め、必要に応じて国に働きかけていくなど、今後とも、庁内各部局や関係団体等と連携しながら、地域経済を支える外国人材の確保、定着に向けて取り組んでまいります。

**○赤根広介委員** 次に、道では、令和6年度より、外国人材の受入れ環境整備に向けたモデル事業を実施し、地域の実態把握の取組やセミナーの開催などを行っていると思いますが、その実施の状況について伺います。

また、あわせて、課題や成果についての認識も伺います。

**○山本外国人材担当課長** モデル事業についてでございますが、道では、昨年度、地域における安定的な人材の確保に向けまして、技能実習や特定技能での受入れが多い農業、食品製造、水産加工、建設、介護の分野において、外国人を雇用しています企業5社を対象に、外国人材の活用に関する専門家と日本語講師を派遣し、事業者としての人材定着に向けた具体的な取組の聞き取りや、企業内の日本語教育の実施を通じまして、受入れ環境整備の実態等の把握を行ったところでございます。

また、モデル事業の対象企業が所在する市町村や監理団体等に対しまして、地域や業界として外国人材を円滑に受け入れるための課題等に関するヒアリングを実施したほか、外国人材の採用、定着に向けて、道内企業の理解促進を図るセミナーの開催などを通じ、企業ニーズの把握にも努めているところでございます。

モデル事業で把握いたしました課題などについてでございますが、定着に向けた取組として、

会社の敷地内の寮の建設や、日用品の買物、医療機関の受診への日本人社員の同行、あるいは、日本人社員や地域住民との交流イベントの開催のほか、日本語能力試験会場への送迎など、様々な取組を行っていることが把握できた一方で、農業は通年雇用が難しいなどの話もあったところでございます。

また、日本語教育につきましては、仕事の都合で参加できない、就労後で疲れていて休みたいなど、全員が集まって定期的に授業をすることの難しさや、日本語レベルに個人差があり、能力に合わせたクラス編成が難しいなどの課題も把握できたところでございます。

加えまして、監理団体や地域の金融機関等からは、以前に比べると外国人材の募集に苦労している、外国人の理解を促進するような取組は行政が行うべきなどの意見がある一方で、市町村からは、外国人材が増えているのは分かっているが、雇用の状況や企業が抱える課題は把握できていないといった声が寄せられ、地域が一体となった支援体制の構築に課題があるところでございます。

**○赤根広介委員** まさに、地域が一体となった支援体制の構築、これが課題ということではありますが、今回のこのモデル事業の課題や成果を踏まえ、今後の取組を伺います。

**○小林国際局長** 今後の取組についてでございますが、道といたしましては、昨年度のモデル事業の成果を踏まえまして、地域や企業から寄せられた声を、育成就労制度はもとより、多文化共生施策に反映させるよう、有識者会議などを通じまして国への働きかけに生かしていきます。

また、外国人材との共生シンポジウムを道内3か所で開催することとしておりまして、開催に当たりましては、地域の外国人住民や日本人住民をはじめとしまして、国際交流団体や外国人コミュニティ関係者、そして、企業、団体、行政関係者など、幅広く参加を呼びかけまして、外国人を雇用する企業の定着の取組の好事例を紹介しますほか、地域で働き暮らす外国人の方々による母国文化の紹介など、日本人と外国人との交流を通じ、相互理解の促進を図り、地域が一体となった受入れ環境づくりにつなげてまいります。

以上でございます。

**○赤根広介委員** 先ほどのモデル事業の課題でも日本語教育に触れられていたわけですが、道では、令和5年に北海道日本語教育推進会議を設置し、令和6年8月には「北海道における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定し、日本語教室の開催支援などに取り組んできていると承知をしております。

道内の外国人居住者数などについては、先ほど来の議論で承知をしたところではありますが、外国人の日本語学習への支援について、必要性を感じている市町村ほどの程度あり、日本語教室設置数はどのようになっているのか、また、日本語教室のいわゆる空白地域の状況についても併せて伺います。

**○山本外国人材担当課長** 日本語教室についてでございますが、道の調査では、179市町村のうち、約半数の86団体が日本語教育の必要性があると回答している一方で、日本語教室の設置数は43件にとどまっております。

また、日本語教室がない市町村は、令和4年度が157団体、5年度が154団体、6年度が152団体と、徐々にではありますが、減少しているところでございます。

○赤根広介委員 圧倒的に不足をしているというのが現状だと思います。

そこで、道内の日本語教室で指導できる日本語教師は何人いるのか、日本語教室の設置に当たり、課題と併せて伺います。

○山本外国人材担当課長 日本語教育の課題などについてでございますが、先月、文部科学省から公表されました令和6年度の日本語教育実態調査の結果によりますと、北海道における日本語教師等の人数は825人で、そのうち半数以上の470人が、報酬を受けていないボランティアの方々となっております。

道内在住の外国人が増加を続ける中、地域における日本語教育の重要性は増しておりますが、その設置や運営に当たりましては、日本語教育に携わる方々の高齢化や人材不足、日本語教師等への報酬を含む教室の運営、指導方法のノウハウ向上などが課題となっているものと認識しております。

○赤根広介委員 今後、育成就労の本格導入、あるいは、特定技能2号が増加している現状からも、家族滞在が増えることが予想されるわけでありましたが、オンライン開催も含め、日本語教室の設置増は不可欠と考えるわけであります。

今後、どのように取り組むのか、所見を伺います。

○小林国際局長 日本語教育に関しまして、今後の取組についてでございますが、日本人と外国人の方々が共に安心して暮らしていくためには、文化や生活習慣などの違いを相互に理解することが必要でありまして、そのコミュニケーション手段としての日本語の重要性はますます高まっていくものと認識しておるところでございます。

このため、道では、日本語学習を希望する外国人の方々が継続的に学べる学習環境を提供するため、道内各地におきまして、人材不足やノウハウ向上にも資する学習支援者の育成や、日本語教室のモデル開催に取り組むとともに、今年度からは、ボランティアへの報酬などの人件費も対象となる国の補助金を活用しまして、市町村等が行う日本語教室の運営などの取組を支援しているところでございます。

道といたしましては、令和9年の育成就労制度の開始も見据えまして、市町村や国際交流団体、外国人を雇用する事業者等と連携しながら、広域での日本語教育の体制づくりや、オンラインでの学習機会の提供など、持続的な日本語教育環境の構築に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 この日本語教育につきましては、直近の推進会議の議事録を拝見しましても、やはり、オンラインのさらなる強化であるとか、あるいは企業を巻き込んだ取組だとか、そういったことの必要性も随分意見が出ているようでありますので、今の方針も含め、さらなる強化にしっかりと取り組んでいただくよう指摘をさせていただきます。

次に、令和6年度の政策評価では、多文化共生推進事業費について、委託契約に係る競争性の導入の検討を行うことなどの意見が付されているわけであります。

【第1分科会 11月11日 第4号】

この意見を道としてどのように受け止め、また、委託契約に係る競争性の導入の検討など、どのように取り組んだのか、伺います。

○稲村久男副委員長 国際課長木下博史君。

○木下国際課長 意見の受け止めなどについてでございますが、関与団体に対する補助金等につきまして、道としては、政策評価で付された意見を真摯に受け止め、引き続き、施策の必要性や手法を不断に見直しつつ、団体の適正で健全な運営の推進に取り組んでいく考えでございます。

また、外国人相談センターなどの委託契約における受託事業者の選定に当たりましては、相談者のプライバシーを厳守する観点から、高い公共性、中立性を有することや、出入国在留管理庁や市町村など公的機関と連携した運営が必要なことから、これらの機関との連携実績などを要件として事業者を選定しており、総合政策部入札参加者指名選考委員会において適否の審査を行うなど、所定の手続を経て選考されております。

○赤根広介委員 今回の答弁が全てだと思っておりますが、どうしても、政策評価は、形式的には言いませんけれども、必ず関与団体の事業のところにはこの意見が付されているので、本当に必要なものかどうかというのは、これは総合政策部が所管していると思うので、部長は、一回、検証したらいいと思いますので、これは意見として受け止めていただければと思います。

そこで、道の対応は、引き続き、道との関係性及び活動に当たって云々ということで、今答弁いただいたとおりであります。この分野につきましては、今日の議論を踏まえても、予算の拡充や体制強化こそ必要であって、安易に補助金、負担金及び交付金の縮減を図るべきではないというふうには私は考えるわけですが、この点、道の見解と、そうした考え方を今年度の予算にどのように反映し、また、次年度の予算編成に向けた考え方と併せて所見を伺います。

○小林国際局長 道の対応についてでございますが、道内で働き暮らす外国人の方々は、地域の持続的発展に欠かすことのできない存在でありまして、その人数の増加と相まって、多文化共生、そして、外国人材の確保の取組はますます重要と認識してございます。

このため、道といたしましては、効果的、効率的な事業の執行を前提としつつ、例えば、令和6年度のモデル事業で実施しました受入れ環境整備の実践的な取組を全道に広げるため、令和7年度におきましては、新たに外国人材との共生をテーマとしましたシンポジウムの開催を予定するなど、関連する予算を確保したところでございます。

令和8年度につきましても、同様の考え方の下、効果的な多文化共生と人材確保に向け、必要な予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 現状、人口減少が進む中で、国内の他地域、さらには、他国との獲得競争と言った言葉が適切かどうかはあれですけれども、やっぱり、こうした取組というのはこれからもますます激化することが想定されるわけでありまして。

まさに、人材確保の取組は、狙いを持って継続的に進めていく必要があると考えるわけですが、今後、どのような分野の人材を確保していくのか、また、どういった国から確保してい

こうとするのか、所見を伺います。

○**小林国際局長** 外国人材の確保についてでございますが、海外から安定的に人材を確保していくためには、各国の政治や経済など社会情勢の変化による影響も想定しながら、一国集中を避け、多角的な展開を図ることが重要でございます。

また、本道では、様々な分野で人手不足が深刻化しており、今後も人口減少と高齢化が続くと見込まれることから、農業や水産加工、建設、介護などのほか、半導体やデジタル関連の高度な知識や技術を有する人材も含めまして、幅広い分野を対象に人材確保の取組を進めていく必要がございます。

このため、道といたしましては、当面は、昨年8月に人材育成の協力促進に関する覚書を締結したベトナムや、近年、特定技能などで受入れが急増しているインドネシアに加え、有能な高度人材の輩出を続けるインドを中心に、道内企業のニーズに応じた人材獲得につながるよう取り組んでまいります。

○**赤根広介委員** そこで、今答弁でも触れていただいたインドでございますが、14億人を超える世界一の人口を誇り、また、平均年齢も20歳台と非常に若く、今後も人口増加が続くことが見込まれる国であります。

豊富な人材供給源としての可能性を有するインドからの人材獲得は、一層重要となってくると考えるわけですが、道としてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○**小林国際局長** インドとの交流についてでございますが、インドは、本道が集積を目指す半導体やデジタル関連産業などの分野を中心に、有能な高度人材の輩出を続けているほか、本年8月には、日印両政府間で50万人以上の人材交流を目指す日印人材交流・協力アクションプランが策定されたところでありまして、2国間関係の発展が期待されるところであります。

道では、これまで、インドの大学への訪問をはじめ、在京のインド大使館での本道の魅力をPRするイベントや、インド市場への理解を促進する道内企業向けセミナーの開催など、交流の契機となる取組を進めてきたところです。

道といたしましては、年度内に改めてインドを訪問しまして、現地の大学、政府機関等との協力連携に向けた意見交換を行うほか、学生等を対象としたジョブフェアや、本道の認知度向上に向けた食と観光のプロモーションなど、多様な取組を通じまして関係強化に努めながら、人材の確保はもとより、本道経済の活性化につながるようインドとの交流を進めてまいります。

以上でございます。

○**赤根広介委員** 年度内にまたインドを訪問されるということでございますので、おなかに気をつけながら、しっかり成果を上げていただくことを期待申し上げます。

今年の参議院選挙を契機に、外国人をめぐる政策が非常に注目を集めているときだからこそ、やっぱり、北海道としてのしっかりとした方針だとか体制だとか、そうしたものを改めて打ち出していく必要があると考えるわけでありまして。

外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道の実現に向け、どのように多文化共生を推進してい

くのか、今後の取組について所見を伺います。

○稲村久男副委員長 総合政策部グローバル戦略推進監山田哲史君。

○山田総合政策部グローバル戦略推進監 今後の取組についてでございますが、道内で人手不足が深刻化する中、重要性が高まる外国人材の確保と定着に向け、共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが重要と認識してございます。

このため、道では、外国人材の確保とその定着に向けまして、ベトナムやインド等、現地機関との関係構築や、本道の魅力発信のほか、外国人相談センターや日本語を学ぶ体制づくりなどを進めてきたところであります。

一方、日本語学習の機会と体制のさらなる充実、あるいは、道内事業者の外国人材確保に向けた情報提供の向上など、取り組むべき課題は多いものと認識しております。

道といたしましては、今後、受入れ環境の整備の実践的な取組を全道に広げるためのシンポジウムの開催のほか、外国人材の定着に向け、異業種連携で取り組む企業などの事業者の方々、あるいは市町村など、関係機関との連携を強めまして、また、政府の「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」の議論を注視しながら、これまでの取組の一層の充実や新たな取組の検討など、道民の皆様の理解と共感の下、日本人と外国人の方々が共に安全、安心に暮らすことができるよう多文化共生に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 この多文化共生と外国人材の確保については、非常に大事な政策課題でありますので、知事に直接お伺いしたいと思います。委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、次の交通政策について伺います。

まず、令和6年度決算では、交通企画費のうち、主に交通対策調整費に残額が生じたということですが、その要因を含めて、決算をどのように総括されているのか、伺います。

○稲村久男副委員長 交通企画課長齋藤冬樹君。

○齋藤交通企画課長 交通政策費についてでございますが、令和6年度決算において、交通企画費のうち、交通対策調整費の残額は約8900万円であり、これについては、定期航路維持対策費における収益増加に伴う収支改善といった要因などにより、補助金等の執行残が生じたことによるものであります。

今後とも、当該年度の執行実績を勘案するなどして、引き続き、適切な予算管理に努めてまいります。

○赤根広介委員 次に、航空港湾費のうち、こちらは、主として航空ネットワーク形成推進費及び空港管理費に残額が生じているわけですが、その要因を含めて、決算をどう総括されているのか、伺います。

○稲村久男副委員長 航空課長丹野正樹君。

○丹野航空課長 航空港湾費についてでございますが、令和6年度決算におきまして、航空港湾費のうち、航空ネットワーク形成推進費の残額は約2900万円であり、これにつきましては、地方

空港で国際線の受入れ業務を担う事業者に対し、国と連携して補助する事業におきまして、国の応募期間中に補助対象事業者からの申請がなかったことから、補助金に執行残が生じたことなどによるものでございます。

また、空港管理費の残額は約500万円でありまして、空港の維持補修工事におきまして、入札差金が生じたことなどによるものでございます。

○赤根広介委員 次に、空港建設費のうち、こちらは、主として空港公共事業費に残額が生じたとしているわけでありますが、その要因を含めて、決算の総括を伺います。

○稲村久男副委員長 空港港湾担当課長中谷伸二君。

○中谷空港港湾担当課長 空港建設費についてでございますが、令和6年度決算におきまして、空港建設費のうち、空港公共事業費の残額は約4800万円であり、これにつきましては、中標津空港整備事業における入札差金といった要因などにより、補助金の執行残が生じたことによるものでございます。

○赤根広介委員 今、各部で質問している予算事業ごとに、決算特別委員会ということもありまして、残額だとか要因を聞いているのですけれども、これは全て知事総括のためのネタでございますので、後日、期待をさせていただければというふうに申し上げておきたいと思っております。特に意味はありません。

次に、実行計画の関係です。

J R北海道が、10月31日に、いわゆる実行計画の検証報告会を開催したわけでありますが、道では、この令和6年度の検証結果をどう受け止めているのか、また、結果を踏まえ、今後、利用促進にどう取り組むのか、所見を伺います。

○稲村久男副委員長 鉄道企画担当課長佐藤康大君。

○佐藤鉄道企画担当課長 各線区における取組の検証等についてでございますが、各線区において、昨年8月に策定した実行計画に基づき、J Rと地域の関係者が一体となって徹底した利用促進等の取組を行ってきており、例えば、釧網線及び花咲線における線区内フリーパスの期間限定での企画、販売のほか、宗谷線での「花たび そうや」の運行や、石北線でのH100形ラッピング車両を活用した日帰りツアーの実施など、各線区で特色ある取組を行ったところでございます。

その結果、昨年度の線区別収支におきまして、全線区で営業収益が前年を上回ったほか、営業損益においても、8線区中4線区が基本指標となる2017年度実績を上回るなどの成果があったものと受け止めております。

今回の検証報告会におきまして、国からは、各線区において取組を進めており、さらに取組を深めていただきたい旨、発言があり、道といたしましては、各線区の実証事業などの取組への支援を行うとともに、北海道鉄道活性化協議会を中心に、各線区の実証事業と連携しながら、全道的な観点で利用促進の取組を進めてまいります。

○赤根広介委員 確実に成果が上がっているというふうを受け止めさせていただきますし、率直に評価をするところであります。

そこで、昨年の第3回定例会で提案のありました利用促進に関わる補正予算について、昨年の議会議論では、実行計画に盛り込まれた取組のうち、広域的な課題として線区全体で取り組むことが必要な利用促進等に関わる実証事業を行うとの答弁でありました。

それで、補正予算による事業内容、成果及び課題についての認識を伺います。

○佐藤鉄道企画担当課長 事業の成果についてでございますが、昨年度、道におきましては、実行計画に基づく取組のうち、沿線協議会が広域的な課題として線区全体で取り組む利用促進等の実証事業に対し支援を行ったところでございます。

各線区のうち、富良野線におきましては、冬期間の観光客の利便性向上に向け、2月に札幌―富良野間で運行した臨時の特急列車について約450名の利用がありましたほか、日高線におきましては、沿線住民を対象に実施した一日乗車券のモニター調査が、上限である600名に達するなど、観光利用や生活利用といった線区特性を踏まえた沿線地域の各取組を推進する上で、一定の成果があったところでございます。

一方で、通年での利用者確保や住民ニーズに応じた施策の展開などの課題があることから、臨時特急列車の閑散期における運行や、住民の日常利用に加え、地域のイベントに合わせた乗車企画を実施するなど、事業内容の見直しを行いながら、今年度の取組を進めているところでございます。

○赤根広介委員 実行計画における初年度、あるいは、今年度の取組を踏まえ、計画期間の最終年度となる令和8年度、この利用促進策をはじめ、地域としての協力、支援にどう取り組むのか、所見を伺います。

○佐藤鉄道企画担当課長 今後の対応についてでございますが、国の監督命令に基づく事業の抜本的改善方策の取りまとめに向けて、地域の皆様との連携の下、徹底した利用促進など、実行計画に掲げる取組を着実に進めていくことが重要と認識しております。

そのため、道といたしましては、実行計画の推進に向け、沿線地域とともにアクションプラン実行委員会に参画するとともに、沿線が行う取組への支援や、インバウンド客の取り込みに向けたモニターツアーなどの黄線区への誘客拡大に向けた道独自の取組の実施、道内周遊企画などの北海道鉄道活性化協議会を中心としたオール北海道による効果的な利用促進策等を切れ目なく展開しながら、今後の対応などを検討してまいります。

○赤根広介委員 これは、JR、鉄道だけの問題ではありませんが、先般、道が公表した道民調査では、人口減少に危機感がある人を対象に影響を尋ねたところ、57.7%が公共交通機関の減便、廃止等により交通の便が悪くなったというふうな答えで、もう肌感覚でなくて、やっぱり、実生活に影響が相当出てきているのだなというふうに思います。

私も、登別から札幌まで通勤しているときも、もう本当にそれを感じていますし、おかげで車での行き来が多くなって大変な思いをしているわけでございますので、改めて、この公共交通、

鉄道だけではなくて、全てのモードをしっかり守っていくということが大事な使命であるというふうに思うわけでありませう。

そこで、昨年11月7日の地方路線問題調査特別委員会では、抜本的改善方策について、この内容は決まったものではなくて、これからの議論と考えているとの答弁であったわけでありませう。

あれから1年が経過し、現計画の最終年度であります令和8年度末まで1年半を切ったわけでありませうが、これまで、JR北海道、国、さらには自治体とどのような議論を交わしているのか、伺います。

**○佐藤鉄道企画担当課長** 抜本的改善方策についてでございますが、今年度、道におきましては、抜本的改善方策の取りまとめに向けた地域の取組への支援をはじめ、北海道鉄道活性化協議会を中心としたオール北海道による取組など、利用促進の取組を徹底して行うこととしており、JR北海道、沿線自治体等と取組状況を共有しながら、首都圏をはじめ、道内外におけるプロモーションや貸切り観光列車の運行など、積極的に取組を展開しているところでございます。

こうした取組を進める一方で、JRでは、本年度、維持する仕組みの構築に向けた自社の考えを取りまとめるとしてありますが、抜本的改善方策の考え方等につきましては、現時点において、国やJRからは示されてはおりませう。

道といたしましては、事業の抜本的改善方策の取りまとめに向け、徹底した利用促進などを進め、その成果を積み上げながら、国の動向を注視しつつ、JRや沿線自治体とともに具体的な方策の検討を行っていく考えでございます。

**○赤根広介委員** 今、JRや国の出方待ちということなのだろうと思いますが、これは、残り1年半を切った中で全く動きがないのも、我々議会としても、また地域としても非常に不安を感じているところがあるんじゃないかと思うわけでありませう。例えば、早く考え方を取りまとめて出せとか、そういうことを道からもしっかり求めるべきではないかと思うのですが、この点、所見を伺います。

**○稲村久男副委員長** 鉄道担当局長佐藤寿志君。

**○佐藤鉄道担当局長** JR北海道の黄線区の事業の抜本的改善方策に向けまして、委員御指摘のとおり、動きがなかなかないということについて、大丈夫なのかという懸念は、沿線の方からそういう声も一部あるのは事実です。

先日の検証報告会の際も、沿線の首長さんから、この問題については道としても主体的にしっかり関与してほしいというお話をいただいていますし、我々も、そのような形で抜本的改善方策の取りまとめに向けてしっかり役割を果たしていきたいと考えておりますので、必要なスピード感をしっかりとJR、国に求めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○赤根広介委員** 今の局長からの答弁を踏まえた上で、やはり、これは、従来から道が主張している、単なる赤字補填や老朽化した鉄道施設の更新などへの支援は困難という、この考え方というのは、最低限、しっかりとJRと国とも共有できているのですか、この点、確認をします。

○佐藤鉄道担当局長 単なる赤字補填は困難であると、この話は、従前から知事の答弁でもさせていただいています。国も、同じように、単なる赤字補填はできないという立場でございますので、この辺は国とも協議できているところでございます。

○赤根広介委員 引き続きの取組を注視してまいりたいというふうに思います。

次に、苫小牧港管理組合についてであります。

道では、この港管理組合の管理運営経費を負担しているわけではありますが、令和6年度の事業内容及び決算の状況を伺います。

○中谷空港港湾担当課長 令和6年度の事業内容及び決算の状況についてでございますが、苫小牧港管理組合における主な事業内容といたしましては、港湾の管理運営のほか、港湾建設として、西港区の中央北埠頭荷さばき地の新設工事や、東港区の中央埠頭荷さばき地の照明施設更新などを行っているところであり、令和6年度決算における道負担金は11億1303万5000円となったところでございます。

○赤根広介委員 次に、道内の外航コンテナ取扱量の約8割を占める苫小牧国際コンテナターミナルについて、この10月から外航コンテナの受入れ体制を縮小しているわけではありますが、これらの状況についてお伺いをいたします。

○中谷空港港湾担当課長 苫小牧国際コンテナターミナル株式会社の状況についてでございますが、苫小牧港管理組合によりますと、船会社と港湾事業者間で取り決められている荷役料金等について、物価上昇等に対応する価格転嫁ができていないことが続く中、コンテナ貨物取扱量が令和5年に前年比約23%減と激減し、収入が減ったことにより、厳しい経営状況になっているものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、コンテナターミナル株式会社では、10月から、5基稼働しておりましたタイヤ式クレーン1基を削減して4基体制とするとともに、これまで行われていたコンテナ船の3隻同時作業を2隻同時までとする荷役体制で対応することとし、収支改善を目的とした経費削減の取組を進めているところでございます。

○赤根広介委員 今、答弁いただきました荷役体制の縮小に関して、物流面からの本道経済や道民生活への影響というものが懸念されるわけではありますが、この点、認識を伺います。

また、道と港管理組合ではどのような議論を交わしているのか、併せて伺います。

○中谷空港港湾担当課長 コンテナターミナルに係る認識などについてでございますが、苫小牧港管理組合によりますと、10月からの荷役体制の縮小により、直ちに道民生活に大きな影響が出るという状況ではないものの、ターミナルを利用している船会社、トラック運送事業者には少なからず影響が出始めていると聞いており、長引いた場合には、定期船減便などコンテナターミナルの運営にさらなる悪影響が出るものと懸念をしており、さらに、大幅な荷役体制などの縮小がなされた場合には、北海道の物流や道民生活にも影響を与えかねないものと認識しております。

このため、道では、コンテナ貨物の取扱量の動向や、コンテナターミナル株式会社による収支改善に向けた取組、管理組合との対応状況などについて、組合と情報共有や意見交換をしている

ところでございます。

**○赤根広介委員** そこで、経営悪化に伴い、コンテナターミナルからは港管理組合に支援の要請があったということではありますが、具体的にはどのような内容で、道ではどのように対応すべきと考えているのか、伺います。

**○稲村久男副委員長** 施設管理担当局長堤俊輔君。

**○堤施設管理担当局長** 今後の対応についてであります。コンテナターミナル会社から管理組合に対しましては、年間の赤字分に相当するターミナル内の荷さばき地等の利用料金の減免を求めているものと承知しております。

コンテナターミナルの経営悪化につきましては、船会社と港湾事業者間で生じている課題であるものと認識しており、現在、組合として、ターミナル運営の効率化に資する取組への支援を提案している中、道といたしましても、組合の提案を踏まえ、民間企業同士において対処することが基本であると考えているところでございます。

こうした中、今後は、コンテナターミナル会社による収支改善に向けた取組をはじめ、国の港湾運送事業における適正取引に向けた検討状況の動向などを注視するとともに、管理組合におきましては、ターミナルの関係者が参加する協議会を設置した上で、運営効率化策や戦略的ビジョン等について協議を進めていくこととしておりますことから、引き続き、管理組合と連携をしながら対応してまいります。

**○赤根広介委員** 私も、この問題については、安易に行政からの赤字補填はすべきではないというのが基本的な考え方なのです。

その上で、今の答弁では、基本的には民間企業同士において対処するのが基本、ここも当然理解するわけではありますが、一方で、先ほど答弁いただいたように、万が一、ここが経営破綻するようなことがあれば、当然、物流だとか道民生活に大きな支障、影響が出るのは明白なわけであります。

道として、万が一のそうしたリスクについてどう考えているのか、この点を確認いたします。

**○稲村久男副委員長** 総合政策部交通企画監斎藤由彦君。

**○斎藤総合政策部交通企画監** 委員御指摘の点について、港湾のこの課題は、新しい課題でもございまして、現時点で最悪を想定したリスクという部分については、そのリスクの具体が特定されていない現状にございます。先ほど、港湾管理組合の課題とは別に、いわゆる今の地域公共交通を取り巻く現状は非常に厳しいものと。その中で、道として、いかにそれをどう持続的に守っていくかということ、本当に真剣にといいますか、我々は、常に注意を払ってしっかりやっているとありますが、現実の問題としては非常に厳しい状況があると。

それと同じで、この管理組合の課題についても、先ほど局長からも答弁しましたが、今回、そのターミナルの関係者が参加する協議会を設置した上でいろいろ協議を進めていく。その中で何があるかということ、今、リスクが特定されない中で、やっぱり、交通体系と同じで、港湾機能をいかに維持していくか、どういうことができるのかということについて、まず、関係者がしっか

【第1分科会 11月11日 第4号】

り議論をして、その中で、特定される課題であるとか必要な対応、これにそれぞれがどうやって向き合って、それをいかに少なくするかということが大事かと思っております。現時点で、私はそういうような認識でございます。

以上でございます。

○赤根広介委員　そこで、これからつくる協議会、当然、第一義的には管理組合が対応するのですが、交通企画監は副管理者でもありますので、この協議会に、道としても、オブザーバーとかではなくて、構成員として参加をしていただくこともぜひ検討していただきたいと思っておりますが、この点、見解を伺います。

○斎藤総合政策部交通企画監　委員御指摘のとおりで、私も副管理者という立場でありますので、今回、管理組合のほうで協議会を設置する、こうした中で、これは管理組合だけでというものではございませんので、その中で、我々もしっかり役割を果たしていきたいと思っております。

以上でございます。

○赤根広介委員　前回の第3回定例会のとき、こういう議論をしていたら、その後、何か話題になっちゃったみたいなので、今日は随分トーンを落として私も議論させていただいているのですけれども、この交通政策全般については、やはり、重要事項でありますので、知事に直接お伺いしたいと思います。委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○稲村久男副委員長　赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中村守君。

○中村守委員　それでは、通告に従いまして、総合政策部所管事項について、以下、伺ってまいります。

まず、空港問題についてであります。

新千歳空港へのアクセス向上についてであります。10月から新千歳空港の駐車場の料金が値上げされました。通常期は3倍、びっくりしましたよね。多客期はそれ以上ということになります。

休日は駐車場の入り口に長蛇の列ができていたわけで、利用者の利便性を著しく低下させていたわけですが、この混雑の背景には、新千歳空港の利用者数の回復というのが主因だと思います。それから、札幌と新千歳空港間を結ぶ鉄道の定時・安全運行への懸念も、特に冬はあるのではないかと考えます。その上で、JR北海道の努力によりまして輸送量の改善が図られているものの、新千歳空港駅の年間乗客数は、2022年の約500万人から2024年には1.5倍の760万人となっており、国際線の利用客の方々は、大きなトランクを持って乗車するという方も多く、人数以上に混み合っているというふうに承知をしております。

そこで、以下、伺ってまいりたいと思っておりますが、まず、コロナ禍後の旅客数についてでありま

す。

コロナ禍後の新千歳空港の旅客数と、そのうち、国際線の旅客数の推移について伺います。

○稲村久男副委員長 空港戦略担当課長竹内敏博君。

○竹内空港戦略担当課長 新千歳空港の旅客数についてでございますが、コロナ禍後のインバウンド需要の増加などにより、令和4年度の旅客数は1788万人であったものが、令和5年度には2293万人を数え、令和4年度比で505万人増、令和6年度には2484万人に達しまして、同じく令和4年度比で696万人増と、年々増加しているところでございます。

このうち、国際線の旅客数は、令和4年度には93万人であったものが、令和5年度には290万人を数え、令和4年度比197万人増、令和6年度には389万人に達しまして、同じく令和4年度比で296万人増となっているところでございます。

○中村守委員 全体の旅客数及びインバウンドも共に大きな伸びを見せているということであり、また、特にインバウンドはもう倍々で増えていっているわけです。北海道の入り込み客数の目標というのでしょうか、それはこれ以上だと承知していますので、今でさえ新千歳空港駅は混雑していますから、今以上の輸送力、パワーが必要になってくるということは予想されるところでございます。

次に、空港駐車場の値上げについてでございますが、空港の利用者が増加する中で、北海道エアポートは空港駐車場の料金を大きく値上げされました。

空港駐車場の値上げの内容とその背景について伺います。

○竹内空港戦略担当課長 新千歳空港の駐車場料金についてでございますが、北海道エアポートは、先月10日から駐車場料金を改定し、A・B駐車場では、通常期におきまして、入場1時間後から2時間まで300円であったものを1000円に値上げ、24時間ごとに最大1200円であったものを3500円に値上げするなどしましたが、空港内の商業施設の利用者に対する駐車料金の割引制度の拡充などについても実施したところでございます。

また、値上げの背景につきましては、同社から、駐車場の慢性的な混雑によって航空旅客の利便性に影響が生じていることなどを踏まえまして駐車場料金を改定し、宿泊台数の抑制と短時間利用を促すことで混雑の緩和を図るほか、料金改定に伴う収益を活用し、新たな立体駐車場などの整備を進めていくことで、空港を利用される方々の利便性の向上を図ろうとするものと伺っているところでございます。

○中村守委員 2泊すると、平日は7000円ですか。休日は9000円ということでしょうか。これは羽田より高い。成田よりは少し安いのでしょうか。関空よりは高いということですかね。

入場1時間後から2時間まで300円が1000円になって、商業施設利用者は割引というわけですが、私は、千歳出身で苫小牧在住者ですけれども、まさに空港の中の商業施設を利用しやすいパターン人間ですが、あんまり買物だけをする利用者というのは、どうでしょうね、この割引の恩恵にあずかる人というのはそんなにたくさんいるような気はしません。

その上で、JRやバスの便のあまりないような地域からの空港利用者もいますので、ぜひ、

【第1分科会 11月11日 第4号】

A・B駐車場は仕方がないのかもしれませんが、Cの次のDなりEなり、立体駐車場なりと、こうなっていくときに、その利用者のことも考えていただいて、あまり高値の設定をしないでいただければということを目指したいと思います。

その上で、この周辺の民間駐車場への影響についてですが、駐車場料金の値上げによって、周辺の民間駐車場や快速エアポート、また、バスへの影響が懸念されます。道の認識について伺います。

○竹内空港戦略担当課長 料金改定の影響についてでございますが、北海道エアポートが実施しましたこのたびの料金改定は、駐車時間の短縮に加えまして、公共交通機関の利用やほかの民間駐車場への利用を促すことにより、駐車場の混雑緩和を図ることを目的としているところでございます。

料金の改定に当たりまして、北海道エアポートからは、JRなど交通事業者や道、地元自治体などに対しまして、今後における公共交通の利用状況により必要に応じて連携を図りたい旨の説明が行われるとともに、駐車場の利用者が、JR、バス、あるいは空港周辺の民間駐車場などへシフトした場合におきましても、JRやバスの輸送能力、空港周辺の民間駐車場の収容能力を踏まえますと、著しい影響を与える状況には至らないとの考えを伺っているところでございます。

○中村守委員 次に、今後の国際便の見通しについてであります。北海道エアポートは、先月17日に、この冬に運航する新千歳空港の国際便が、開港以来、最多となるとされていますが、今後の見通しについて伺います。

○竹内空港戦略担当課長 新千歳空港の国際線の運航便数についてでございますが、令和8年1月1日時点の運航便数は週333往復と予定されており、前年度同時期と比べまして週77往復増となっているところでございます。

方面別では、韓国、香港など東アジア路線が前年度同時期と比べまして週43往復増、タイやフィリピンなど東南アジア路線が週31往復増と大きく増加するほか、12月からはオーストラリアのシドニーとの路線が再開するなど、国際線の運航便数は過去最多であった今年2月を上回る見込みとなっているところでございます。

○中村守委員 ということは、新千歳空港駅はもうぱんぱんという感じが見えてくるわけです。

次に、駐車場整備に向けた働きかけについてであります。今後、国際線の新規就航や再開、増便などで空港利用者の増加が見込まれる中、公共交通機関のさらなる混雑が予想されます。

また、北海道エアポートは、駐車料金の改定に合わせて、新たに平面駐車場の整備や立体駐車場の整備計画に着手するとも発表しており、道としても公共交通機関の状況や駐車場整備に向けた働きかけが必要と考えますが、道における今後の対応について伺います。

○稲村久男副委員長 航空港湾局長藤嶋泰道君。

○藤嶋航空港湾局長 今後の対応についてでございますが、北海道エアポートによる今回の料金改定は、慢性的に混雑している空港駐車場の混雑緩和を図るほか、料金改定に伴う収益を活用しまして新たな立体駐車場などの整備を進めていくことで、空港を利用される方々の利便性向上を

図ろうとするものと認識してございます。

道といたしましては、駐車場の利用実態を把握しつつ、北海道エアポートはもとより、交通事業者、地元自治体など関係者と連携しながら、新千歳空港を利用する方々の利便性が著しく損なわれることがないように、駐車場の早期整備について働きかけるなど、必要な対応を図っていく考えでございます。

○中村守委員 ぜひ、よろしく願いをいたします。

次に、札幌と新千歳空港間の輸送力の強化についてであります。新千歳空港駅のホームのキャパシティが今の利用者数でいっぱいになっている現状であります。このまま駐車場利用が抑制されると、さらに混雑することが見込まれます。

インバウンドやビジネス客の誘致を進める上で、札幌と新千歳空港間の輸送力の強化が必要と考えます。今後の対応について伺います。

○藤嶋航空港湾局長 空港アクセスの充実についてでございますが、新千歳空港の利用者が増加する中、近年、快速エアポートの増便や定員増、札幌方面への空港連絡バスの増便といった動きも見られるなど、輸送力の強化が図られてきている状況ではございますが、外国人観光客をはじめとする利用者の様々なニーズに応じて空港利用の増大を図っていくためには、さらなる輸送力の強化が必要と考えております。

道といたしましては、多様な交通モードが連携して、道内各地と新千歳空港を結んでいくことが重要と考えておまして、引き続き、空港にアクセスする公共交通機関の利用実態を把握し、その推移を注視していくとともに、国や交通事業者はもとより、北海道エアポートなどとも連携し、空港アクセスのさらなる充実が図られるよう取り組んでまいります。

○中村守委員 空港問題について伺ってまいりました。北海道エアポートの新たな立体駐車場などの整備や空港連絡バスの増便などといった動きがあるとのことですが、空港利用の増大を図るためにはさらなる輸送力の強化が必要と考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

次に、道内地方空港における人材確保対策についてであります。

第3回定例会で、グランドハンドリングなど空港業務を担う人材の確保策について伺いましたが、この冬の国際便の就航数が過去最多となる見込みであり、グランドハンドリングなどの人材確保は喫緊の課題と考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、空港業務についてでございますが、空港業務は飛行機の発着陸には不可欠なものであり、航空機が空港に到着してから出発するまでの間、多くの方が様々な業務に従事しているものと考えます。

グランドハンドリングなどについて、どのような業務があるのか、まずは伺います。

○竹内空港戦略担当課長 グランドハンドリングなどの業務についてでございますが、例としましては、航空機の誘導・牽引や搭乗橋の装着・離脱、客室の清掃、機内食の搭載、旅客の案内、

【第1分科会 11月11日 第4号】

手荷物・貨物の積卸し、燃料の給油、寒冷地では欠かせない冬期間における航空機の除雪や氷の付着を防ぐためのいわゆるデアイシングなどのほか、空港での保安検査など、多岐にわたっているとございます。

○中村守委員 次に、新千歳空港におけるグラハンなどの充足状況についてお伺いしたいと思います。

○竹内空港戦略担当課長 新千歳空港における職員数の状況についてでございますが、北海道エアポートからは、航空機誘導などのグランドハンドリングの職員数は、コロナ禍で減少したものの、その後の需要回復に応じて増加しており、今年8月時点ではコロナ禍前を上回っていると伺っているところでございます。

一方、保安検査につきましては、コロナ禍前と比較して9割程度と伺っているところでございます。

○中村守委員 次に、新千歳空港以外の地方空港におけるグラハンなどの充足状況についてお伺いします。

○竹内空港戦略担当課長 地方空港における職員数の状況についてでございますが、北海道エアポートからは、今年8月時点の新千歳空港以外の道内地方空港のグランドハンドリングの職員数は合計でコロナ禍前を上回っており、そのうち、保安検査の職員数につきましては、コロナ禍前と同程度まで回復していると伺っているところでございます。

しかしながら、一部の空港におきましては、採用活動を続けているものの、職員数が依然としてコロナ禍前まで回復していないと伺っているところでございます。

○中村守委員 地方空港は大変苦しいということも耳に入っておりますが、次に、人材確保の取組についてお聞きします。

道として、これまでグラハンなどの人材確保に向けてどのように取り組んできたのか、お伺いいたします。

○竹内空港戦略担当課長 これまでの取組についてでございますが、道では、これまで、国や地元自治体、北海道エアポートなどで構成されるワーキンググループに参画し、就職セミナーの開催や採用情報の発信などの取組の支援、また、道独自の取組として、道内外の方々に対して空港業務を紹介するオンラインセミナーを開催してきたところでございます。

また、中長期的な視点での人材確保としまして、将来の担い手となる高校生までの若い方々を対象に、早い段階から空港の仕事への理解を深めていただくため、自治体と航空会社など空港関係者が連携して実施する空港施設の見学や搭乗体験、空港の仕事を学ぶ航空教室といった普及啓発の取組に支援を行ってきたところでございます。

○中村守委員 次に、今後の支援に向けた考え方についてであります。地方空港で不足しているグランドハンドリングなどの人材確保のために、北海道エアポートや空港所在自治体と連携した取組が進められていると承知しております。

今後の支援に向けた考え方についてお伺いいたします。

○竹内空港戦略担当課長 今後の支援の考え方についてでございますが、道では、これまで、国際線の受入れ環境の整備を図るため、C I Q体制の強化などを国に要望するとともに、北海道エアポートはもとより、国や空港所在自治体、関係事業者と連携し、空港業務を担う人材の確保など、様々な取組を展開してきたところでございます。

国におきましては、この人材確保につきまして、航空会社により行われるものであり、空港会社もより主体的に関わる必要がありますが、地方自治体を含む官民の空港関係者が連携して取り組む必要があるとしているところでございます。

道としましては、こうした国の考え方を踏まえつつ、自立的で持続可能な国際線の受入れ体制を構築できるよう、北海道エアポートをはじめ、関係事業者、空港所在自治体とさらなる連携を図ることが必要と考えているところでございます。

○中村守委員 次に、今後の取組についてでございますが、道内の地方空港が国際線を受け入れるに当たりまして、グランドハンドリングなどの人材が不足しているという課題について、道は今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○藤嶋航空港湾局長 今後の取組についてでございますが、地方空港における国際線の受入れには、グランドハンドリングや給油、保安検査といった空港業務を担う人材の安定的な確保が重要であると認識してございます。

このため、道では、道内外の方々に対する空港業務を紹介するオンラインセミナー開催などの取組に加え、昨年度から、新たに地方空港に運航する国際線の受入れ業務を担う事業者に対し、人材の応援派遣などを対象に、国と連携した支援制度を設けるなど、受入れ環境の整備に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、北海道エアポートはもとより、国や地元自治体、空港関係事業者と連携しながら国際線の受入れ環境の整備に取り組んでまいります。

○中村守委員 よろしく願い申し上げます。

次に、外国人との共生についてでございますが、新政権では、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣が設置されたところであります。大臣は、地方自治体との連携や国土の適切な管理など、外国人との秩序ある共生社会に向けた施策を総合的に推進したいとの考えを示されました。

一方、北海道労働局によると、令和6年10月時点での道内の外国人労働者数は前年比23.8%増の4万4000人となっており、コロナ禍後、道内の人手不足を補うために外国人が急速に増加しているのではないかと考えます。共生社会に関する最近の傾向と道の取組状況について、以下、伺ってまいりたいと思います。

まず、道内外国人の居住状況などについてであります。

道内の外国人の居住状況に関し、国別や地域別の傾向について伺います。また、就労状況や留学生の推移についても併せて伺います。

○稲村久男副委員長 外国人材担当課長山本英司君。

○山本外国人材担当課長 本道の在住外国人の状況についてでございますが、出入国在留管理庁

【第1分科会 11月11日 第4号】

が公表しております在留外国人統計によりますと、令和7年6月末現在で6万9620人となっており、国籍・地域別では、ベトナムが1万4035人と最も多く、インドネシアが1万1167人、中国が1万495人と続き、この3か国で全体の51.3%と半数以上を占めているところでございます。

在留資格別に見ますと、就労や技能の習得を目的とします技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習の合計は、令和5年6月末現在で2万3794人、6年6月末現在で3万2440人、7年6月末現在で3万9002人となっております。

また、大学などの教育機関で学ぶための留学につきましては、令和5年6月末現在で4965人、6年6月末現在で5242人、7年6月末現在では5846人となっているところでございます。

○中村守委員 苦小牧辺りだと、ミャンマーの方が増えているようなことを肌身で感じております。

次に、外国人相談センターについてであります。

道として、外国人相談センターを運営しておりますが、その利用状況について伺います。

○山本外国人材担当課長 外国人相談センターについてでございますが、道では、令和元年8月に、本道で生活をされる外国人の方々からのワンストップ相談窓口といたしまして北海道外国人相談センターを設置し、電話通訳システムを活用しながら、英語、中国語、ベトナム語など11言語以上に対応しております。

令和6年度の相談件数は2433件となっており、開設以降、初年度を除いて、年間でおおむね2400件以上の相談が寄せられているところでございます。

また、相談内容につきましては、入管手続きをはじめ、交通・運転免許や、社会保険、医療といった日々の生活に関わるものなど、多岐にわたっているところでございます。

○中村守委員 次に、外国人の居住支援状況についてであります。様々な悩みを持ちながら居住されていることが分かりましたが、道を含め、自治体からの外国人の居住支援状況について伺います。

また、子どもの学習支援についても併せて伺います。

○山本外国人材担当課長 住宅確保などの支援についてでございますが、これまで、道では、道内で暮らす外国人の方々への住宅確保を支援するため、北海道外国人居住サポーター制度を創設し、外国人の民間賃貸住宅等への入居を積極的に仲介、支援する企業や団体をリスト化いたしまして道のホームページで周知しているほか、外国人相談センターにおいて、住宅の探し方や各種契約手続などに関する相談対応に努めているところでございます。

このほか、室蘭市などの一部の市町では、企業等の人材確保支援といたしまして、社宅の整備費用の一部などを支援している事例があると承知しております。

また、外国人児童生徒への教育につきましては、外国人の子どもを受け入れている学校において、日本語指導や学校生活への適応指導を円滑に行うことができるよう、道教委におきまして、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対する教員の加配や非常勤講師の配置のほか、日本語指導を担当する教員の研修、携帯型通訳デバイスの貸出しなどを行っているところでござい

ます。

○中村守委員 このサポーター制度というのはすばらしいと思いますし、まず入居することがもう本当に大きなハードルになるという話を、この間、事業者の方から聞きまして、その入居を肩代わりするのでしょうか、支援している介護系の会社もありました。そういう会社については、やっぱり、定着率もいいというようなお話もお聞きしましたので、このサポートというのはすごく大事なことなのだというふうに思います。

次に、地域での課題等についてであります。自治体によっては、住民の3割以上が外国人となっている自治体もあります。そういった地域での課題等について、道の認識を伺います。

○山本外国人材担当課長 地域の課題についてでございますが、本道では、各地域において外国人の比率が高まってきており、総務省が公表しております令和7年1月1日現在の住民基本台帳によりますと、占冠村が36.6%と全国で最も高く、赤井川村が35.3%、倶知安町が21.2%と、全国的にも上位となっているところでございます。

こうした地域をはじめ、道内の市町村からは、医療や教育現場での日本語が通じない外国人対応の負担増、日本の制度、ルールやマナーの理解不足によります社会保険料等の未納、ごみ出し、騒音等のトラブル、漠然とした不安や根拠のない情報による外国人への偏見や誤解など、様々な声が寄せられておりまして、行政サービスはもとより、医療等の社会保障や教育など、個々の自治体のみでは解決困難な課題に直面しているものと認識してございます。

○中村守委員 差異を乗り越えて共生するというのが、地方としても大変大事な時代に入ったということだろうと思います。

次に、市町村の対応などについてであります。外国人が増えると市町村の対応も複雑化すると考えます。

市町村における外国人対応の現状について伺います。また、道が行う支援も併せて伺います。

○稲村久男副委員長 国際局長小林靖幸君。

○小林国際局長 市町村の取組などについてでございますが、本道では、増加する外国人の受入れ環境整備を図るため、多くの市町村が多言語による生活情報などの発信を行っていますほか、苫小牧市や浜頓別町など14の市町で外国人向けの相談窓口を設置しているところでございます。

また、栗山町など27市町村で地域日本語教室が運営されていますほか、ボランティアなどによる日本語学習の支援や、外国人住民との交流事業を通じた相互理解促進の取組を行っている地域もあると承知しているところでございます。

道といたしましては、こうした取組を後押しするため、外国人相談センターによる相談対応や移動相談会をはじめ、市町村や関係団体との連携の下、地域における日本語教育の人材育成や、モデル事業を通じた日本語教室の開催支援に取り組んでいますほか、市町村等の優良事例を道のホームページに掲載するなど、外国人支援に関する取組が道内の他地域にも展開されるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○中村守委員 このサポート、外国人相談センターですね。これは非常に大事な取組で、地域によって悩みも違うだろうし、例えば、日高でしたら、先ほども出てまいりましたが、馬関係の方ですから、ここでは、ヒンディー語話者というのでしょうか、そういう方が必要になってくると。それが充足されているかどうかということについても考えていただければなというふうに、そういう相談もあったものですから、お考えいただければと思います。

それでは、最後になりますが、今後の対応についてであります。

共生社会の実現に向けた取組を伺ってまいりましたが、道として今後どのように対応していくのか、推進監にお伺いしたいと思います。

○稲村久男副委員長 総合政策部グローバル戦略推進監山田哲史君。

○山田総合政策部グローバル戦略推進監 今後の対応についてでございますが、全国を上回るスピードで人口減少と高齢化が進む中、道内で働き暮らす外国人の方々は、地域の持続的発展に欠かすことのできない存在でございます。地域社会の一員として受け入れ、共に暮らしていくことが重要と考えております。

このため、道では、外国人相談センターにおける相談対応、また、地域で日本語を学べる体制づくりなど、受入れ環境の整備とともに、市町村や国際交流団体等と連携しながら、地域住民の方々との交流イベントなどを通じまして、日本の制度、地域の習慣、こうしたものへの外国人の理解の促進などに取り組んできたほか、これまでの実践的な取組を全道に広げるため、今後、外国人材との共生に関するシンポジウムを道内3か所で開催する予定としてございます。

道といたしましては、こうした取組を進めるとともに、今年4日の「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」におきまして、総理大臣が検討や見直しを指示した取組についての議論を注視しながら、新たな取組の検討も含めまして、道民の皆様の理解と共感の下、日本人と外国人の方々が共に安全、安心に暮らすことができるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲村久男副委員長 中村委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 通告に従いまして、航空施策等について、まず、北海道航空振興基金の昨年度残高について、最後に積み立てられた2019年度との比較で明らかにしてください。

○稲村久男副委員長 航空課長丹野正樹君。

○丹野航空課長 基金の残高についてでございますが、令和元年度までに民間委託7空港全ての空港ビル会社の株式売却収入を積み立てました基金の残高は、令和6年度末で約29億7800万円となっております。令和元年度末の約31億300万円との比較では、これまでの期間の航空ネットワークの充実や空港の機能強化に資する事業などに活用したことによりまして約1億2500万円の減となっております。

○丸山はるみ委員 新千歳空港に関してですが、新千歳空港は、国管理の空港で、運営は北海道エアポートが担っています。

新千歳空港の利用や空港の在り方等について、道として、意見や要望を述べる機会が保障されている協議会は存在するのでしょうか。また、これまでどのような意見や要望を述べてきたのか、お答えください。

○丹野航空課長 新千歳空港に関する協議会などについてでございますが、民間委託後の空港運営に当たりましては、北海道エアポートと道や地元自治体との協定に基づきまして、関係する行政機関や経済団体などで構成される空港運営協議会が設置されておりまして、空港運営の方針のほか、航空路線の拡大といった空港運営に関する取組などについて協議する場となっております。

道では、これまで、本協議会を通じまして、北海道エアポートからの事業計画の説明に対し、地元自治体の意見も踏まえ、事業計画で示された目標の達成に向けまして取組を着実に進めるとともに、北海道全体の活性化につなげるよう意見を述べておりますほか、航空の安全、安心の確保と、事故等が発生した際の再発防止策の徹底を要望するなどの対応を行ってきたところでございます。

○丸山はるみ委員 今日、これまでも取り上げられてきておりますが、新千歳空港は、今年10月10日から駐車場A・B・Cの大幅な駐車場料金の値上げが実施されております。値上げの概要について示していただきたいと思っております。

また、国内主要空港である羽田空港、成田空港、中部国際空港、関西国際空港の駐車場料金との比較も併せて伺います。

○稲村久男副委員長 空港戦略担当課長竹内敏博君。

○竹内空港戦略担当課長 新千歳空港の駐車場料金等についてでございますが、北海道エアポートは、先月10日から駐車場料金を改定し、A・B駐車場では、通常期におきまして、入場1時間後から2時間まで300円であったものを1000円に、24時間ごとに最大1200円であったものを3500円に値上げしましたが、空港内の商業施設の利用者に対する駐車料金の割引制度の拡充などについても実施したところでございます。

また、通常期の駐車場料金につきまして、羽田、成田、中部国際、関西国際空港と新千歳空港を比べますと、30分を超えたところから1時間までの料金では、新千歳空港と中部国際空港が無料であるのに対し、他空港では有料となっているほか、24時間ごとの最大料金では、新千歳空港が3500円であるのに対しまして、他空港では、最も高い関西国際空港が3080円、次いで、羽田空港が2800円、成田空港が2100円、中部国際空港が1800円となっているところでございます。

○丸山はるみ委員 今、比較を出していただいたのですが、やっぱり、3500円というのはかなり高いのではないかと思います。北海道エアポートから駐車場料金の値上げが道へ伝えられた際に、道として、北海道エアポートへ意見や懸念などは伝えられたのでしょうか。その内容についてお示しいただきたいと思っております。

【第1分科会 11月11日 第4号】

道が伝えた意見や懸念というのは、道が参画する協議会等で発言をしているのか、また、協議会等で駐車場料金値上げの問題は議題として上がっていたのかどうか、お答えください。

○竹内空港戦略担当課長 道からの意見等についてでございますが、これまで、北海道エアポートや道、地元自治体などで構成する「新千歳空港の運営に関する協議会」におきまして、地元自治体から空港駐車場の混雑などにつきまして対策の検討を求める意見があり、北海道エアポートからは、混雑解消に向けて取り組むとの説明があったところでございます。

こうした経過の中、料金改定につきまして、北海道エアポートからは、今年度から始まる中期事業計画の策定時などにおきまして、国や道、地元自治体に対し、改定料金の内容などにつきまして説明があったところであり、道からは、混雑緩和のための対策であることを受け止めた上で、北海道エアポートに対し、値上げ幅が大きいため、利便性向上策を同時に実施しないと利用者の理解が得られないのではないか、1時間無料から有料への料金格差が大きくなることから、30分ごとの区分を設けるなど、段階的な料金設定とすべきではないかなどの意見を伝えたところでございます。

○丸山はるみ委員 道のほうでも値上げ幅が大きいのではないかという認識があったようですが、道は、新千歳空港へのアクセス強化などを目的に、道央自動車道新千歳空港インターチェンジの設置を経済界や千歳市等と要望してきました。

改めて、こういった目的でこの設置を求めたのか、また、建設総事業費と道が負担した金額について伺います。

○丹野航空課長 新千歳空港インターチェンジの設置についてでございますが、新千歳空港は、昨年度で2400万人以上の方々が利用している北海道の空の玄関口でありまして、新千歳空港と高速道路を直結するインターチェンジは、札幌市中心部や道内各地への円滑で確実な交通アクセスの実現や、高規格道路とのネットワーク化による観光や物流の利便性向上などを目的としまして、平成25年度に整備を完了したところでございます。

総事業費は、平成21年度の事業着手から完成までで約36億円であり、このうち、道の負担額は約26億円となっております。

○丸山はるみ委員 新千歳空港インターチェンジの目的としてはこうした大切な目的があったわけですがけれども、駐車場料金の大幅値上げによって駐車場の利用を敬遠し、新千歳空港インターチェンジの利用自体が大きく落ち込むことが予想されるのではないかと。空港へのアクセスについて、その影響をどのように考えているか、お答えください。

○竹内空港戦略担当課長 料金改定の影響についてでございますが、北海道エアポートからは、このたびの料金改定は、駐車時間の短縮に加えまして、公共交通機関の利用やほかの民間駐車場への利用を促すことにより駐車場の混雑緩和を図ることを目的としており、駐車場の利用者がJRやバス、空港周辺の民間駐車場などへシフトした場合におきましても、JRやバスの輸送能力、周辺民間駐車場の収容能力を踏まえますと、著しい影響を与える状況には至らないとの考えを伺っているところでございます。

○丸山はるみ委員 北海道は、約26億円を投じて新千歳空港インターチェンジを開通させたわけです。我が会派では、僅か4分程度の時間短縮のため、莫大な予算を投じるべきではないというふうに反対をしてきたわけですが、道としては、自動車による空港アクセスをより向上させ、車による利用客数を増大させようという目的であったというふうに思います。

その目的のために建設したインターチェンジが、僅か12年で、駐車場料金の大幅値上げにより、利用者の大幅減少につながりかねない現状に追い込まれているのではないのでしょうか。

駐車場料金の値上げにより、自動車は、近隣の民間駐車場に流れておりまして、予約不要とうたっていた民間の駐車場は、今、満車に近い状態となっております、自動車で駐車場に行っても手頃な値段で入れる保証がないと、これは平日でも難しいということでした。

これは、明らかに車によるアクセス利便性の低下となっていないのでしょうか。アクセス利便性の低下を、道として黙ったまま放置しておいていいのか、伺います。

○稲村久男副委員長 航空港湾局長藤嶋泰道君。

○藤嶋航空港湾局長 料金改定の影響についてでございますが、北海道エアポートからは、駐車場の利用者がJRやバス、空港周辺の民間駐車場などへシフトした場合においても、著しい影響を与える状況には至らないとの考えを伺っているところでありまして、道といたしましては、空港を利用される方々の利便性が著しく損なわれることがないように、引き続き、北海道エアポートはもとより、地元自治体などと連携し、空港にアクセスする公共交通機関や駐車場の利用実態を把握するとともに、その推移を注視してまいりる考えでございます。

○丸山はるみ委員 駐車場料金は、運営権者である北海道エアポートが自由に設定することができると規定されています。しかし、これは空港利用者の利便性に直結すると考えています。とりわけ北海道は、他都府県と違って交通アクセスが脆弱な土地柄であり、自家用車が最も利便性が高いという人も多いと思います。

道も、自動車アクセス向上を目的として、新千歳空港インターチェンジの開設を要望していたわけですから、自動車のアクセス向上には責任があるのではないのでしょうか。

道が参画している協議体として、値下げを含めた要望を北海道エアポートに対して行い、自動車によるアクセス低下を一刻も早く解消するべく、道としての動きを道民に示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○竹内空港戦略担当課長 空港アクセス向上に向けた対策についてでございますが、北海道エアポートは、このたびの料金改定により、自家用車等で来られる空港利用者を周辺の民間駐車場へ分散化を図るとともに、駐車時間の短縮を図ることで、喫緊の課題でありました空港駐車場の混雑を緩和するほか、料金改定に伴う収益を活用し、新たな立体駐車場などの整備を進めていくことで、空港を利用される方々の利便性向上を図る考えでございます。

道としましては、新千歳空港を利用する方々の利便性が著しく損なわれることがないように、引き続き、北海道エアポートはもとより、地元自治体などと連携し、空港にアクセスする公共交通機関や駐車場の利用実態を把握するとともに、その推移を注視してまいります。

○丸山はるみ委員 既に、空港利用者の利便性は著しく損なわれていると。その影響を受けるのは、多くが道民でありまして、やはり、今、道として、道民の声を代弁して、駐車場料金の値下げも含め、損なわれた利便性の回復を早急に協議会等の場を通して北海道エアポートと協議すべきではないか、推移を注視してというのではなくて、早急にやるべきではないかということなのですが、いかがでしょうか。

○藤嶋航空港湾局長 今後の対応についてでございますが、道としては、空港にアクセスする公共交通機関や駐車場の利用実態を把握し、その推移を注視していくことをはじめ、北海道エアポートはもとより、交通事業者、地元自治体など関係者と連携しながら、新千歳空港を利用する方々の利便性の確保のため、必要な対応を図っていく考えです。

○丸山はるみ委員 値上げの影響が大きいようですので、お願いしたいと思います。

次に、丘珠空港の滑走路延伸についてですが、丘珠空港は、現在の滑走路1500メートルから300メートル延伸を求める要望を、北海道は札幌市等と共同で国に行い、国土交通省は延伸の方針を打ち出しています。

丘珠空港の機能強化に向けた取組は、主に札幌市が行ってきたものと承知していますが、道が300メートル延伸の要望に加わった経緯と、延伸により、どのようなメリット、デメリットがあるのか、お答えください。

○丹野航空課長 丘珠空港の滑走路延伸についてでございますが、札幌市が策定をした「丘珠空港の将来像」で掲げられました滑走路延伸などの機能強化を図ることは、道内航空ネットワークの拠点として、経済、医療、防災など幅広い分野で役割を果たしていくとする道の北海道航空ネットワークビジョンにおける丘珠空港の将来展望の実現にもかなうものとの認識の下、令和4年12月と令和5年8月、札幌市とともに国に対し要請を行ったところでございます。

道といたしましては、滑走路延伸の実現によって、小型ジェット機の通年運航が可能となり、丘珠空港と道内外を結ぶ航空ネットワークが充実することで、多くのビジネス需要や観光需要の受入れが期待できる一方、旅客数の増加に対応した空港ターミナルビルの拡充や空港アクセスの充実といった課題があるものと考えてございます。

○丸山はるみ委員 デメリットとして騒音問題が挙げられますが、離発着航空機の本数はどれだけ増加し、離発着時間は現行からどのように変更されるか、お示しください。

○丹野航空課長 滑走路延伸後の運航便数などについてでございますが、「丘珠空港の将来像」におきましては、滑走路が延伸された場合の1日当たりの運航便数につきまして、現在の最大50便から、過去の航空機騒音調査のデータに基づく札幌市の試算によりまして、国が定める環境基準の範囲内での運航が可能となる便数として70便程度を想定しております。

また、空港の運用時間につきましては、ビジネス需要への対応や、搭乗便の選択肢が広がることによりまして道内外への移動機会が拡大するものと考えているため、現状の運用時間である7時30分から20時30分を、7時から21時まで1時間拡大するよう、札幌市とともに国に要望しているところでございます。

○丸山はるみ委員 札幌市では、空港周辺の航空機騒音調査を実施しています。現状では、国が定める環境基準値を下回っていると承知しています。

この調査は、自衛隊所属の航空機も対象となっているのでしょうか。また、滑走路が300メートル延伸されることにより、自衛隊の離発着航空機や訓練に変更があると確認しているのか、お答えください。

○丹野航空課長 航空機騒音に関する調査などについてでございますが、札幌市が毎年実施している航空機騒音調査は、環境省が定める「航空機騒音測定・評価マニュアル」に従いまして、空港周辺地域で、測定期間中の24時間において、民間航空機の定期便のほか、自衛隊機を含む丘珠空港に離着陸する全ての航空機を対象に実施されております。

また、「丘珠空港の将来像」は、滑走路延伸などの機能強化を図ることにより、民間航空機の活用を促すものでありまして、自衛隊の航空機や訓練の変更を想定したものではないと札幌市から伺っております。

○丸山はるみ委員 自衛隊機の訓練変更を想定していないということについて、防衛省から正式に表明されているのでしょうか。

○丹野航空課長 自衛隊の訓練等の変更についてでございますが、自衛隊が使用する航空機や訓練内容などの変更につきましては、道として、直接、防衛省や自衛隊には確認しておりません。

○丸山はるみ委員 道は、例えば、オスプレイが道内に飛来する際には、事前の情報提供を繰り返し求めてきました。オスプレイについては情報提供を求められるのに、今回の丘珠については、なぜしないのか。

滑走路300メートル延伸で民間航空機の増嵩の本数は想定されているわけですから、自衛隊機の離発着がどれだけ増加するかが分からないということでは、正確な影響想定を地元住民に説明できない、これでは問題があるというふうに思います。

防衛省に確認すべきではないでしょうか、お答えください。

○丹野航空課長 自衛隊の訓練等についてでございますが、滑走路延伸後の自衛隊の訓練内容などにつきましては、国土交通省や札幌市とともに、防衛省や自衛隊とも情報交換しながら訓練内容の把握に努めてまいります。

○丸山はるみ委員 丘珠空港は、道内、道外各地を高速でつなぐ貴重な空港です。とりわけ医療分野では、医師、患者ともに丘珠空港を利用して、札幌と全道を結ぶ命綱とも言うべき役割をこれまで果たしているということで、丘珠空港の利便性向上は期待をしているところです。

ただ一方で、丘珠空港は、自衛隊が管理する滑走路等を民間機が共用で使用する、いわゆる共用空港であり、滑走路の延伸によって軍事的な利用が拡大し、軍用機等の離発着が増加し、道民の不安が増大する可能性も否定できないと思うわけです。延伸によるメリットがある一方、僅かでも不安がある場合には、正確かつ丁寧な説明で地域住民に納得を得る姿勢が必要と考えています。

道として、情報の共有や提供などを通じて、丘珠空港の活性化に向けて、より丁寧な対応を求

【第1分科会 11月11日 第4号】

めていくべきと考えますが、いかがですか。

○藤嶋航空港湾局長 今後の対応についてでございますが、丘珠空港において滑走路延伸などの機能強化を図ることは、小型ジェット機の通年運航が可能となるだけでなく、防災支援機能の確保、あるいは、道内外を結ぶさらなる航空ネットワークの充実、さらに、新千歳空港との相互補完による道央圏の空港の機能強化にも資するものと認識しております。

このため、道といたしましては、本年10月に国が策定、公表いたしました丘珠空港機能強化計画書について、地域住民の皆様などに情報提供を行った上で、広く意見を集める、いわゆるパブリックインボルブメントを推進するために国が設置した協議会に、札幌市とともに参画したところであり、引き続き、道の各種広報媒体などを活用しながら、空港を利用する道民の皆様への周知活動や、今後開催される予定の住民説明会などに協力してまいります。

○丸山はるみ委員 終わります。

○稲村久男副委員長 丸山委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総合政策部並びに通告のなかった選挙管理委員会、出納局、人事委員会、監査委員所管に関わる質疑は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲村久男副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、11月12日水曜日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時26分散会